

# JET

株式会社 ジェイ・イー・ティ



2026年5月1日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・イー・ティ  
代 表 者 名 代表取締役 CEO 房野 正幸  
(コード番号 6228 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先 執行役員 経営管理本部 本部長  
岡田 達也  
T E L 0865-69-4080  
U R L <https://www.globaljet.jp/>

## 特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ

当社は、2026年4月30日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、特別調査委員会より調査報告書を受領後、個人のプライバシー、取引先企業等の機密情報保護の観点から、部分的な非開示措置等を施しておりましたが、完了しましたので、別添のとおり調査報告書を公表いたします。

このたびは、株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にご心配とご迷惑をお掛けしておりますこと、心よりお詫び申し上げます。

以上

# 調査報告書

(公表版)

2026年4月30日

株式会社ジェイ・イー・ティ 特別調査委員会

本調査報告書（公表版）は、特別調査委員会が2026年4月30日に株式会社ジェイ・イー・ティに提出した「調査報告書」について、同委員会が、プライバシー、個人情報保護及び機密情報保護等の観点から、個人や取引先、製品等の特定につながる可能性のある情報について、部分的な非開示措置を施して作成したものである。

株式会社ジェイ・イー・ティ 取締役会 御中

特別調査委員会

委員長 三宅英貴

委員 藤田大介

委員 大西良平

## 目次

第1章 調査の概要 .....	1
第1 特別調査委員会を設置した経緯 .....	1
第2 当委員会の目的 .....	1
第3 当委員会の調査体制 .....	3
(1) 当委員会の構成 .....	3
(2) 調査補助者 .....	3
(3) 事務局 .....	4
第4 当委員会の運営方針 .....	4
第5 調査期間 .....	5
第6 調査対象期間 .....	5
第7 実施した調査手続の概要 .....	5
1 関係資料の確認 .....	5
2 当社の事業内容や業務プロセス等の理解 .....	6
3 デジタルフォレンジック .....	6
4 売上計上に係る証憑の整理・分析その他仕訳データ分析・財務諸表分析等 .....	6
5 当社の役職員・元役職員その他の関係者に対するヒアリング .....	7
6 社内アンケート調査 .....	7
7 ホットライン（情報提供窓口）の設置・運営 .....	7
第8 留意事項 .....	8
1 任意調査による限界 .....	8
2 関与者の特定の趣旨 .....	8
3 調査の網羅性の限界 .....	8
4 調査手法及び調査費用に関する制約の有無 .....	8
第2章 基礎的な事実関係 .....	10
第1 当社の会社概要 .....	10
第2 当社の事業内容・沿革等 .....	10

(1)  沿革・事業内容等 .....	10
(2)  業績の推移 .....	13
第3  コーポレート・ガバナンスの状況等 .....	14
1  取締役会の体制・活動状況 .....	14
2  監査役会の体制・活動状況 .....	14
3  指名報酬委員会の体制・活動状況 .....	15
4  コンプライアンス委員会の体制・活動状況 .....	15
5  リスク管理委員会の体制・活動状況 .....	15
6  特別委員会の体制・活動状況 .....	16
7  常務会の体制・活動状況 .....	16
8  経営会議の体制・活動状況 .....	16
9  内部監査室の体制・活動状況 .....	17
10  社外取締役協議会の体制・活動状況 .....	17
11  会計監査の状況 .....	17
第4  業務執行の体制・活動状況等 .....	18
1  本部制の業務執行体制 .....	18
2  コンプライアンス体制 .....	19
3  内部通報制度 .....	20
第5  当社が製造・販売する半導体洗浄装置の概要及び販売プロセス等 .....	20
1  当社が製造・販売する半導体洗浄装置の概要 .....	20
2  半導体洗浄装置の製造・販売 .....	22
3  収益認識の会計方針 .....	22
第3章  当委員会の調査結果 .....	25
第1  調査結果の要旨 .....	25
第2  半導体洗浄装置の売上計上時期の調査結果 .....	25
1  調査結果の概要 .....	25

2	立上報告基準の整備・運用の実態	26
3	判明した事実関係及び当委員会の評価	28
(1)	①2022年12月期から2023年12月期への売上計上の先送り（装置a、装置b）の疑義	28
(2)	②2023年12月期から2022年12月期への売上計上の前倒し（装置c、装置d）	32
(3)	③2024年12月期から2023年12月期への売上計上の前倒し（装置e、装置f、装置g）	35
(4)	④2024年12月期から2023年12月期への売上計上の前倒し（装置h、装置i）	49
(5)	⑤2023年12月期から2024年12月期への売上計上の先送り（装置j、装置l）	52
(6)	⑥2023年12月期第4四半期から第3四半期への売上計上の前倒し（装置m、装置n）	58
4	本事案の発覚から当委員会の設置に至る経緯	61
(1)	内部監査室による本事案の疑義の把握	61
(2)	2025年11月の本件内部通報に至る経緯	63
(3)	本件社内調査での判明事項	67
第3	類似事案の調査結果	68
1	実施した調査手続の概要	68
(1)	社内アンケート調査・ホットライン	68
(2)	デジタルフォレンジック	69
(3)	関係者に対するヒアリング	69
(4)	売上計上に係る検証	69
(5)	原価計上に係る検証	69
(6)	在庫計上に係る検証	69
(7)	開発費その他の費用計上に係る検証	69
(8)	仕訳データ分析・財務諸表分析	69
(9)	予算・実績分析	70
(10)	製品在庫の減損処理に係る検証	70
2	調査結果の概要	70
第4	役員の間与の状況	70
1	房野CEO	70

2	平井専務.....	73
3	増田常務.....	74
4	伊藤氏.....	74
5	問田元取締役.....	75
6	今井常勤監査役.....	76
7	社外役員.....	77
第4章	当委員会の調査結果を踏まえた当社の連結財務諸表に対する影響額.....	78
第5章	発生原因の分析.....	80
第1	不正のトライアングル理論による分析.....	80
1	動機・プレッシャーについて.....	80
2	機会について.....	83
3	姿勢・正当化について.....	83
第2	会計不正の未然防止・早期発見が妨げられた事情の分析.....	84
1	製品の販売の売上計上基準の整備・運用の問題.....	84
2	財務部による牽制機能の問題.....	85
3	内部監査室による内部監査の問題.....	86
4	ガバナンスの問題.....	86
第3	根本原因の分析.....	87
第6章	再発防止策の提言.....	89
第1	会計リテラシーや誠実性等を備えた経営トップによる経営体制の構築.....	89
第2	立上報告基準の「立上完了」の定義の見直しの要否の検討.....	89
第3	売上計上基準の整備・運用の徹底.....	89
第4	売上計上における財務部の承認の制度化.....	89
第5	管理部門専任の取締役の選任.....	90
第6	不正リスクを想定した内部監査の実施.....	90

第7 会計不正リスク対応のガバナンスの強化 .....	90
-----------------------------	----

別紙「ヒアリング対象者一覧」

略語集

略語	正式名称
当社	株式会社ジェイ・イー・ティ
ZEUS 社	ZEUS Co.,Ltd.
JET 韓国	J.E.T. Korea Co., Ltd.
JET 台湾	J.E.T. Semi-Con. International Taiwan, Inc.
Oribright 社	Oribright Shanghai Co., Ltd.
JET 米国	JET AMERICA INC.
JET アグリ	株式会社ジェイ・イー・ティ・アグリ
EY 新日本	EY 新日本有限責任監査法人
AC アーネスト	AC アーネスト監査法人
新収益認識会計基準	「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)
東証スタンダード市場	東京証券取引所スタンダード市場
東証 TPM	東京証券取引所 TOKYO PRO Market

## 第1章 調査の概要

### 第1 特別調査委員会を設置した経緯

当社は、2026年2月6日に2025年12月期の決算発表を行う予定で準備を進めていたところ、一部の過年度会計処理について確認すべき事項が生じて精査に時間を要しており、その時点では適正な決算情報を確実に提供できる見通しが立っていないとして、同日、2025年12月期の決算発表を延期するとともにその旨を適時開示した。

その後、当社は、2026年2月9日、上記の一部の過年度会計処理について、売上計上時期（2023年12月期及び2024年12月期）に関する事実関係の調査など確認すべき事項（以下「**本事案**」という。）が生じ、監査法人と協議した結果、本事案については独立性・客観性を確保した体制で十分かつ適切に調査を実施する必要があることから、当社と利害関係のない外部専門家である弁護士及び公認会計士によって構成される特別調査委員会（以下「**当委員会**」という。）を設置し、同日、その旨を適時開示した。

### 第2 当委員会の目的

当委員会は、以下を目的として調査を実施した。

- ① 過年度の売上計上時期に関する事実関係の調査
- ② 類似する事象の有無の調査
- ③ 調査の結果判明した事実が当社の連結財務諸表に与える影響額の検討
- ④ 本事案及び類似する事案の発生原因の分析及び再発防止策の提言

上記①は本事案であり、具体的には、当社が製造・販売する複数の半導体洗浄装置の売上計上を本来計上すべき2023年12月期から2024年12月期に先送りした疑義である。本事案は、当社の内部通報制度において外部の法律事務所に設置している社外窓口が2025年11月14日に内部通報（以下「**本件内部通報**」という。）を受理し、当社のA内部監査室長が社内調査（以下「**本件社内調査**」という。）を実施したことにより把握したものである。

すなわち、本件内部通報の内容は、大要、2025年10月23日から翌24日にかけて、通報者が、経営管理本部管掌の伊藤聡取締役 CFO 兼 CSO（以下「**伊藤氏**」という。）から、①収益認識・売上計上のタイミングを2025年12月期から翌期の2026年12月期にずらす利益操作・粉飾決算の指示を受けたこと、②当該指示に従わなかったことでパワーハラスメントを受けたことについて、コンプライアンス違反として通報するものであった。

当社は、本件内部通報を受け、A内部監査室長を調査担当者として、2025年11月17日から同月26日までの間、関連文書の収集・閲覧及び関係者への聴取による本件

社内調査を実施した。その結果、A 内部監査室長は、伊藤氏から通報者に対する業務メールや業務用テキストメッセージ（LINE WORKS）などの証拠から本件内部通報の内容は概ね事実と認定した調査結果を取りまとめた。

他方、本件社内調査では、本件内部通報で申告された事案と別に、過年度において、2024 年 1 月 23 日に売上計上された中国の顧客向けの複数の半導体洗浄装置の販売案件について、当社の株式上場に伴って重要であった売上・収益の数値管理のために売上計上を 2023 年 12 月期から 2024 年 12 月期に先送りするための関連文書の改ざんが伊藤氏を含む複数の社員・部門によって組織的に行われていた疑義、すなわち本事案が確認された。

そして、本件社内調査では計上を翌期に先送りした売上の金額等は明確ではなかったものの、当委員会は、当委員会設置後の売上計上に係る証憑の整理・分析等の調査手続により、中国の顧客向け装置 3 台（装置 l、装置 k、装置 j）の売上合計 642,000,000 円を 2023 年 12 月期から 2024 年 12 月期に先送りした疑いとして本事案を把握した。

また、当委員会は、主としてデジタルフォレンジック（下記本章第 7・3 参照）と売上計上に係る証憑の整理・分析（下記本章第 7・4 参照）により、本事案以外にも複数の類似事案として半導体洗浄装置の売上の先送りや前倒しの疑義を調査の初期の段階で把握した。特に、2022 年 12 月期の売上を翌期に先送りすることにより当社株式の東証スタンダード市場への上場期である 2023 年 12 月期の純利益を向上させる利益調整の検討を上場前の 2022 年 11 月に房野正幸代表取締役 CEO（2013 年 3 月に当社代表取締役社長に就任しており、以下「**房野 CEO**」という。）を含む経営層で行っていた疑義を示唆するメールなどが検出されたことから、当委員会は、経営トップが関与する経営者不正の可能性を視野に入れて調査を行った。

なお、こうした経緯により複数の類似事案を含めて当委員会が調査範囲を拡大したことを踏まえ、当社は、当委員会の調査とその後の会計監査等に時間を要するとして、下記本章第 5 のとおり、2026 年 3 月 31 日に 2025 年 12 月期有価証券報告書の提出期限を 2025 年 5 月 29 日まで延長する承認を得たが、当委員会は、当該延長承認後の調査継続中に、房野 CEO から当委員会委員長宛ての「特別調査委員会による個別調査における配慮のお願い」と題する 2026 年 4 月 7 日付け書面（以下「**房野 CEO 書面**」という。）を受領した。

房野 CEO 書面は、当社として当委員会の調査に全面的に協力するとしながらも、株主と役職員の意向を踏まえて、当委員会に 4 点の要望を行うものであり、その 1 つとして、当委員会に対し、当初依頼した 2023 年から 2024 年までの間の会計処理を中心に調査をして、当該年度以前の会計処理や在庫棚卸、ハラスメント事案等など、調査対象以外の事項について多くの時間を割いて調査することを控えることという

要望が含まれていた<sup>1</sup>。

この要望は、類似事案の調査等によって調査に時間を要することを理由として有価証券報告書の提出期限延長申請を行ったにもかかわらず、その前提を覆すとともに、当委員会が当社の取締役会から委嘱された調査の目的を大きく変更することを示唆するものであったことから、当委員会は、2026年4月14日に房野 CEO との面談を実施してその趣旨を確認した結果、当該要望は調査の目的を変更するものではなく、調査範囲が拡大された状況で調査費用が最小限となるように尽力することを当委員会に求める趣旨であることを確認した。

### 第3 当委員会の調査体制

#### (1) 当委員会の構成

当委員会は、下表のとおり、いずれも当社と利害関係を有しない外部専門家 3 名により構成されている。

委員長	三宅 英貴（弁護士/アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）
委員	藤田 大介（公認会計士/株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory）
委員	大西 良平（弁護士/アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業）

当社は、現取締役 CFO（本事案の当時（2023年12月期当時）は経営企画室担当部長）である伊藤氏を含む経営層の関与が想定されたこと、経営企画部門、営業部門や製造部門といった主要部門の組織的な関与が想定されることなどから、本事案については独立性・客観性を確保した体制で十分かつ適切に調査を実施する必要があると判断し、当委員会については、当社と利害関係のない外部専門家のみで構成される構成とした。

他方、本事案は前任監査人である AC アーネストが外部監査を行っていた過年度の売上計上の期間帰属が問題となるものであり、現任監査人である EY 新日本に加えて前任監査人との緊密な連携が必要になること、親会社の ZEUS 社も 12 月決算の韓国取引所 KOSDAQ 市場の上場会社であり、同社の決算・監査対応に支障が生じないよう親会社及び親会社監査人との緊密な連携も必要になり得ることなどから、当社は、第三者委員会とはせず、決算・監査対応のために当社との適切な情報共有等の連携を行う運営を想定した特別調査委員会を選択した。

#### (2) 調査補助者

当委員会は、以下の外部専門家を調査補助者として選任し、当委員会の策定し

---

<sup>1</sup> 当委員会は、本件内部通報で申告された伊藤氏のパワーハラスメントの疑義については、調査対象としていない。また、当委員会の知る限り、本調査報告書提出時点で、パワーハラスメントに関する本件社内調査の結果等は伊藤氏には通知されていない。

た調査計画・方針のもと、各種の調査手続の実施に活用した。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

石井 南帆（弁護士）	北泉 隆之（弁護士）
中戸川千真（弁護士）	古沢 亮介（弁護士）
南 秀燕（弁護士）	

株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory

塩野 祐輝（公認会計士・弁護士）	山田 昂輝
石坂 穂（公認会計士）	野口 裕加（米国公認会計士）
綾 浩平（公認会計士）	梶谷 恵梨
鎌田 一朗	Ma Yu-Han Serena
村上 康昭	折戸 伸樹（公認会計士）
仁木 貴之	Yang Sichang 他 5 名

### (3) 事務局

当委員会は、執行役員経営管理本部長及び経営管理副本部長の2名を当委員会の活動を支援する事務局として選任した。

両名は、本事案への関与が疑われる伊藤氏の直属の部下であるため、今井志郎常勤監査役（以下「今井常勤監査役」という。）の監督のもと、当委員会の資料依頼への対応やヒアリングの調整など事務的な支援にのみ従事した。

## 第4 当委員会の運営方針

当委員会は、上記本章第3(1)のとおり、決算・監査対応のために当社との適切な情報共有等の連携を行う一方、経営者不正の可能性を把握したことを踏まえ、当社からの独立性を確保して運営することとした。具体的には、当委員会は、調査の焦点や進捗状況等の情報共有の範囲を当委員会の委員・調査補助者に加えてEY新日本とACアーネストに限定するとともに、当社との間で合意した以下の各事項に従って運営した。

- ① 当委員会は、当社の有利不利にかかわらず中立性・客観性を確保した調査を実施してその調査結果を報告すること
- ② 調査の方針・手続を立案・決定する権限は当委員会に専属すること
- ③ 成果物である調査報告書の起案権は当委員会に専属すること
- ④ 当社は、当委員会の調査に全面的に協力する義務を負い、当社及びその子会社や関連会社の役職員をして、当委員会の調査に全面的に最優先で協力するよう指示すること

## 第5 調査期間

当委員会は、2026年2月9日に設置され、同日から同年4月29日までの期間、各種の調査及び調査結果のとりまとめを行った。

当社は、当委員会の調査に相応の時間を要する見込みであったことを踏まえ、2026年3月30日開催の第17期定時株主総会において第17期（2025年12月期）決算報告を行うことなく継続会を開催することとした。

また、当社は、2025年12月期有価証券報告書について、当委員会の調査、当社における内部統制評価及び決算手続並びに会計監査人による追加的な監査手続等に相応の時間を要し、提出期限までに監査報告書を受領することができないとして提出期限を2026年3月31日から同年5月29日に延長する承認申請書を同年3月30日に中国財務局に提出し、翌31日に承認を受けた。

## 第6 調査対象期間

本事案は、複数の半導体洗浄装置の売上計上を2023年12月期から2024年12月期に先送りした疑義に関するものであるが、当委員会は、当社が東証TPMに上場していた2021年3月から2023年9月までの期間を含め、過去からの類似事案を網羅的に把握する観点から、2020年12月期から2025年12月期までの6事業年度を調査対象期間とした。

ただし、当委員会は、調査の過程において、当社が東京TPMに上場していた際に開示していた2018年12月期及び2019年12月期の決算数値についても訂正が必要となる可能性を把握したことから、これらの2事業年度についてもデジタルフォレンジックやヒアリング等の一部の調査手続を実施した。

## 第7 実施した調査手続の概要

当委員会は、調査期間中、全委員が参加する委員会を合計13回開催した。また、当委員会は、調査期間中、当社の現任監査人であるEY新日本及び前任監査人であるACアーネストと週次の定例会を開催して調査の進捗報告等のコミュニケーションを行って調査を進めた。

当委員会が実施した調査手続の概要は以下のとおりである。

### 1 関係資料の確認

当委員会は、当社の会社案内、組織図、社内規程、株主総会、取締役会、指名報酬委員会、特別委員会、社外取締役協議会、監査役会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、経営会議及び常務会など重要な会議体の議事録、関係者の経歴・人事に関する資料、本件社内調査に関する資料、内部監査の監査調書・監査報告書、内部

通報制度・通報実績に関する資料、内部統制に関する資料等を当社から入手してその内容を確認した。

## 2 当社の事業内容や業務プロセス等の理解

当委員会は、設置された2026年2月9日の翌10日に全委員と調査補助者数名で岡山県浅口郡里庄町所在の当社本店を訪問し、当社の沿革、事業内容、組織体制、収益認識基準及び毎期の予算策定プロセス等についての説明を受けた。

その後も、当委員会は、当社が製造・販売する半導体洗浄装置の売上計上の業務プロセスなどについて、当社の担当者から適宜説明を受けるなどして当社の事業内容や業務プロセス等を理解した。

## 3 デジタルフォレンジック

当委員会は、房野 CEO、平井洋行専務取締役（2015年3月に専務取締役に就任しており、以下「平井専務」という。）、増田隆常務取締役（2015年3月に常務取締役に就任しており、以下「増田常務」という。）、伊藤氏を含む当社の役職員合計14名（元取締役1名を含む。）の貸与 PC 等のデータ保全を実施し、2018年1月から2025年12月の対象期間<sup>2</sup>の業務用メール及びチャット（業務用テキストメッセージ（LINE WORKS））のデータをデジタルフォレンジックの対象とした。

また、経理部門の一部の役職員については、当委員会設置前後の社内のコミュニケーションを把握するため、追加のデータ保全を実施した上、2026年1月1日から同年3月31日までを対象期間とした。

保全したデータについては、キーワード検索等によって絞り込んだ合計74,145件及びこれに関連するデータを個別にレビューしてタグ付けする方法により関連するデータ648件を抽出し、必要に応じて事実確認等のフォローアップを行った。

レビューについては、当委員会が策定したレビュー・プロトコルに従って株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory の調査補助者が実施し、本事案のほか、類似事案として売上の先送りに限らず、その他の不適切な会計処理に関するデータも幅広く検出対象とした。

## 4 売上計上に係る証憑の整理・分析その他仕訳データ分析・財務諸表分析等

当委員会は、本事案及び類似事案の調査の一環として、2019年12月から2026年1月までの間に当社が製造・販売した半導体洗浄装置合計359台の売上計上時期の適切性を検証するため、営業部門の担当者に依頼して各装置の売上計上の証憑を収集・整理し、その結果を検証する手続を実施した。また、各装置に係る EIP と呼ばれる当社が使用している基幹システム上の作業進捗の記録を入手し、売上計上された日に

---

<sup>2</sup> 一部のキーワードについては、2025年5月1日から2026年2月上旬までを対象期間とした。

において作業進捗が売上計上基準に実際に達しているかの確認も実施した。

また、当委員会は、類似事案の調査の一環として、仕訳データを株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory の独自の不正仕訳分析ツールに取り込み、出力された結果をベースに類似事案その他の会計不正の兆候を識別・分析するほか、財務諸表分析により不正の兆候を示す異常値等がないかを分析し、異常値等があった場合については追加的な手続を実施した。

さらに、当委員会は、上記本章第2のとおり、経営トップが関与する経営者不正の可能性を視野に入れて類似事案を網羅的に把握するため、売上以外の原価、在庫、開発費、その他の費用等に係る勘定科目についても必要な検証を実施した。

## 5 当社の役職員・元役職員その他の関係者に対するヒアリング

当委員会は、当社の役職員・元役職員及び社外の関係者として AC アーネストや主幹事証券会社の担当者に対する対面又は WEB 会議方式によるヒアリング（対象者：40名、ヒアリング回数：70回）を実施した。当委員会が実施したヒアリングの対象者は別紙「ヒアリング対象者一覧」記載のとおりである。

ヒアリングは、当委員会の委員・調査補助者のみが参加して実施した<sup>3</sup>。

元職員2名については、当委員会の調査への任意の協力が得られなかったことにより、ヒアリングを実施することができなかった。

## 6 社内アンケート調査

当委員会は、本事案及び類似事案に関する情報収集のため、当社の常勤役員及び従業員並びに JET アグリ の役員を対象とした社内アンケート調査を実施した。

社内アンケート調査は、2026年2月27日から同年3月6日までの間、当委員会が構築したオンライン環境のアンケートサイトを利用して実施し、対象者197名全員（回収率100%）から回答を受領して必要に応じてヒアリングによる事実確認等のフォローアップを行った。

また、社内アンケート調査の案内文には、回答又は情報提供したこと自体を理由として、当社が不利益な取扱いをすることは一切ないことに加え、回答者に真実の回答を促すインセンティブを付与するため、懲戒処分等の対象となる回答又は情報提供がなされた場合でも早期に自主的に申告したことが懲戒処分等にあって有利な事情として斟酌され得ることを明示した。

## 7 ホットライン（情報提供窓口）の設置・運営

当委員会は、本事案及び類似事案に関する情報収集のため、当社の常勤役員・従業員

---

<sup>3</sup> ただし、一部のヒアリングについては、ヒアリング対象者が依頼した弁護士の同席のもとで実施した。

員及びグループ会社の役員・従業員を対象とした情報提供窓口を 2026 年 2 月 27 日から同年 3 月 6 日までの期間にかけて設置・運営した。具体的には、当委員会の調査補助者が所属するアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業に情報提供窓口を設け、メールのほか、ファックスによる匿名の情報提供も可能として、その旨をホットライン設置の案内文に明記した。

上記期間中、ホットラインに対する情報提供はなかった。

## 第 8 留意事項

### 1 任意調査による限界

当委員会の調査は、法令上の権限に基づく直接強制又は間接強制の強制力を伴うものではなく、関係者の任意の協力のもとに実施されたものであり、仮に関係当局が法令上の権限に基づいて調査・検査等を実施した場合には当委員会の認定とは異なる事実関係が明らかになる可能性がある。実際、上記本章第 7・5 のとおり、元職員 2 名については、当委員会の調査への任意の協力が得られなかったことにより、ヒアリングを実施することができなかった。

### 2 関与者の特定の趣旨

当委員会は、会計不正を認定した取引について、当委員会の調査終了後の当社の経営体制や決算・監査対応への影響の有無の検討に資する情報を提供するため、取締役や監査役の関与の有無の特定を行ったが、法的責任、経営責任及び管理責任の追及は当委員会の目的ではなく、取締役や監査役の善管注意義務違反等について検証や評価を行ったものではない。

### 3 調査の網羅性の限界

当委員会は、調査対象期間（2020 年 12 月期から 2025 年 12 月期まで）における会計不正（意図的な財務諸表の虚偽表示）を網羅的に検出するための調査を尽くしたが、過去の事象についての役職員の記憶は減退していることに加え、一部の元職員にはヒアリング自体を実施できなかったことなどの制約があり、過去の会計不正を網羅的に検出したことを保証するものではない。

また、2018 年 12 月期及び 2019 年 12 月期については、デジタルフォレンジックやヒアリング等の一部の調査手続を実施したにとどまり、同様に当該事業年度における会計不正を網羅的に検出したことを保証するものではない。

### 4 調査手法及び調査費用に関する制約の有無

当委員会は、調査継続中に 2026 年 4 月 7 日付け房野 CEO 書面を受領したところ、同書面には、上記本章第 2 記載の要望に加え、当委員会のヒアリング実施方法や調

査費用に関する以下の要望が含まれていた。

- ① 2時間超のヒアリングが常態化し、多数回のヒアリング<sup>4</sup>を受けていて心身への負担や業務への影響等を訴えている役職員がいるため、当委員会のヒアリングの実施回数を必要最低限にするとともに1時間を超える面談を行う場合は1回の休憩を挟むなどの配慮をすること
- ② 役職員の心身への負担となっているため、一度回答したにもかかわらず、役職員の回答内容を否定するような質問や、結論ありきのような誘導的な質問を繰り返し受けるような態様の当委員会のヒアリングを控えること
- ③ 当委員会のヒアリングは、最小人員による面談等の対応を行い、調査費用等が最小限となるよう尽力すること

当委員会は、こうした要望に沿ってヒアリングの実施方法等を変更する必要はないと判断して房野 CEO にその旨を伝達しており、当委員会の調査手法や調査費用に関する制約は一切生じていない。

なお、当委員会が房野 CEO 書面記載の各種の要望を受けた背景として、社内アンケート調査やヒアリングにおいて当委員会に対して積極的に情報提供や供述を行う役職員が乏しく、当委員会は、五月雨式に把握したデジタルフォレンジックの検出事項に対する認識を都度ヒアリングで確認するような事実確認を余儀なくされ、調査が難航したという事情があったことを付言する。

---

<sup>4</sup> なお、房野 CEO 書面では、「7～8回もの多数回」にわたってヒアリングを受けた者がいる旨主張するものであったが、同書面の日付の時点では最多で4回のヒアリングを受けた者が2名存在するのみであり、前提となる事実を誤認していた。

## 第2章 基礎的な事実関係

本章では、本事案の前提となる事実関係を記載する。なお、基本的に当委員会設置時点における当社の状況や体制等を記載するが、必要に応じて過去の状況や体制等についても言及する。

### 第1 当社の会社概要

当社の会社概要は下表のとおりである。

社名	株式会社ジェイ・イー・ティ (J.E.T. Co., LTD.)
代表者	代表取締役 CEO 房野 正幸
所在地	岡山県浅口郡里庄町新庄金山 6078
設立	2009年4月24日
資本金	18億4,888万円
事業内容	半導体洗浄装置の開発・設計・製造・販売・アフターサービス等
従業員数	169名（連結会社含む従業員数293名）（2024年12月31日現在）
上場市場	東証スタンダード市場
事業年度	毎年1月1日から翌年12月31日まで
監査法人	EY 新日本有限責任監査法人（現任） AC アーネスト監査法人（2024年12月期まで）

### 第2 当社の事業内容・沿革等

#### (1) 沿革・事業内容等

当社は、元 JASDAQ 上場会社で半導体洗浄装置の製造、販売及び保守サービスを行っていたエス・イー・エス株式会社（以下「旧エス・イー・エス社」という。）を前身としており、同社が2008年9月以降のいわゆるリーマン・ショックによる半導体不況の影響で破綻した後、同社の韓国エージェントであった半導体・液晶用各種製造装置の製造・販売を行う ZEUS 社が旧エス・イー・エス社の顧客対応を受け継ぐため、その全額出資により岡山県浅口郡里庄町において2009年4月24日に当社を設立した。そして、当社は、同年5月に旧エス・イー・エス社の半導体事業部門である「岡山グリーンテクノ工場（現本社工場）」を事業譲渡により取得するとともに、同社が保有していた台湾現地法人「協裕国際科技股份有限公司」（現 JET 台湾）、中国現地法人「艾使易電子貿易（上海）有限公司」（現 Oribright 社）及び韓国現地法人「株式会社 K.S.E.S」<sup>5</sup>の全株式を取得して子会社化して事業活動を開始した。

その後、当社は、2021年3月に東証 TPM に株式を上場し、2023年9月にその

<sup>5</sup> その後、株式会社 K.S.E.S は2009年12月に清算された。

上場を廃止するとともに東証スタンダード市場に株式を上場した<sup>6</sup>。また、ZEUS社は、東証スタンダード市場への株式上場時に保有する当社株式の一部の売出しを行ったものの、親会社として当社の議決権の66.3%（2025年12月31日時点）を保有しており、ZEUS社自身も韓国取引所 KOSDAQ 市場に株式を上場している。

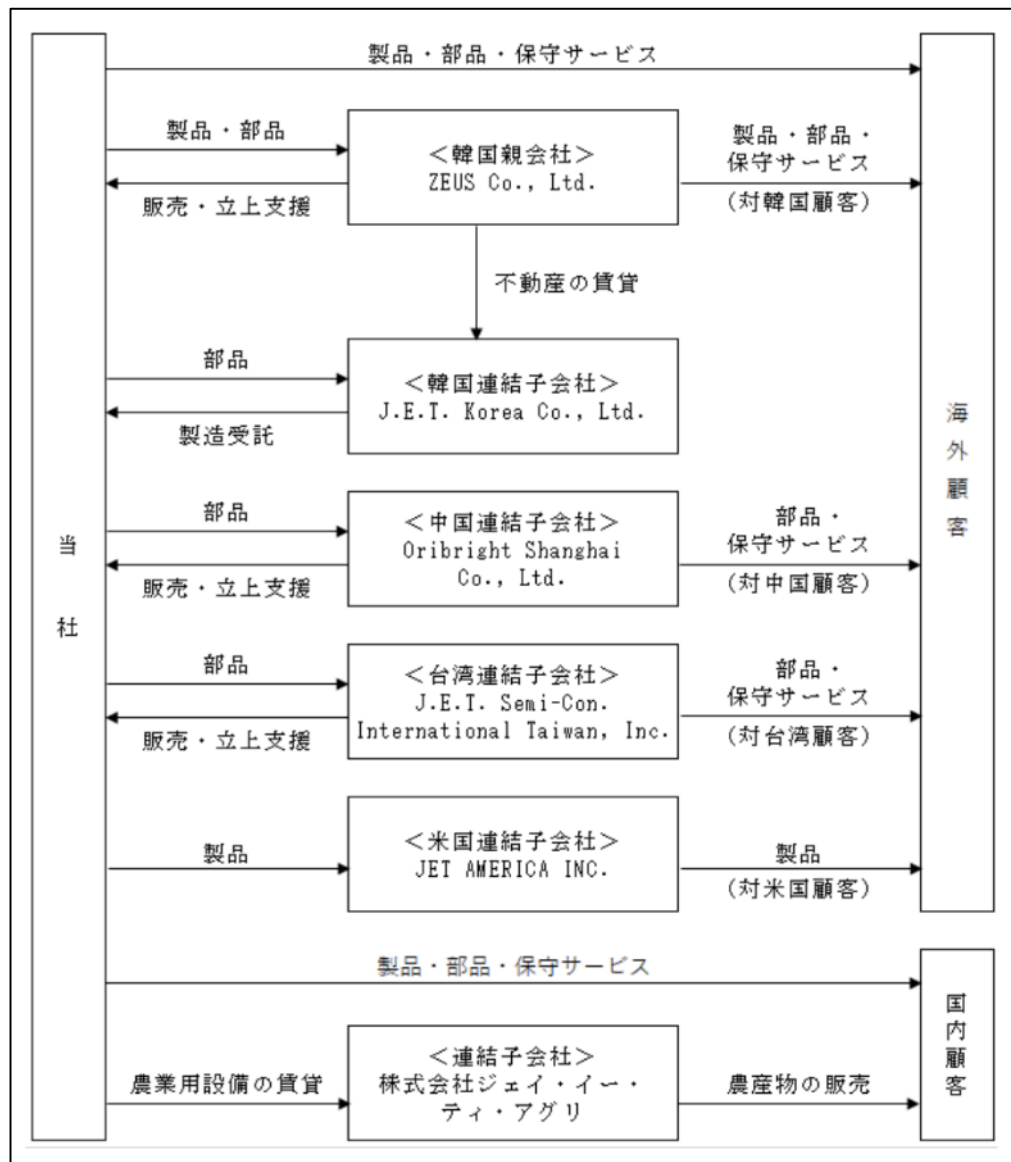
当社グループは、当社及び連結子会社等5社により構成されており、半導体製造の前工程で使用される半導体洗浄装置の開発・設計・製造・販売を行う半導体事業（2024年12月期有価証券報告書によると同期販売実績17,837百万円）を主な事業としている。半導体洗浄装置は、主に韓国、中国、台湾の半導体メーカーへ販売しており、2024年1月より新たに日本及び米国での営業活動を開始した。装置の一部については、顧客への販売支援業務や顧客工場での装置立上業務等を台湾連結子会社のJET台湾及び中国連結子会社のOribright社の2社及びZEUS社に業務委託している。

また、当社グループは、その他の事業として、2021年10月に設立したJETアグリにより農産物の生産・販売等を行うアグリ事業（2024年12月期有価証券報告書によるとアグリ事業を含むその他の事業セグメントは同期販売実績42百万円）を行っている。

当社の2024年12月期有価証券報告書に記載された事業系統図は以下のとおりである。

---

<sup>6</sup> 当社は、2022年11月15日に東証スタンダード市場への株式上場申請を行った旨を同日適時開示しており、上場申請の理由として、「売上高は会社設立以来右肩上がり増加傾向であり、中長期的な半導体需要の増加による半導体メーカーの投資拡大に合わせて、今後更なる事業拡大に向け、内部管理体制の強化、生産能力の増強、優秀な人材の確保が喫緊の経営課題」であり、それらの課題に対処できると考えたことによるとしている。当社株式の同市場への新規上場は2023年8月21日に承認されたが、同日付けの適時開示では、上場の理由について、「より一層の社会的信用・知名度の向上を図るとともに、資金調達の一層の多様性を備えるため」としている。



当社の2026年3月31日付けコーポレート・ガバナンス報告書等によると、当社は、ZEUS社との事業の棲み分けがなされており、当社の経営判断において、親会社の承認を必要とする取引や業務等は無く、事業上の制約は特にない。また、当社の少数株主の利益を保護し、当社の企業価値向上を実現するため、当社は、親会社との間で、当社の経営の自主性、当社の上場維持、少数株主の利益の尊重等を担保するための当社の経営方針及びガバナンス体制に関する合意書を締結している。

同合意書には、ZEUS社は、当社が東証スタンダード市場に上場するに当たり、上場時には流通株式比率が25%以上、かつ当社に対する持ち株比率が66.6%以下となるよう当社が公募増資又はZEUS社が当社株式の持ち分売出し若しくはその

両方を実施することを確認する規定がある。

当社は、2023年9月の東証スタンダード市場への株式上場に際し、主幹事証券会社を引受人として、当社が新規発行する普通株式60万株の公募増資とともに、ZEUS社を売出人とする当社普通株式80万株の売出し、主幹事証券会社を売出人とする当社普通株式21万株のオーバーアロットメントによる売出しを行った。なお、房野CEO、平井専務、増田常務など当社の一部役員も当社の普通株式を所有していたが、それらの株式の売出しは行われていない。

## (2) 業績の推移

当社の2020年12月期以降の外部監査済みの業績（連結）の推移は下表のとおりである<sup>7</sup>。なお、下表には、当委員会の調査結果を踏まえた影響額は反映されていない。

（単位：百万円）

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売上高	13,017	19,102	23,114	24,984	17,880
営業利益	911	1,852	2,078	2,613	789
経常利益	828	1,703	1,896	2,444	662
親会社株主に帰属する当期純損益	636	1,167	1,197	1,651	318
純資産	6,141	7,308	8,340	12,411	12,469

当社グループは、2024年12月13日に中期経営計画「Innovation 2027」を策定しており、経営上の指標として、2027年12月期までに売上高275億円、原価率76.4%、営業利益30億円、営業利益率10.9%の目標値を定めている。

しかし、2025年12月期は業績が悪化し、2025年7月31日には通期連結業績予想を下方修正し、2025年12月期は売上高13,420百万円、営業利益▲1,810百万円、経常利益▲1,910百万円、親会社株主に帰属する当期純利益▲2,750百万円の赤字決算になって期末配当が無配になる見込みを公表した<sup>8</sup>。

また、2026年1月30日には、2025年12月期通期連結業績予想をさらに修正し、2025年12月期は売上高15,133百万円、営業利益▲1,878百万円、経常利益▲1,960百万円、親会社株主に帰属する当期純利益▲2,775百万円として赤字が拡大

<sup>7</sup> 当社の2020年12月期連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査法人の監査が行われており、2021年12月期以降の連結財務諸表については、金商法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査が行われている。

<sup>8</sup> 当社は、減益要因として、受注したが納入時期が明確でない製品在庫の棚卸評価損1,340百万円、部品在庫の棚卸評価損200百万円の計上などを挙げている。

する旨を公表した。

### 第3 コーポレート・ガバナンスの状況等

#### 1 取締役会の体制・活動状況

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役3名）で構成されており、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定している。定例取締役会では直前の月次決算などを報告事項としている。

社外取締役3名はいずれも独立役員として指定されている。

当社が提出した有価証券報告書等によると、2020年12月期以降の定時株主総会終結時の取締役の推移は下表のとおりである。

	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
房野 正幸	代表取締役社長	代表取締役社長	代表取締役社長	代表取締役社長	代表取締役 CEO 兼 CTO
平井 洋行	専務取締役	専務取締役	専務取締役	専務取締役	専務取締役
増田 隆	常務取締役	常務取締役	常務取締役	常務取締役	常務取締役
徐 基鎬	取締役	取締役			
問田 宗寿	取締役	取締役	取締役	取締役	
伊藤 聡					取締役 CFO 兼 CSO
小野 保	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	
田淵 裕久	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役
奥田 哲也	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役	社外取締役
深尾 稔					社外取締役

なお、当社は、2022年4月末までは、ZEUS社から非常勤取締役1名を受け入れていたが、2022年4月30日の徐基鎬氏の取締役辞任以降、同社からの役員及び従業員の派遣はない。

#### 2 監査役会の体制・活動状況

監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、常勤監査役1名を置いている。監査役は、取締役会等重要な会議への出席のほか、原則、毎月1回の監査役会開催により、取締役の業務執行を監査している。今井常勤監査役が、2018年3月以降、常勤監査役を務めており、社外監査役2名はいずれも独立役員として指定されている。

当社が提出した有価証券報告書等によると、2020年12月期以降の定時株主総会終結時の監査役の推移は下表のとおりである。

	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
今井 志郎	常勤監査役	常勤監査役	常勤監査役	常勤監査役	常勤監査役
吉川 龍男	社外監査役	社外監査役			
寺尾 耕治	社外監査役	社外監査役	社外監査役	社外監査役	社外監査役
山本 実治			社外監査役	社外監査役	社外監査役

### 3 指名報酬委員会の体制・活動状況

指名報酬委員会は、総務部を事務局として社外取締役3名及び房野 CEO の4名で構成されており、取締役会から諮問を受けた取締役、監査役及び執行役員への指名・報酬等に関する事項について、取締役会に答申を行っている。

指名報酬委員会は、1年に1回以上開催するとされ、概ね1年に2～3回の頻度で開催されている。

### 4 コンプライアンス委員会の体制・活動状況

コンプライアンス委員会は、取締役会に直属しており、当社の2024年12月期有価証券報告書によると、房野 CEO を委員長とし、コンプライアンス担当取締役、社外取締役3名、内部監査室長及び従業員代表を委員として、各委員が監査役、内部監査室と連携し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握及び役職員の研修教育等を行っている<sup>9</sup>。

概ね3か月に1回の頻度で開催され、内部通報・ハラスメント通報の件数・内容、内部監査における報告事項、コンプライアンス研修の実施予定・実施結果等の報告が行われている。

本事案の発覚の契機となった本件内部通報についても2025年12月16日開催の第32回コンプライアンス委員会においてA内部監査室長から本件社内調査の結果の報告が行われているが、それ以外に過去に当社の売上の期間帰属の問題を指摘する内部通報が行われてコンプライアンス委員会に報告された形跡はない。

### 5 リスク管理委員会の体制・活動状況

リスク管理委員会は、取締役会に直属しており、房野 CEO を委員長とし、常勤取

<sup>9</sup> 当社の2024年12月期有価証券報告書では、房野 CEO を委員長とし、コンプライアンス担当取締役、社外取締役3名、内部監査室長及び従業員代表を委員として記載されているが、当社のコンプライアンス規程では、社長を委員長とし、コンプライアンス担当取締役、社外取締役、部長以上の1名以上のコンプライアンス担当者を委員とすると規定されている。

締役及び常勤監査役を委員として、各委員が、リスクマネジメントの全社的推進と管理に必要な情報の共有化を図り、リスクマネジメントに係る方針、施策の決定、リスク回避措置の指導監督等を行っている。

## 6 特別委員会の体制・活動状況

特別委員会は、2024年5月16日に取締役会の諮問機関として設置され、東京証券取引所に独立役員として届出した社外取締役3名及び社外監査役2名で構成されており、取締役会から諮問を受けた、支配株主と少数株主との利益が相反するリスクのある取引・行為について審議・検討を行い、少数株主の利益保護の観点から、取締役会に答申を行っている<sup>10</sup>。

1年に4回以上開催するとされており、当社とZEUS社及びその子会社等との取引実績等についての審議・検討を行っている。

## 7 常務会の体制・活動状況

常務会は、経営戦略部を事務局として常勤取締役4名、執行役員3名及び常勤監査役で構成されており、房野CEOを議長とし、月1回の定例常務会のほか、必要に応じて臨時常務会を開催し、職務権限規程等で定められた事項を決定している<sup>11</sup>。

定例常務会では直近月の収益予実と収益予測が報告されており、毎年9月の定例常務会において次期予算策定の審議が開始され、10月以降の常務会内において予算審議会が開催され、予算が確定後に12月開催の取締役会に上程される。

## 8 経営会議の体制・活動状況

経営会議は、経営戦略部を事務局として常勤取締役4名、執行役員3名、本部長、部長、室長で構成されており、常勤監査役も出席している<sup>12</sup>。房野CEOを議長とし、原則として2024年12月期までは毎月1回、2025年12月期以降は3か月に1回の定例経営会議のほか、必要に応じて臨時経営会議を開催し、職務権限規程等で定められた事項を協議及び報告している。

---

<sup>10</sup> 当社の2024年12月期有価証券報告書では、社外取締役3名及び房野CEOの4名で構成されていると記載されているが、当社の特別委員会規程では、東京証券取引所に独立役員として届出した社外取締役全員で構成され、東京証券取引所に独立役員として届出した社外監査役も委員として選任できると規定されている。

<sup>11</sup> 当社の2024年12月期有価証券報告書では、常勤取締役4名と執行役員3名、常勤監査役1名で構成されていると記載されているが、当社の会議体規程では、社長、常勤取締役、執行役員、本部長で構成され、常勤監査役は常務会に出席できると規定されている。

<sup>12</sup> 当社の2024年12月期有価証券報告書では、常勤取締役4名と執行役員3名、常勤監査役1名、部門長で構成されていると記載されているが、当社の会議体規程では、社長、常勤取締役、執行役員、本部長、部長、室長で構成され、常勤監査役は経営会議に出席できると規定されている。

具体的には、取締役会・常務会に関する報告、事業（部門）運営計画の進捗報告等が行われている。

## 9 内部監査室の体制・活動状況

内部監査室は、社長直轄の組織として内部監査員2名で構成され、各部門各課、国内各拠点及び主要子会社を対象に年1回以上の監査を行っており、具体的には、内部監査基本計画書、内部監査実施計画書を作成して房野CEOの承認を得た上、各部署の業務活動全般に関して、法令・規則、職務分掌、職務権限、社内諸規程に基づき内部統制、資産管理及びコンプライアンス等の観点から監査（保証、助言、有効性の評価）を行っている。監査結果は、月次報告として内部監査報告書にて房野CEOに報告を行い、さらに常勤監査役にも直接報告を行っている。

内部監査において問題点を発見した場合には、代表取締役へ報告の上、被監査部門に改善の勧告を行うとともに、改善状況の確認のためのフォロー監査を実施している。

## 10 社外取締役協議会の体制・活動状況

社外取締役協議会は、総務部を事務局として社外取締役3名で構成され、互選により選任された筆頭社外取締役を議長とし、2020年10月9日に開催された第1回以降、原則として月1回の定例会議を開催し、取締役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換・認識共有を行うとともに、事業及びコーポレート・ガバナンスに関する事項等を協議し、代表取締役その他の取締役、及び取締役会への提案を行っている。

## 11 会計監査の状況

当社は、2009年12月期以降、任意監査契約によるACアーネストの外部監査を受けていたところ、ACアーネストは、2017年3月に当社の会計監査人に就任し、2017年12月期から2024年12月期までは、財務諸表監査を行っていたが、当社は、ACアーネストによる監査継続年数が長期にわたっていること、当社の業容の拡大とグローバル化がさらに進んできていることを理由として監査人の異動を決定し、2025年3月26日をもってEY新日本が当社の会計監査人に就任した。

また、当社は、2023年12月期と2024年12月期に当社グループの財務報告に係る内部統制は有効と判断した旨の内部統制報告書を提出しているが、新規上場会社の内部統制監査の免除を選択したことにより監査法人による内部統制監査は行われておらず、2026年12月期から実施予定である。

なお、ACアーネストが発行した2021年12月期から2024年12月期の連結財務諸表に対する監査報告書では、監査上の主要な検討事項（KAM）として、いずれも「半

半導体製造装置事業における売上高の期間帰属の適切性」を挙げており、その理由として、半導体製造装置の主たる部分は顧客の工場における設置・立上作業を伴うものであるとして、新収益認識会計基準等を適用開始した 2022 年 12 月期以降の監査報告書では以下の理由を記載している<sup>13</sup>。

会社は、半導体製造装置の販売について、装置の立上作業を行い動作を確認することで財貨の移転又は役務提供の完了及び対価の成立が確認できるため、立上完了時点で収益認識している。会社が納めている半導体製造装置は顧客の半導体製造ラインの一部を構成するものであるため、会社は顧客の要望する時期に立上作業を行う必要があるが、他社の半導体製造装置納入の進捗遅延や顧客の予定した通常の期間内でのライン稼働を阻害する要因が発生し、会社の納入する装置の立上作業が完了するまでに相当の期間を要する場合がある。立上完了時点が正しく認識されなかった場合、売上高が適切な会計期間に計上されない可能性がある。

#### 第 4 業務執行の体制・活動状況等

##### 1 本部制の業務執行体制

当社では、2024 年 1 月 1 日に本部制を導入しており、以下の各本部が置かれた。

① 管理本部

総務、人事、法務・知財、貿易管理、経理、財務に関する業務を統括

② 経営統括本部

経営戦略、IR・広報、システム、子会社に関する業務を統括

③ 生産本部

技術企画、技術開発、製造、設計、生産管理、購買、品質管理に関する業務を統括

④ 営業本部

営業企画、営業、販売管理に関する業務を統括

そして、同日付けをもって平井専務が生産本部長、増田常務が営業本部長、問田宗寿取締役（2025 年 3 月に取締役を退任しており、以下「問田元取締役」という。）が管理本部長、伊藤氏が経営統括本部長にそれぞれ就任した。

その後、2025 年 1 月 1 日付けをもって組織変更が行われ、現状、以下の各本部が置かれている（本部に属さない CEO 直轄の部署として、内部監査室と品質部が置か

<sup>13</sup> AC アーネストは、KAM における監査上の対応としては、売上計上に係る内部統制の整備及び運用状況の評価のほか、監査人が抽出した売上取引について、①取引内容に関する経営管理者や営業担当者への質問及び注文書など関連証憑の検討、②立上作業の完了を示す報告書及び関連資料との証憑突合、③売上計上後に発生する原価が合理的な金額であることの検討の監査手続を実施した旨を記載している。

れている。)

本部	同本部内の部署又は子会社
経営管理本部	経営戦略部（経営戦略課、管理会計課） 総務部（総務・人事課、法務課、システム・DX 課） 財務部（経理課、財務課） 調達部（購買・資材課） JET 韓国、Oribright 社、JET 台湾、JET 米国、JET アグリ
生産本部	生産技術部（機械製造課、電気製造課、装置担当課、フィールドサービス課、生産管理課）
営業本部	ビジネス推進 1 部（ビジネス推進 1 課） ビジネス推進 2 部（ビジネス推進 2 課） ビジネス管理部（ビジネス管理課）
技術本部	SD 部（システム技術課、装置技術課） 技術企画室 技術開発部（技術開発課） SE 部（機械設計課、電気設計課）

そして、同日付けをもって伊藤氏が執行役員 CFO 兼 CSO（2025 年 3 月には取締役役に就任した。）、B 氏が執行役員経営管理本部長兼財務部長、C 氏が執行役員経営管理副本部長兼総務部長にそれぞれ就任した。同日付けで新設された技術本部は房野 CEO が管掌する。

## 2 コンプライアンス体制

当社は、上記本章第 3・4 のとおり、企業倫理・法令遵守を推進するため、取締役会直属の組織として房野 CEO を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会が、当社におけるコンプライアンスに関する取組みを行う。コンプライアンス委員会は、取締役会から指示があった場合には、当該指示に基づき、関連部門を指揮・監督してコンプライアンスに関する事項についての活動を実施し、各部門は、コンプライアンス委員会より、コンプライアンス委員会の職務に関連して協力要請があった場合には、それに協力する義務を負うとされている。

企業理念「お客様第一主義に徹し、強い会社・良い会社づくりに邁進し、人を大切にし、社会貢献につとめてまいります。」及びクレド「—未来をつくる 6 つの約束—精神・人・顧客・挑戦・迅速・技術」に則り、法令・規則及び社内諸規程・ルールの遵守、反社会的勢力の排除、環境への配慮、社員の人格・個性の尊重、並びにステークホルダーへの情報公開について全ての役職員が遵守すべき行動基準として「コンプライアンス基本方針」を整備・運用している。

同基本方針のうち、「ステークホルダーへの情報公開」については、「顧客、取引先、社員、株主等の全てのステークホルダーに対して、企業情報を積極的かつ公正に開示し、透明性の確保に努めます。」と規定されている。

### 3 内部通報制度

当社は、組織的又は個人的な法令や定款に違反する行為、又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるため、社内及び社外の第三者機関を通報窓口とした内部通報体制を整備・運用している。社内窓口は、①所属部門の長、②内部監査担当者、③常勤監査役とされ、外部の法律事務所が社外窓口とされている。

内部通報の主管部門は内部監査室とされており、通報等された事項に関する事実関係の調査担当部門は内部監査室とされている。

本件内部通報前には、2021年に1件、2024年に3件の利用実績があるものの、本事案や類似事案が通報されたことはない。

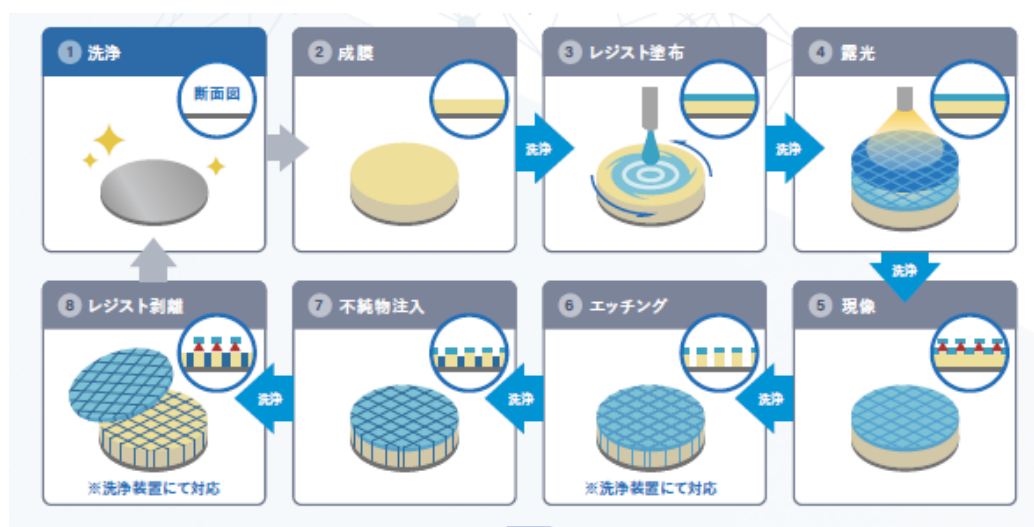
なお、当社ではハラスメントに関する相談・苦情窓口も別途整備・運用されている。

## 第5 当社が製造・販売する半導体洗浄装置の概要及び販売プロセス等

### 1 当社が製造・販売する半導体洗浄装置の概要

半導体製造工程においては、シリコンウエハ（以下「ウエハ」という。）に回路を形成するまでの「前工程」と、回路が形成されたウエハを半導体チップに切り出して製品化する「後工程」とに分かれており、前工程では、成膜・レジスト塗布・露光・現像・エッチング・不純物注入・レジスト剥離といったプロセスが繰り返し行われており、各プロセスの間にはウエハに付着した微細な汚れやゴミを取り除くため洗浄工程が必要となるところ、当社は、この前工程の各プロセスでの処理前後において実施される洗浄工程における半導体洗浄装置の開発・製造・販売を行っている。

（参考：半導体製造プロセス 前工程）



一般的に、半導体洗浄装置には、多数（25～50 枚）のウエハを同時に各処理槽にて処理を行う「バッチ式洗浄装置」と、ウエハを1枚ずつチャンバー（処理槽）内で処理する「枚葉式洗浄装置」があるところ、当社は、バッチ式洗浄装置と枚葉式洗浄装置のいずれも取り扱っているが、販売実績の大半はバッチ式洗浄装置が占め、いずれのタイプも顧客の要求仕様に合わせて細やかなカスタマイズが可能という点に特徴がある。

（参考：当社の主力製品）



## 2 半導体洗浄装置の製造・販売

当社グループの半導体洗浄装置の設計・開発・製造は、当社と JET 韓国で行っていた。JET 韓国は、2020 年 9 月に設立されており、2023 年 12 月期に 8 台、2024 年 12 月期に 2 台の製造実績があるが、2026 年 1 月 1 日付けで当社の韓国支社に事業譲渡されている。2024 年 12 月期有価証券報告書によると、当社の半導体洗浄装置は、受注生産で受注後に必要な部材等を調達して製造しており、基本的な取引条件として、出荷時まで装置価格の 90%相当を顧客から回収する。

製造した半導体洗浄装置の販売先は、主に韓国、中国、台湾の半導体メーカーであるが、2023 年 10 月に JET 米国を設立して米国の顧客向けの販売業務を開始している。2024 年 12 月期の地域別の販売実績及び同実績の総販売実績に対する割合は、中国が 10,758 百万円で 60.2%を占め、次いで韓国が 6,075 百万円で 34.0%を占めている。

中国の半導体メーカーに販売する際には Oribright 社、台湾の半導体メーカーに販売する際には JET 台湾、韓国の半導体メーカーに販売する際には ZEUS 社から、それぞれ販売支援及び立上支援を受けて当社が販売している。

これらの連結子会社 2 社及び ZEUS 社は、当社が納入した半導体洗浄装置の改造、部品販売及び保守サービスも提供している。

## 3 収益認識の会計方針

当社は、新収益認識会計基準等を 2022 年 12 月期の期首から適用している。

半導体製造装置の開発・製造・販売の事業における主な履行義務としては、装置の販売における「装置の引渡し及び立上に関連する役務の提供」を主な履行義務として識別しており、主として、装置の立上に関連する役務の提供が完了した時点で収益を認識している。

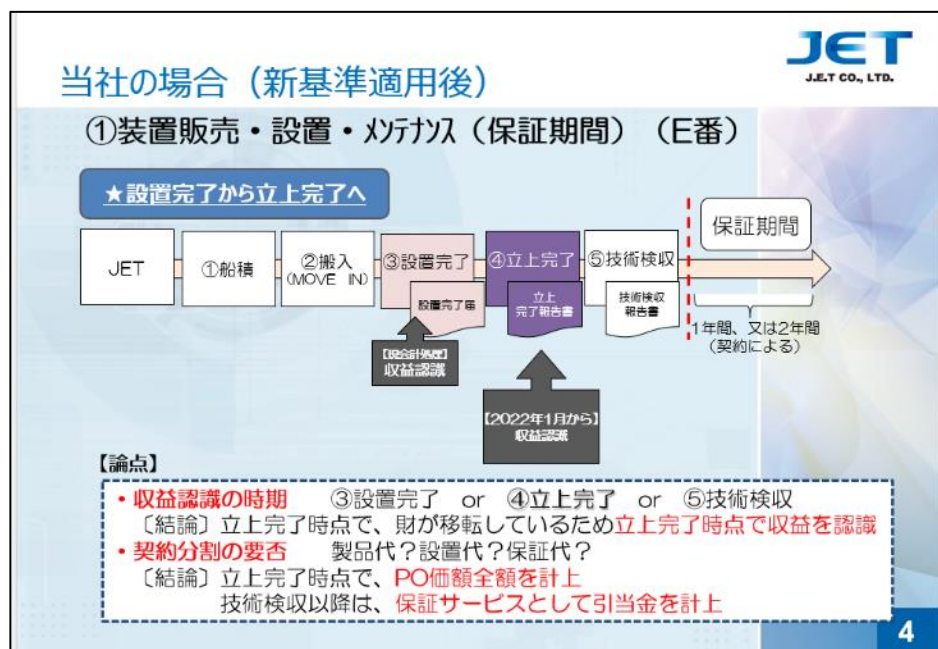
当社の「販売管理規程」（2018 年 2 月 1 日制定）では、従前、製品の販売の売上計上基準は「設置完了基準」と規定されており、2017 年 12 月期から 2021 年 12 月期までは装置の設置作業が完了した時点で収益を認識していたところ、2022 年 1 月 1 日から「立上報告基準」が適用開始されたものの、規程の改定が行われず、内部監査室の指摘によって 2024 年 5 月 1 日付けで「立上報告基準」に改定された。なお、販売管理規程の制定前の 2016 年 12 月期までは FOB 基準が適用されていた<sup>14</sup>。

このように販売管理規程は適時に改定されておらず、立上報告基準の詳細を文書化した社内規程やマニュアル等は整備されていないものの、2022 年 1 月 13 日付けで財務部が作成した「新収益認識基準について【概要及び実務上の変更点】」と題する

---

<sup>14</sup> 問田元取締役は、当社入社前で詳しい経緯は把握していないものの、AC アーネストからの指摘を受け、株式上場を見据えて FOB 基準から設置完了基準に変更したとの認識を供述している。

資料（以下「立上報告基準説明資料」という。）には、以下の頁があり、2022年1月から「立上完了時点」で収益を認識することが明記されており、実務担当者で協議されていた形跡がある。



また、立上報告基準説明資料には、「立上完了の定義（経理検収のための）」として、「テストラン開始時点（テストウエハが流れ始めた時点）」との記載がある。

さらに、立上報告基準説明資料には、実務上の注意点として、作業内容の定型文として「立上条件出しが完了し、テストランが開始できますのでお客様に装置をリリースしました。」と記載した「作業報告書（Work Report）」と題する書面（立上報告基準説明資料では、ファイル名（書類名）は「立上報告書」とするとされており、以下「立上報告書」という。）を売上計上の証跡として利用すること、立上報告書の日付は「作業が完了した日付」を記載すること、立上報告書には「記入者」欄に「作業者のサイン」、「承認者」欄に「現法のサイン」を要すること、すなわち、実際の立上作業を行う JET 台湾や Oribright 社の作業担当者や承認者のサインをもって作成する内部証憑で売上計上を行う旨が記載されている。

顧客先への搬入（Move in）からの作業は、作業担当者が EIP と呼ばれるシステム上に進捗状況を原則週 2 回登録する方法により進捗管理が行われ、生産部門や営業部門の関係者には登録の都度メールで配信される。販売管理規程上、「営業部門担当者は、立上報告書の日付や署名等の記載内容を確認し、販売管理システムにて売上申請を行い、営業部門課長の承認を得なければならない。」と規定されており、実務上、営業部門担当者（ビジネス推進部の担当者）は、特定の日付での

立上報告書の作成を作業担当者と承認者に指示してサイン済みの立上報告書を入力して売上申請を行う。売上申請の承認については、販売管理規程上は「営業部門課長」と規定されているものの、実務上は、ビジネス推進部長（2024年12月期以降は、ビジネス推進1部と同2部に分離され、韓国、台湾、シンガポールの顧客向けの取引はビジネス推進1部長、米国、日本、中国の顧客向けの取引はビジネス推進2部長）が承認する。

なお、当社が売上計上の証跡として利用する立上報告書とは別の書類として、立上完了時に立上完了報告書（書面の題名は立上報告書と同じ「作業報告書（Work Report）」であるが、当社における呼称に倣い、以下「立上完了報告書」という。）が作成されており、作業担当者のサインに加えて「客先担当者」のサインも必要とされている。立上完了報告書の作成時点では既に売上計上が行われているため、通常、同報告書は売上証憑である立上報告書の日付よりも後の日付で作成される。

### 第3章 当委員会の調査結果

#### 第1 調査結果の要旨

当委員会は、各調査手続を実施した結果、下記本章第2のとおり、2022年12月期から2024年12月期にかけて、複数の半導体洗浄装置の売上計上時期を不正に操作する会計不正（意図的な財務諸表の虚偽表示をいう。以下同じ。）が行われたと認定した。

もともと、下記本章第3のとおり、当委員会の調査の結果、上記の売上計上時期の不正な操作以外の会計不正は確認されなかった。

#### 第2 半導体洗浄装置の売上計上時期の調査結果

##### 1 調査結果の概要

当委員会は、上記第1章第7・4のとおり、営業部門の担当者に依頼して半導体洗浄装置の売上計上に係る証憑を収集・整理し、その結果を検証して売上計上時期の不正な操作が行われた疑義のある取引を抽出した。

そして、当委員会は、上記第1章第7のとおり、関係資料の確認やデジタルフォレンジック、当社の役職員・元役職員その他の関係者に対するヒアリングを実施するなどして各取引に関する事実関係を確認し、売上計上時期の適切性を検証するとともに、売上計上時期の操作の意図性の有無等を調査した。

当委員会が売上計上時期の不正な操作が行われた疑義があるとして抽出した主な取引と各取引についての調査結果は下表のとおりである。

(単位：円)

疑義のある主な取引	製番	売上高 <sup>15</sup>	調査結果
① 2022年12月期から 2023年12月期への 売上計上の先送り	装置 a	270,000,000	売上計上時期は不適切とはいえ、 財務諸表の虚偽表示に該当しない。
	装置 b	250,000,000	
	小計	520,000,000	
② 2023年12月期から 2022年12月期への 売上計上の前倒し	装置 c	263,500,000	会計不正に該当する。
	装置 d	263,500,000	
	小計	527,000,000	
③ 2024年12月期から 2023年12月期への 売上計上の前倒し	装置 e	269,000,000	会計不正に該当する。
	装置 f	269,000,000	
	装置 g	269,000,000	
	小計	807,000,000	
④ 2024年12月期から 2023年12月期への	装置 h	394,380,000	会計不正に該当する。
	装置 i	394,380,000	

<sup>15</sup> 税抜の金額である。本調査報告書では、特に断りのない限り、金額は税抜で表記する。

疑義のある主な取引	製番	売上高 <sup>15</sup>	調査結果
売上計上の前倒し	小計	788,760,000	
⑤ 2023年12月期から 2024年12月期への 売上計上の先送り	装置 j	147,000,000	装置 j と装置 l の 2 台は会計不正に 該当する。装置 k の売上計上時期は 不適切とはいえ、財務諸表の虚偽 表示に該当しない。
	装置 k	225,000,000	
	装置 l	270,000,000	
	小計	642,000,000	
⑥ 2023年12月期第4 四半期から同第3 四半期への売上計 上の前倒し	装置 m	263,500,000	装置 m と装置 n の 2 台は会計不正に 該当する。装置 o の売上計上時期は 不適切であるが、意図性が認定でき ないため会計不正に該当しない。
	装置 n	263,500,000	
	装置 o	209,000,000	
	小計	736,000,000	

判明した事実関係及び当委員会の評価については下記 3 において詳述するが、これらの疑義のある取引は、いずれも新収益認識基準が適用開始されて当社が製品の販売の売上計上基準として「立上報告基準」（上記第 2 章第 5・3 参照）を採用した 2022 年 12 月期の期首以降の取引であるため、当委員会が把握した当社における立上報告基準の整備・運用の実態等について以下で述べる。

## 2 立上報告基準の整備・運用の実態

上記第 2 章第 5・3 のとおり、当社では新収益認識基準の適用開始により、半導体製造装置の開発・製造・販売の事業における主な履行義務としては、装置の販売における「装置の引渡し及び立上に関連する役務の提供」を主な履行義務として識別しており、主として、装置の立上に関連する役務の提供が完了した時点で収益を認識する会計方針を採用し、役務提供の完了時点を認識する具体的な売上計上基準として、立上報告基準を採用している。

当委員会の調査では、立上報告基準の整備・運用の実態に問題のある状況が確認された。

まず、立上報告基準の具体的な内容を示す社内資料としては、2022 年 1 月 13 日付で財務部が作成したパワーポイントの立上報告基準説明資料が存在し、同資料には「立上完了」の定義として「テストラン開始時点（テストウエハが流れ始めた時点）」と記載されているものの、同資料の作成当時は、一連の工程の大枠として、①設置完了、②立上完了、③技術検収があるなかで「立上完了」をもって収益認識の時期とすべきとの検討が行われたものの、一連の立上作業の具体的にどの工程のどの時点で役務提供が完了するのかについて、立上報告基準説明資料以外に立上報告基準の具体的な内容を文書化した社内規程やマニュアル等は見当たらず、2022 年 1 月 13 日に財務部から営業部門や製造部門の関係者に説明が行われた以外に社内で立上報告基準についての教育や研修が行われた形跡もない。

そして、立上報告基準では、実際の立上作業を行う海外子会社の作業担当者や承認者が作成する内部証憑である立上報告書をもって売上計上を行うところ、実務上、営業部門担当者（ビジネス推進部の営業担当者）が、特定の日付での立上報告書の作成を作業担当者と承認者に指示してサイン済みの立上報告書を入手した上、売上申請を行ってビジネス推進部長が承認する運用が行われていたが、「テストラン開始時点（テストウエハが流れ始めた時点）」に売上計上する運用は徹底されておらず、本来あるべき売上計上時期についての各役職員の理解にかなりのばらつきがある運用実態が把握された。

当委員会がヒアリングを行った営業担当者からは、「売上計上をするのは薬液投入日」、「薬液投入されたからといってプロセステスト（テストウエハを洗浄装置に流し、パーティクルやメタルコンタミ、エッジレート等の数値を客先指定に調整する作業をいう。以下同じ。）がすぐに始まるとは限らないので都度判断」といった供述が得られた一方、売上申請の承認者を経験した社員からも「顧客が使用できる状況になる時点でテストウエハ投入時が正しいと思っていたが、各人の理解はそれぞれであり、人によっては薬液投入時点としていた。線状になっているので立上報告がその間に入っていれば気にせず承認していた。」、「収益認識基準である立上完了時期は、各担当で齟齬があった」といった供述が得られており、売上計上は特定の時点で行うべきというよりも、一定の幅の中で売上計上されていればよいという理解が広く浸透していた。売上申請の承認者を長く経験した社員は、2023年4月、問田元取締役に対して、上場審査に伴う東京証券取引所からの売上関連質問に関連して、「現状のように（多少融通し）年間計画通りに売上を上げるのか、上場申請通りに売上を上げる（客先の問題で売り上げ時期ずれる可能性あり）のか、上場後はどのように売上上げるのか方針を決める必要があると思います。」と記載されたメールを送信しており、当時の立上報告基準による売上計上には幅があり、販売計画を優先して売上計上を行う運用になっていたことに対する問題意識を示していた。当委員会が、EIP上の進捗報告と売上証憑の突合を実施するとともに、役職員へのヒアリングを実施したところ、テストラン開始時点（テストウエハが流れ始めた時点）の前段階である半導体洗浄装置への薬液投入時点で売上計上する取引やテストウエハが流れ始めたか否かにかかわらずプロセステスト開始（プロセステストを以下「PT」という場合もある。）時点で売上計上する取引が比較的多く見られた。

こうした立上報告基準の運用実態を踏まえ、当委員会は、売上計上時期の不正な操作が行われた疑義があるとして抽出した主な取引について、売上計上時期の適切性を検証するとともに、売上計上時期の操作の意図性の有無等の認定にあたっては、客観的な事実関係として薬液投入、プロセステスト開始（PT開始）、プロセステスト終了（PT終了）の時期を特定した上、本来あるべき売上計上時期、すなわち装置の立上に関連する役務の提供が完了した時点についての検討を行った。

### 3 判明した事実関係及び当委員会の評価

当委員会が、各種の調査手続を実施して判明した事実関係及び当委員会の評価は以下のとおりである。

#### (1) ①2022年12月期から2023年12月期への売上計上の先送り（装置 a、装置 b）の疑義

##### ア EIP 上の進捗報告等から確認された状況

装置 a 及び装置 b は、中国の顧客向けに製造・販売した製品である。

売上計上日はいずれも 2023 年 1 月 5 日であるが、EIP 上の進捗報告<sup>16</sup>においては、2022 年 11 月 30 日及び同年 12 月 2 日に薬液投入がなされており、プロセステスト開始は 2022 年 12 月 15 日及び同年 12 月 18 日となっていたため、売上計上時期の不正な先送りが疑われる。

なお、プロセステスト終了日は、2023 年 2 月 1 日及び同年 1 月 18 日である。

#	製番	売上高	売上計上日	薬液投入	PT開始日	PT終了日	立上報告書	立上完了報告書
①2022年12月期～2023年12月期への売上計上先送り疑義								
	装置a	270,000,000	2023/1/5	2022/11/30	2022/12/15	2023/2/1	2023/1/5	2023/2/2
	装置b	250,000,000	2023/1/5	2022/12/2	2022/12/18	2023/1/18	2023/1/5	2023/2/2

##### イ 2023 年 12 月期の純利益向上案

2022 年 11 月 18 日、当時、経営企画室担当部長であった伊藤氏は、房野 CEO に対して、「先ほどの資料」と題するメールを送信し、伊藤氏作成の「15 期純利益向上案」と題するパワーポイント資料（以下「15 期純利益向上案資料」という。）を添付した。同資料の内容は以下のとおりである。

（公表版では省略）

<sup>16</sup> 上記第 2 章第 5・3 のとおり、当社では、顧客先への搬入以降の作業について、EIP 上で進捗報告を記載しているが、EIP のシステム上で進捗報告が登録されると、社内関係者にメールでも進捗報告が配信される仕組みとなっている。下記のとおり、売上計上時期の不正な操作のために一時的に進捗報告の記載が止められたことはあるが、当委員会が EIP 上のシステム上に残存する進捗報告とデジタルフォレンジックによって抽出した配信メールの記載内容を照合したところ改ざんの形跡は認められず、役職者ヒアリングでも EIP 上の進捗報告の改ざんはできず、改ざんは行われていない旨の供述を得た。EIP 上の進捗報告は、立上作業の担当者が通常業務の過程で日常的・機械的に記載していく性質の記録であり、進捗管理の点で実績を事実として記載する必要性も高いことから、当委員会は EIP 上の進捗報告は、過去の作業状況を表していると判断し客観的証拠として調査に活用した。

15 期純利益向上案資料においては、2023 年 12 月期の純利益予想が 13.2 億円であり、増収増益とするには 2 億円程度の純利益上積みが必要であると記載されていた。

また、当社は、東証 TPM 上場後、2022 年 11 月 15 日に東証スタンダード市場への上場申請を行っていたところ、15 期純利益向上案資料においては、上場が認められた場合の株式の「外部売出」（当委員会の関係者に対するヒアリング結果によると、当社株式の公募増資による資金調達を意味すると考えられる。）のためには、2023 年 12 月期の純利益 13.2 億円では不足しており、開発費の削減や、2022 年 12 月売上予定案件である装置 a 及び装置 b について売上計上の 2023 年 12 月期への先送りを行う案が記載されていた。

そして、売上計上の先送りについて、15 期純利益向上案資料では、「本件新収益基準に該当しないように、立上完了報告書は 2023 年 1 月のしかるべき日時で行う（税務監査で指摘されない日付）」との記載があり、一見すると、新収益認識基準に反する売上計上の先送りを経営トップの房野 CEO に提案しているとも解し得る内容となっている。この点、作成者である伊藤氏は、売上証憑である立上報告書と、売上計上と結びつかない立上完了報告書の違いは理解した上で、本来の売上計上基準とは異なる立上完了報告書の日付で売上計上する案として記載した旨供述している<sup>17</sup>。一方、房野 CEO は、当時、主幹事証券会社との協議の過程で 15 期の純利益を上積みするための案を検討したことはあるものの、当社は大量の受注残高を抱えていて作業の進捗はある程度コントロールできる状況にあり、作業の進捗を遅らせることによって会計的に許される範囲で売上計上をずらすことは可能であったことから会計不正の提案を容認したことはない旨供述しており、15 期純利益向上案資料の作成を伊藤氏に指示した問田元取締役も概ね同様の供述をしていることに加え、「本件新収益基準に該当しないように」、「しかるべき日時で行う」という記載は収益認識基準に該当する時期である 2023 年 12 月期に売上計上するという意味であり、会計基準に反する売上計上を行う意味ではない旨供述している<sup>18</sup>。

15 期純利益向上案資料は、2022 年 11 月 18 日午後 4 時 46 分頃に伊藤氏から房野 CEO に送信されただけでなく、同日午後 4 時 47 分頃には伊藤氏から増田常務

---

<sup>17</sup> 伊藤氏は、15 期純利益向上案資料を作成した経緯について、当時の取締役であった問田元取締役からの指示で作成しており、問田元取締役から役員ミーティングで同案が採用されたと聞いたと供述している。

<sup>18</sup> この点、主幹事証券会社は、当時、業績に関して予算統制上のモニタリングは行っていたものの、具体的な利益の上積みに関しては当社と協議を行っていないこと、房野 CEO が主幹事証券会社との協議について言及しているのであればあくまでも適正な会計処理が前提になることを当委員会に説明している。

に「社長より依頼の資料」と題するメールに添付する形で、同日午後 5 時 00 分頃には伊藤氏から平井専務に「社長より指示の資料」と題するメールに添付する形でそれぞれ共有された。なお、平井専務へのメールには、「詳細は月曜日報告します。」とあり、2022 年 11 月 21 日に伊藤氏から平井専務に対して同資料の内容が説明された。

15 期純利益向上案資料中の「本件新収益基準に該当しないように、立上完了報告書は 2023 年 1 月のしかるべき日時で行う（税務監査で指摘されない日付）」との記載については、増田常務は、意図的な先送りやこれに関する相談・指示は認識していない旨供述し、平井専務は、売上は営業の担当であり報告を受けていないため定かではないが、そのようなことはやっていないと思う旨供述している。

#### ウ 販売計画の変更

2022 年 11 月 19 日、増田常務は、房野 CEO、平井専務、問田元取締役に対して、伊藤氏作成の 15 期純利益向上案資料にあった装置 a 及び装置 b を含む半導体洗浄装置の売上計上時期を 2022 年 12 月期から 2023 年 12 月期に変更した計画を添付したメールを送信した。同計画（販売計画予測資料）での記載内容は以下のとおりである。

（公表版では省略）

伊藤氏が房野 CEO、平井専務及び増田常務に送信した 15 期純利益向上案資料において、売上計上先送りの対象とされていた装置 a 及び装置 b の売上計上時期が 2022 年 12 月期から 2023 年 12 月期に変更され、房野 CEO、平井専務、問田元取締役に共有されていることからすると、伊藤氏の供述するとおり、伊藤氏が作成した案が房野 CEO ら役員において採用されたと認められる。

その後、2022 年 12 月 15 日開催の常務会及び第 6 回予算審議会において、装置 a 及び装置 b の売上計上時期を 2023 年 12 月期とする販売計画を前提とする予算案が正式に承認され、同日開催の取締役会でも承認された。

#### エ 売上計上の状況

2022 年 12 月 16 日、ビジネス推進部内で各営業担当者が各担当装置の進捗状況を報告しているところ、装置 a 及び装置 b を担当していた D 氏は、エクセルファイルに記載する方法によりメールで以下の進捗状況報告を行った。同メール CC には増田常務らが含まれていた。

（公表版では省略）

このように D 氏が報告した進捗状況では、2022 年 12 月時点で、装置 a 及び装置 b は「プロセステスト中、いつでも売上可能」とされていたが、同月での売上計上は行われなかった。

2023 年 1 月 3 日、当時 Oribright 社の総経理であった E 氏は、D 氏に対し、装置 a 及び装置 b を含む 3 台の装置について、プロセステスト中になっているとして早めの売上処理を依頼する「1 月売上案件」と題するメールを送信した。

その後、2023 年 1 月 5 日、営業担当者である D 氏は、E 氏に対して、メールで、装置 a 及び装置 b の 2 台について、同日付けで立上報告書にサインして作成するように依頼した。なお、同日付けの立上報告書の各ドラフトは D 氏が作成して同メールに添付している。

そして、Oribright 社の従業員が記入者として立上報告書にサインをし、E 氏が承認者としてサインをして同日付けの各立上報告書が作成され、これを売上の証拠として、同日付けで売上計上された。

当委員会は、当社を既に退職している D 氏から任意の協力が得られなかったことから同氏に対するヒアリングは実施できていないものの、E 氏は、D 氏は装置の設置から立上完了までの幅の中で後ろの時点で売上計上する傾向があったこと、2022 年 12 月期と 2023 年 12 月期のどちらで売上計上するか当時気にしていなかったことなどを供述している。

## オ 当委員会の評価

当委員会は、装置 a 及び装置 b の売上計上の先送りの疑義については、房野 CEO が関与した経営者不正の可能性を視野に入れて慎重に事実確認を行った。

まず、売上申請を行ったビジネス推進部の営業担当者らには、立上報告基準に反して売上計上を意図的に先送りしたことをうかがわせる証拠はなく、販売計画の売上月に売上計上を行ったものと考えられる。

伊藤氏の作成した 15 期純利益向上案資料に沿った販売計画の変更が行われたことは認められ、同資料の「本件新収益基準に該当しないように、立上完了報告書は 2023 年 1 月のしかるべき日時で行う（税務監査で指摘されない日付）」との記載は不適切な売上計上時期の操作とも解し得るものの、その意味は一義的に明確ではなく、伊藤氏の供述も立上報告基準の売上証拠ではない立上完了報告書による売上計上を企図していたという点で合理的に理解することは難しい。

この点、当時の状況として実際に当社の受注残が積みあがっていて顧客との調整で立上作業の進捗を遅らせる方法も取り得たこと<sup>19</sup>、15 期純利益向上案資料の

---

<sup>19</sup> 当社が東証 TPM に開示した 2022 年 11 月 14 日付け発行者情報によると、2022 年 12 月期第 3 四半期の半導体事業の当時の受注残高は 451 億円となっている。

協議が行われた 2022 年 11 月 18 日頃は装置 a 及び装置 b の薬液投入も行われておらず、進捗状況からして会計基準に反する処理をしなければ売上計上の先送りできない状況ではなかったこと、経営層から営業担当者に対する売上計上の先送りの指示や製造部門に対する EIP 上の進捗報告のストップといった隠蔽工作が行われた形跡がないことなどからすると、15 期純利益向上案資料における上記記載をもって房野 CEO や平井専務、増田常務、問田元取締役、伊藤氏の間で会計上許されない売上計上の先送りを実行する共通認識が形成されたとまでは認められない。

また、上記本章第 2・2 のとおり、本来あるべき売上計上時期について検討を行うと、装置 a 及び装置 b の当社としてのプロセステスト終了時期はそれぞれ 2023 年 1 月と同年 2 月であるため、2023 年 12 月期に装置の立上に関連する役務の提供が完了したとして売上計上した会計処理は不適切とはいえ、会計年度又は四半期での期間帰属のずれまでは生じないことから、結果としては、財務諸表の虚偽表示には該当しないと評価した。

## (2) ②2023 年 12 月期から 2022 年 12 月期への売上計上の前倒し（装置 c、装置 d）

### ア EIP 上の進捗報告等から確認された状況

装置 c 及び装置 d は、中国の顧客向けに製造・販売した製品である。

売上計上日はいずれも 2022 年 12 月 21 日であるが、EIP 上の進捗報告においては、2023 年 4 月 24 日及び同年 7 月 14 日に薬液投入がなされており、その後の進捗からしても、2022 年 12 月 21 日の売上計上時点では立上報告基準上の立上完了に明らかに達していなかった。

#	製番	売上高	売上計上日	薬液投入	PT開始日	PT終了日	立上報告書	立上完了報告書
②2023年12月期→2022年12月期の売上計上前倒し								
	装置c	263,500,000	2022/12/21	2023/4/24	2023/4/29	2023/7/12	2022/12/21	2022/12/29
	装置d	263,500,000	2022/12/21	2023/7/14	2023/7/21	2023/7/30	2022/12/21	2022/12/29

### イ 販売計画

上記(1)ウのとおり、2022 年 11 月 19 日に増田常務が販売計画をメールにて添付しているところ、「第 14 期販売計画&生産計画」と題するエクセルファイルでは、装置 c 及び装置 d は、販売計画上、2022 年 12 月期（第 14 期）での売上計上が予定されていた。

### ウ 進捗状況及び売上計上に関する相談状況

上記(1)エの D 氏による報告と同様に、2022 年 12 月 16 日、装置 c 及び装置 d の営業担当者であった F 氏は、ビジネス推進部内における各担当装置の進捗報告として、エクセルファイルに記載する形でメールにより以下の報告を行った。同メール CC には増田常務、E 氏、G 氏のほかビジネス推進部の関係者が含まれていた。

(公表版では省略)

また、2022 年 12 月 15 日、F 氏は、E 氏に対して、装置 d についてメールで以下の内容を報告した。なお、同メールの CC には、増田常務、G 氏、H 氏、D 氏、I 氏らビジネス推進部の関係者が含まれていた。

装置 d ですが、昨日の立上進捗で以下の報告がありました。

この状況で売り上げる術は、増田さんと相談しておきます。

【特別追記】本装置の TEACHING 関連の作業はすべて終了し、現地のお客様はあまり生産量がないため、最終的な DIW/CHEMICAL 投入は、2023 年 1 月-2 月の間になる予定です。作業可能範囲はすべて終了しており、本装置の工事は明日から停止状態となり、最新情報がある場合は、再更新します

このように、装置 d については、2022 年中には薬液投入が行われない状況で売上計上を行う方法について、F 氏は、増田常務に相談する意向を示していた。

また、2022 年 12 月 16 日には、F 氏は、E 氏に対して、装置 c について同様にメールで以下の内容を報告した。なお、同メールの CC には、増田常務、G 氏、H 氏、D 氏、I 氏らが含まれていた。

そうすると、顧客工場の装置 c もケミカル投入はしない可能性が高いですね。

売上については、増田さんと相談します。

上記のとおり、装置 c 及び装置 d は、2022 年中に薬液投入が行われない状況で、ビジネス推進部内では増田常務に売上計上方法の相談がなされ、増田常務は、2022 年 12 月に売上計上を行うように指示した。

そして、2022 年 12 月 27 日、F 氏は、E 氏に対して、以下のメールを送信し、薬液投入は未実施であるものの 2022 年 12 月に売上計上を行った旨報告した。なお、同メール CC には、増田常務、G 氏、H 氏、D 氏、I 氏らが含まれていた。

本来売上のトリガーはケミインとしていますが、装置 c/装置 d は 12 月で既に売上しました。

同メールには、装置 c 及び装置 d の進捗状況が記載されたエクセルファイルも添付されているが、薬液投入の欄は空欄であった。

F 氏から相談を受けて売上計上を指示した増田常務は、自身が同指示を行ったことを認めた上、当初のヒアリングではこのような売上計上は営業部門だけでは決定できないため、経営企画室でシミュレーションを行った上で、房野 CEO、平井専務、問田元取締役が参加する役員ミーティング<sup>20</sup>において、販売計画を優先する売上計上が了承されていると思う旨供述していたが、その後のヒアリングでは個別の装置の売上について役員ミーティングで協議することはない旨供述を変遷させており、実際に特定の役員ミーティングにおいて薬液投入前の売上計上が了承されたことを示唆する証拠は見当たらない。

## エ 売上計上の状況

装置 c 及び装置 d については、ビジネス推進部からの依頼で、Oribright 社の従業員が記入者として立上報告書にサインをし、E 氏が承認者としてサインをして 2022 年 12 月 21 日付けの各立上報告書が作成され、これを売上の証憑として、同日付けで売上計上された。

F 氏は、営業担当者が独断で売上計上することはなく、増田常務に相談をして売上計上していると思う旨供述している。一方、売上申請を承認した G 氏は、顧客都合で立上作業が途中で止まっており、本来は立上できるはずだったので、不適切な前倒しを承認した旨供述している。

## オ 事後的な社内での共有状況

2023 年 2 月 21 日、J 氏が、ビジネス推進部の K 氏に対して、以下のメールを送信して、不自然な売上計上について指摘を行った。なお、同メールの宛先には K 氏、G 氏、H 氏、F 氏らが含まれており、CC には増田常務、生産技術部の L 氏、M 氏、N 氏、品質管理部の O 氏も含まれていた。

装置 c/装置 d に関しては、Chemical も入ってません。なぜ売上が上がってますか？

2023 年 2 月 21 日午後 3 時 35 分頃、K 氏は、J 氏に対して、メールで以下の内容を返信しており、2022 年 12 月期の販売計画を達成するための売上計上であったと説明した。なお、同メールの宛先には J 氏、G 氏、H 氏、F 氏らが含まれており、CC には増田常務、L 氏、M 氏、N 氏、O 氏も含まれていた。

<sup>20</sup> 役員ミーティングとは、正式な会議体ではなく、房野 CEO から社内取締役で集まって報告や協議を行う場である。伊藤氏は、取締役 CFO に就任した 2025 年 3 月の前の時期においても、議案によっては役員ミーティングに出席していた。

①装置 c/装置 d…前期販売計画達成の為、付度事項です。(申し訳ありません)

付度した物件に対し、監査上どのようにするのかは課題ですが、関係者で調整させていただきます。

また、2023年2月21日午後3時23分頃、ビジネス推進部における装置 c 及び装置 d の営業担当者である F 氏は、J 氏に対して、メールで以下の内容を返信した<sup>21</sup>。なお、同メールの宛先には J 氏、K 氏、G 氏、H 氏らが含まれており、CC には増田常務、L 氏、M 氏、N 氏、O 氏も含まれていた。

【J さん】

装置 c/装置 d の立上状況は理解した上で、ビジ推会議内で 2023 (原文ママ) /12 月に売上げました。

このように当社内では、生産技術部から薬液投入もないのに売上計上されている点について指摘がなされ、ビジネス推進部からは、社内の複数の部署の関係者が宛先・CC に含まれているメールで、2022年12月期の販売計画達成のために不正な売上計上の前倒しを行った事実が説明されていた。

そして、2023年2月21日午後5時15分頃、F 氏の上記メールを受信していた N 氏は、伊藤氏に対して同メールを転送して、J 氏と F 氏と間の不正な売上計上の前倒しに関する上記のやり取りを共有した。

#### カ 当委員会の評価

上記のとおり、装置 c 及び装置 d は、薬液投入すら実施されていない状況で実態と異なる立上報告書が作成されて売上計上されている上に、デジタルフォレンジックでの検出事項や、役職員のヒアリング結果からも、2022年12月期の販売計画の達成のために会計上許されない売上計上を行った意図は明らかであることから、会計不正(不正な売上計上の前倒し)に該当すると評価した。

当社の EIP 上の進捗報告等から確認された進捗状況等から本来あるべき売上計上時期について検討を行うと、本来は、プロセステストが終了した 2023年7月頃に装置の立上に関連する役務の提供が完了したとして売上計上すべきであったと認められる。

### (3) ③2024年12月期から2023年12月期への売上計上の前倒し(装置 e、装置 f、装置 g)

#### ア EIP 上の進捗報告等から確認された状況

<sup>21</sup> 同メール中の「2023」は「2022」の明らかな誤記である。

装置 e、装置 f 及び装置 g は、中国の顧客である X 社向けに製造・販売した製品である。

売上計上日はそれぞれ 2023 年 7 月 10 日、同月 18 日及び同月 25 日であるが、EIP 上の進捗報告においては、いずれも 2024 年 1 月以降に薬液投入がなされており、その後の進捗からしても、各売上計上時点では立上報告基準上の立上完了に明らかに達していなかった。

#	製番	売上高	売上計上日	薬液投入	PT開始日	PT終了日	立上報告書	立上完了報告書
③2024年12月期ー2023年12月期の売上計上前倒し								
	装置e	269,000,000	2023/7/10	2024/1/15	2024/1/24	2024/2/1	2023/7/10	2024/1/29
	装置f	269,000,000	2023/7/18	2024/2/2	2024/2/15	2024/3/6	2023/7/18	2024/3/5
	装置g	269,000,000	2023/7/25	2024/3/21	2024/3/30	2024/4/10	2023/7/25	2024/4/15

## イ AC アーネストへの最初の相談

2022 年 12 月 26 日、当時の会計監査人である AC アーネストの P 会計士（当時の業務執行社員。）と Q 会計士（両会計士を総称して、以下「P 会計士ら」という。）が、当社から相談事項があるとの依頼を受けて房野 CEO への非定例の社長ヒアリングを実施した。その際、房野 CEO は、P 会計士らに対して、装置 e、装置 f、装置 g 及び装置 p の X 社向け 4 台を含む合計 11 台の受注先名、製番、受注日、受注額、立上再開時期、売上日などの情報が記載された「第 15 期 販売計画売上保留明細」と題するリストを交付した上で、各装置の立上が大幅に遅延するため、立上報告基準による売上計上ではなく、装置の搬入をもって売上計上をすることができないかという相談を行った。同リストに記載された X 社向け 4 台を除く 7 台については、立上再開時期の記載や売上日として 2024 年中の日付が記載されていたものの、X 社向け 4 台については、立上再開時期が空欄であり、問田元取締役は、これら 4 台については、株式上場で課題となっていた通期予算達成の蓋然性の観点から 2023 年 12 月期での売上計上を行うために AC アーネストに相談した旨供述している。なお、問田元取締役がその後の 2023 年 4 月に顧問弁護士に送信したメールには、「今般の米国の対中国半導体規制により、（中略）X 社が米国のエンティティリストに掲載されました。その結果、X 社の半導体工場の立ち上げが不透明な状況となっています。」と記載されており、これら装置の立上が大幅に遅延することとなった背景事情としては、当時の米国による中国向けの先端半導体の輸出規制の影響があったことがうかがえる。

また、社長ヒアリングの際には、立上作業が不要となる「装置売り」となる場合の注文書（PO）の扱いについての相談もなされた。これに対して、P 会計士らは、持ち帰って AC アーネスト内で検討するという対応方針を示すとともに、そ

うした検討を行うため、立上ができないという状況がわかる資料の提出を当社に依頼した。

2022年12月29日、Q会計士は、上記社長ヒアリングに同席していた問田元取締役に対して、以下の内容のメールを送信し、同社長ヒアリング時に依頼した資料について改めての提出依頼を行った。

先日の房野社長とディスカッションにあたりお願いをいたしました資料について、いただけるタイミングは年始のいつ頃になる見込みでしょうか。

弊法人内での協議にあたりいただいた資料を確認して方向性を出したいと考えておりますお願いした資料としましては以下のとおりであると認識しています。

- ・先方の購買からJET営業へのメール等で立上ができないという状況がわかる資料（外部資料）
- ・ムーブインできない、立上作業ができないという状況がわかる資料

2023年1月5日午前8時39分頃、問田元取締役は、伊藤氏に対して、Q会計士からの資料依頼の上記メールを転送するとともに、依頼された資料のACアーネストへの提出を指示するメールを送信した。同日午前9時25分頃、伊藤氏は、当時ビジネス推進部に所属していたH氏に対して、以下の内容のメールを送信し、ACアーネストからの資料提出依頼の内容を共有するとともに、その対応への協力を依頼した。なお、同メールのCCには、平井専務、増田常務、B財務部長らが含まれていた。

昨年社長とACアーネストにて出荷から搬入若しくは立上までに、期間が開く案件についての売上認識をどうするか？打合せを行いました。そこでACより下記メールの資料提出依頼が来ております。

2023年1月5日午前9時30分頃、H氏は、伊藤氏に対して、以下の内容のメールを送信し、依頼された資料を共有した。なお、同メールCCには、平井専務、増田常務、B財務部長らが含まれていた。

先ほど、増田常務に書類をお渡し致しましたが、Dataをお送り致しますので、中身のご確認をお願い致します。

客先より立上遅延の理由まで記載されたメールは発信されません。

X社は、どちらかという、こちらから誘導メールを送り、返事を頂きました。

同メールには、装置e、装置f及び装置gの顧客であるX社からの2022年12月27日付けメールが添付されており、その内容は以下のとおりで同メールの時点で装置は倉庫に保管されていて設置予定が確定しておらず、後日設置予定があ

る場合は事前に連絡するというものであった。

(公表版では省略)

H氏からの資料の共有を受けて、伊藤氏は、2023年1月5日午後2時44分頃、問田元取締役に対して、以下の内容のメールを送信し、房野CEOからの指示によりACアーネストには、依頼された資料は提出できない旨回答したことが報告された。なお、メールCCには、B財務部長、N氏が含まれていた。

下記の件、先ほどQ先生にメールしました。

ビジ推からは一応客先に対して投げかけて、回答らしきメールは存在しますが、社長からこの資料は出さないほうが良いとの指示でしたので、ACへは資料は提出できない旨の回答をしました。

房野CEOから上記の指示を受けた状況等について、伊藤氏は、房野CEOの執務室で実際の資料を見せて相談した際、房野CEOは、同資料がACアーネストからの要求事項に答えるものではないことから提出しない方がよいと判断したという経緯だったと思うと供述している。一方、房野CEOは、記憶はないが、X社からのメールは事前に連絡するとの記載であり、立上ができない状況とはいえ、求められている内容ではないため提出していないのだと思う旨供述している。

なお、伊藤氏から、2023年1月5日午後2時40分頃にACアーネストのQ会計士に対して資料提出依頼への回答としてメールで送信された内容は以下のとおりである。

早速ですが、掲題の件について弊社ビジネス推進に確認しましたが、客先より明確な内容でメール発信はされないとの事です。

口頭ベースで倉庫保管するので出荷指示等の連絡が来るだけで、工場内の生産状況はあくまで機密情報なので明らかにされないようです。

よってご依頼のメールでのやり取りについては、お出しできる資料がございません。

当委員会は、房野CEOの指示により提出されなかった資料を提示してP会計士らにヒアリングを行ったところ、P会計士らは、当時仮にこの資料を確認していたとしてもACアーネストの対応に特段の影響はなかった旨供述している。

伊藤氏からの上記メールに対し、Q会計士は、2023年1月6日午後4時29分頃、伊藤氏に対してACアーネスト内で協議をする旨返信した。

2023年1月6日午後4時59分頃、伊藤氏は、房野CEOに対して、以下の内容のメールを送信し、翌週にはACアーネストから相談に対する回答が得られる見

込みであることを報告した。

房野社長

お疲れ様です。

下記昨日お話しした新収益認識（出荷から売上予定が1年以上ある案件）について、相談しました内容を ACQ 先生に回答しまして、下記の連絡が来ました。

来週には AC からの正式回答がいただけるとの事です。

当社から入手予定だった上記資料が入手できなかった状況のなか、2023年1月10日に、ACアーネストの社員会が開催され、本当に当社が説明するような状況があるのか、元々の注文書（PO）に記載の作業内容を切り分ける形にできるか、中途半端に売上計上をした後で環境が整って立上作業が発生すると早い段階での売上計上が適切なのかなどについて協議を行い、2023年1月17日にその検討結果として懸念点を問田元取締役役に報告した。

#### ウ ACアーネストに対する売上計上の相談を継続した状況

2023年4月、当社内で、X社向けの半導体洗浄装置4台の立上（売上）に目途が立たない状況で、売上計上を行う方法が検討されており、①注文書（PO）を納入と立上で分割（再契約）することで売上計上する案と、②契約履行義務完了確認書を作成して顧客の了解を得て売上計上する案が考案され、ACアーネストに相談がなされた。

ACアーネストへの相談状況については、2023年4月27日に、B財務部長から房野CEOに対して、個別に報告する機会が設けられ、B財務部長が作成した以下の内容のパワーポイント資料により報告がなされた。

（公表版では省略）

同資料の冒頭の「現状」にある「4装置全てについて立上（売上）の目途が立たない状況」については、問田元取締役とB財務部長のいずれも当時の現状認識として相違ないと供述している。当委員会が同資料を提示してヒアリングを行ったところ、P会計士らは、同資料を当時確認したことはなく、「現状」に記載されていた状況は認識していなかったことに加え、履行義務完了確認書については、「OK」との認識を示したことはなく、顧客が了承すれば強い根拠になるかもしれないが、同書面で今後立上作業を拒めるのかという点がリスクになると指摘していた旨供述している。

ACアーネストとの協議結果として、①注文書（PO）を納入と立上で分割（再

契約) することで売上計上する案については、PO を装置納品のみに変更して差額（立上作業分）を返金することが1つの要件とされたが、2023年5月2日にB財務部長がH氏に送信した以下のメールにあるとおり、房野CEOから返金できない旨の見解が示されていた。なお、同メールCCには問田元取締役も含まれていた。

添付「X社売上案件について\_02.pptx、契約履行義務完了確認書\_Draft●●●●修正\_02.docx」にて4/27（木）、社長にACとの協議の状況を説明いたしました。

（中略）

案①につきまして、ACは一旦「返金」ですが、社長から「返金できないだろうから、立上作業のPOを別途後日発行で」と言われておりますが、この点はACと調整できておりません。

また、社長より、T社の営業がX社より書類を入手し、それを基に売上計上をしている情報があり、現在その書類の入手を手配中とのお話があり、そちらの書類を確認してみようということになっております。

上記打ち合わせ以降に、X社において、当社の3装置については、立上の意向があるものの、U社、T社立上の順番待ちとの情報があった旨、聞いております。

一方、房野CEOの意向によって、同業他社がX社から入手した書類を根拠にして売上計上している旨の情報をもとに当該書類を入手して確認することとなり、実際に、当社は、Oribright社を通じて同業他社の書類を入手した。

また、②契約履行義務完了確認書を作成して顧客の了解を得て売上計上する案については、2023年4月24日、問田元取締役は、H氏に対して、ACアーネストとの協議状況について以下のとおりメールを送信して結論に至っていないことを情報共有した。なお、同メールのCCには、増田常務、I氏、E氏、G氏、B財務部長、伊藤氏が含まれていた。

監査法人と協議中ですが、まだ結論に至っていません。

また、装置e/装置f/装置gが立上まで行かない可能性があることも、その対応の検討が必要です。

監査法人は、書面の法的拘束力の有効性を気にされています。

仮に、立上前に売上計上した後に、X社より無償での立上を依頼され、立ち上げた場合、会計的に売上修正のリスクがあります。（期を跨いだ場合は、過年度修正となる。）

このように、②契約履行義務完了確認書を作成して顧客の了解を得て売上計上する案については、ACアーネストからは売上計上後に、事後的に無償で立上作業が発生する場合には、売上計上の修正が必要となるリスクがあると指摘されていた。

## エ 契約履行義務完了確認書の準備状況

当社では、②契約履行義務完了確認書を作成して顧客の了解を得て売上計上する案についてドラフトを作成した上で、監査法人から顧問弁護士に法的拘束力の有効性を確認するよう助言があったとして、(上記ウの B 財務部長から房野 CEO に対する報告が行われた 2023 年 4 月 27 日に先立つ) 2023 年 4 月 25 日、当社の顧問弁護士にレビューを依頼し、翌 26 日、同弁護士から修正されたドラフトの送付を受けた。同ドラフトは、「契約履行義務完了確認書」と題する書面で、X 社が同書面記載の「履行義務完了日」において、当社の履行義務が完了したことを確認する内容であった。

同日、問田元取締役は、B 財務部長に対して、顧問弁護士のレビューを経た案にて AC アーネストと協議を行うよう指示するメールを送信した。

## オ 2023 年 5 月 1 日の社長ヒアリング

2023 年 5 月 1 日、AC アーネストの P 会計士らは、監査手続の一環として、房野 CEO に対する社長ヒアリングを実施した。その際、P 会計士らの供述によると、房野 CEO は、X 社向けの装置について、「当該装置の立上げが見込めるようになってきた。ただし今後も同様のケースが出てくる可能性があるので T 社の文書を参考にしながら検討を継続する。」旨説明して、立上げが見込める状況になってきたものの、同業他社が X 社に対する売上計上の根拠とした書類を参考にして検討を継続する方向性を示した。

房野 CEO の説明内容は、2023 年 4 月 27 日に B 財務部長が房野 CEO に説明した際の上記パワーポイント資料に記載された「4 装置全てについて立上（売上）の目途が立たない状況」と明らかに相反するものであった。

なお、このときの AC アーネストに対する説明内容について、房野 CEO は、記憶がなく、問田元取締役が相談していたかもしれないが、房野 CEO 自身がこのような個別の装置の具体的な話をすることはない旨述べている。他方、同席した問田元取締役は、このときに限らず、監査法人の社長ヒアリングには同席するものの、そこでの説明や回答は全て房野 CEO が行っていたこと、時期は覚えていないが社長ヒアリングのときに房野 CEO がそのように説明したことがあったこと、2023 年 5 月 15 日の三様監査会議（下記カ参照）で 3 台について通常の立上作業を実施して通常の売上基準で売上計上を行うと報告した内容は社長ヒアリングにおける房野 CEO の説明で把握した内容であった可能性があることを供述しており、B 財務部長は記憶にないとそれぞれ供述している。

## カ 2023 年 5 月 15 日の三様監査会議における AC アーネストの情報共有

2023年5月15日、三様監査会議が開催され、ACアーネストのP会計士らのほか、内部監査室員のR氏、今井常勤監査役、社外監査役2名が出席し、当社執行部からは問田元取締役、B財務部長も出席した。

同日の三様監査会議について今井常勤監査役が作成した「2023年（第15期）5月開催（第2回）三様監査会議に関する記録」と題するメモでは、X社向けの装置の売上計上についてP会計士らが行った情報共有として、以下のとおり記載されている。

1) X社向け装置の売上計上の件

P: 既に会社側及び常勤監査役とは情報共有させてもらっているが、中国顧客X社向けの装置1台が現地で立上時期が未定となっている件について、立上完了前段階で売上計上とするため客先と別途、覚書を取り交わす件に関しては、売上計上後に当社としての立上に係る履行義務が発生しないことを慎重に確認する必要があると考えている。

: 元々の注文書が存在することから、その注文書との兼ね合いで当社としての責任の発生の有無について法的にも十分に確認する必要があるだろう。

今井: 現在の覚書の条件は、当社の一方的要求に沿った内容となっているが、本件に関しては客先との交渉段階に入らないと詰められない部分があるだろう。

P: 相当の期間が経過した後で客先から立上げ要請があったとしても、現実的に立上可能なのかというリスクもあるだろう。

問田: 現状の客先との確認では具体的に現地作業がどの段階まで実施出来るか見えていない。

Q: そういう背景もあって、現在の覚書では当社の履行義務を日にちで切っていると認識している。

P: 金額を見直すことは?

問田: 現状、見直す予定はない。

Q: 相当な期間が経過した後で立上要請があった場合、覚書を盾に戦えるのかということだ。勝てないとした場合は会計上のリスクがあると考えなくてはいけない。また、覚書への相手側のサインがどのレベルの人間かということも確認しておく必要があるだろう。

また、同日の三様監査会議に欠席したA内部監査室長に対する報告を目的として内部監査室のR氏が作成した「三様監査打合せ議事録」と題するメモでは、以下のとおり記載されている。

(1) X社売上計上 (ACアーネスト監査法人)

現地状況の確認を要すが、売上を上げるにあたり履行義務を明確にしたうえで行う必要がある。

受注時の条件より変更となった内容が、法的に問題ないことを確認した上で、新たな契約を行う必要性をJET社内で確認の事。

(現在の案): 履行義務完了日を明記して契約を行う・・・日付を明記

問田取締役より、現在の売上対象の内訳および条件の報告があった。

3 台：通常の立上状況を実施（現在日程調整中）→通常の売上基準で行う

1 台：履行義務完了日までの対応

このように 2023 年 5 月 15 日の三様監査会議では、問田元取締役から、AC アーネストの P 会計士らに対して、X 社向けの装置 4 台のうち 3 台については、通常の立上作業を実施することから通常の売上計上基準、すなわち立上報告基準による売上計上を行うものの、残り 1 台については、立上時期が未定であり履行義務完了日を明記した新たな契約により対応する方針であることが説明されていた。

今井常勤監査役が作成したメモに記載のある「覚書」と R 氏が作成したメモにある「契約」はいずれも契約履行義務完了確認書か同業他社が X 社に対する売上計上の根拠とした書類による売上計上を意味すると考えられるが、上記議事録にも記載されているとおり、こうした方法の売上計上については、会計上のリスクがあるとの指摘が AC アーネストからなされていた。

#### キ AC アーネストからの見解取得

2023 年 5 月 24 日、B 財務部長は、AC アーネストの Q 会計士に対して、同業他社が X 社に対する売上計上の根拠とした「T 社入手資料」と題する書類又は上記顧問弁護士のレビュー済みの「契約履行義務完了確認書」のいずれかの書類に基づき売上計上を検討しているとして意見を求めるメールを送信した。「T 社入手資料」と題する書類は、特定の日付において特定の機器の標準設置作業が完了したことを報告して X 社からサインを得る簡素なものであった。

2023 年 6 月 2 日、B 財務部長は、Q 会計士に対して、回答を督促するメールを送信したところ、同日 10 時 53 分頃、Q 会計士は、以下の回答のメールを返信した。なお、同メール CC には、問田元取締役も含まれている。

5 月 29 日（月）に、本件について問田様にお電話させていただき以下の点について改めてお伝えをさせていただきました（お伝えする前から内容について十分にご理解いただいたと考えております）。

メールを返信しておらず申し訳ございませんでした。

・T 社分を拝見したところ簡単な文書だと印象です。これであれば貴社で準備されたもののほうが先方との間で認識に齟齬が出にくいように思いますが、5/15 のレビュー結果報告で申し上げました通り文書の内容につきましては（我々は判断主体ではありませんので）貴社の判断にお任せします。

・ポイントは入手した文書の効力があるかどうかだと考えております。今回入手した文書があるにもかかわらず、後から役務の提供が終わっていなかった状況（無償で設置工事を行う状況等）が生じた場合に会計上（訂正）のリスクが生じる旨を考慮し、十分ご検討いただきたいと思います。

このように、AC アーネストからは、「T 社入手資料」と題する書面よりも「契約履行義務完了確認書」の方が認識の齟齬が生じにくいとしつつも文書の内容は当社の判断に委ねる一方、当社の履行義務が完了したことを確認する文書を顧客から入手して売上計上しても、売上計上後に事後的に無償での立上作業が発生すれば、役務提供が終わっていなかったとして会計上の訂正リスクが生じる旨の見解が示されていた。

問田元取締役は、Q 会計士からの 2023 年 5 月 29 日の電話か同年 6 月 2 日の上記のメールのいずれかの直後に房野 CEO に AC アーネストの見解を直接報告した旨供述している。

2023 年 6 月 2 日 11 時 35 分頃、B 財務部長は、AC アーネストに対して、「経営陣」の指示により確認を行った旨を説明する以下の内容のメールを返信した。

問田さんからは、Q 先生より連絡があった旨は伺っておりません。  
また、回答につきましては、私の方でも想定していた通りでございましたが、経営陣より、監査法人に確認する旨の指示がありましたので、どうしても見解を確認させていただく必要がございました。  
お手数をおかけし、申し訳ございませんでした。

B 財務部長は、AC アーネストへの確認結果を「経営陣」に報告したかどうかについて記憶がないと供述している。

AC アーネストの P 会計士らは、2023 年 5 月 1 日の社長ヒアリングにおける房野 CEO の説明内容や、同年 5 月 15 日の三様監査会議での問田元取締役の説明内容、同年 6 月 2 日の B 財務部長の上記返信内容から、AC アーネストの指摘を当社は理解しており、X 社向けの装置 4 台のうち 3 台については、装置搬入による売上計上はあきらめる一方、立上作業が進むため通常どおり立上報告書での売上計上を行う方針になったものと認識した。

2023 年 6 月 2 日午前 11 時 38 分頃、B 財務部長は、伊藤氏に対して、AC アーネストの Q 会計士の上記回答内容を転送して情報共有した。

#### ク X 社との間で書面を作成した状況等

2023 年 6 月 8 日頃、当社は、X 社向けの装置 4 台（装置 e、装置 f、装置 g 及び装置 p）について、「T 社入手資料」と題する書類をベースにした書面（当社内では「検収書類」とのファイル名で呼称されており、以下「**検収書類**」という。）を作成し、当社の売上計上のために必要と説明して X 社からサインを取得した。検収書類は、特定の日付（装置 e は 2023 年 6 月 1 日、装置 f は同月 12 日、装置 g は同年 7 月 18 日、装置 p は同年 12 月 12 日）において特定の機器の標準設置作業が完了したことを報告する内容のものであった。

また、同検収書類のほかに、X社からの要望を受け、今後、立上作業は実施することを約束する「About Certificate of Completion of Standard Installation」と題する覚書が作成された。

これらの検収書類は売上計上の証憑として使用されなかった。また、検収書類と覚書のいずれもACアーネストには提出しなかった。

#### ケ 実態と異なる立上報告書による売上計上の決定

当社では、X社向けの装置4台について顧客のサインを得た各検収書類が作成されていたが、2023年6月16日、K氏からH氏、I氏、E氏らに対して、以下の内容のメールが送信され、顧客のサインを得た各検収書類の作成月が2023年6月となっていた装置e及び装置fについて、同月での売上計上を中止する旨の増田常務からの指示が伝達された。併せて、2023年6月20日のビジネス推進部会議にて指示が出されることが告知された。

増田常務より以下の指示ができましたのでご注意ください。

以下、6月売上予定となっております『X社』について、売上ストップ願い致します。

来週のビジ推会議（06/29）にて、指示するとの事です。

★ビジ推会議（06/29）⇒ ビジ推会議（06/20）も誤記です。

2023年6月20日、ビジネス推進部会議が開催され、増田常務やビジネス推進部の担当者のほか、問田元取締役、N氏、伊藤氏も同席していた。同会議において、増田常務から、営業担当者であるI氏に対して、2023年6月売上予定の装置e、装置f及び同年7月売上予定の装置gは、顧客のサインを得た各検収書類ではなく、通常使用する立上報告書を作成していずれの装置も同年7月に売上計上する旨の指示が出された。

ビジネス推進部会議での指示を受けて、同日午後5時09分頃、I氏は、増田常務らに対して、以下のとおり、「【X社】売上案」と題するメールにて装置e、装置f、装置g及び装置pの現状や立上報告書の日付案を送信した。同メールの宛先は増田常務、N氏、伊藤氏、G氏であり、CCにはK氏、H氏、E氏が含まれていた。

（公表版では省略）

上記表のうち「X社立上完了書サイン日」は、いずれも装置e、装置f、装置g及び装置pの顧客のサインを得た各検収書類の日付である。

このように、増田常務の指示を受けて I 氏が作成した売上案は、同検収書類を証憑とする売上計上ではなく、「CHEMICAL Turn On」(薬液投入)が未定であり、むしろ 2024 年に薬液投入が見込まれる状況で、実態と異なる立上報告書を作成して売上計上を行うとの内容であった。

I 氏の作成した案に対して、2023 年 6 月 21 日午前 10 時 38 分頃、増田常務は、以下のメールを送信して、実態と異なる立上報告書の具体的な日付を指定した<sup>22</sup>。同メールの宛先は I 氏、N 氏、伊藤氏、G 氏であり、CC には K 氏、H 氏、E 氏が含まれていた。

ご苦労様です。

装置 e : 7 月 10 日

装置 f : 7 月 18 日

装置 g : 7 月 25 日

お願いします。

装置 p は 12 月 OK です。

2023 年 6 月 21 日、N 氏は、上記メールを問田元取締役、B 財務部長に転送して、実態と異なる立上報告書での売上計上の指示状況を共有した。

## コ 株式上場に向けた経営会議資料及び EIP 上の進捗記載の中止

上記ケ記載のビジネス推進部会議の前日である 2023 年 6 月 19 日には、伊藤氏から、房野 CEO に対して、以下の内容のメールが送信され、2023 年 9 月 25 日予定の株式上場 (IPO) については、2023 年 12 月期の通期予算達成の蓋然性がポイントであると報告されていた。

### 2. IPO 進捗に関して

①今期の着地に関しては、純利 17 億予想でそこから±10%程度であれば、主幹事証券会社としては許容出来る数値と認識。

②現状は 9/25 上場予定は変わらず、但し社内状況により 10 月上旬～末 (デッドライン) まで伸びる可能性あり。

(中略)

⇒①も含めて、明日のビジ推会議で数字固めて、来週のヒアリングに臨むようにいたします。やはり予算の蓋然性がかなりポイントなるようです。

<sup>22</sup> 増田常務が指定した日付は、いずれも将来の日付であり、I 氏が上記メールで報告するとおりの薬液投入も未定であったのであるから、実態を反映した立上報告書の作成指示ではないことは一見して明らかであった。

2023年6月20日、伊藤氏は、Oribright社の総経理のE氏に対して、「【親展】お願い」と題する以下のメールを送信し、経営会議資料に装置e、装置f、装置g及び装置pの立上再開時期を記載しないように指示した。同メールCCには、N氏、B財務部長も含まれていた。

経営会議資料で1点お願いがございます。X社のTOPIXについて、現在今期の売上対象としている都合上、資料に再立ち上げ時期等の記載を、しばらくの間控えて頂けますようお願いいたします。本資料、主幹事証券会社へも提出しておりIPOに問題が出る可能性が有るためです。

同日、E氏は、伊藤氏に対して、以下のメールを送信して、経営会議資料への記載を中止するだけでなく、EIP上の進捗記載も止める旨を報告した。同メールのCCには、N氏、B財務部長も含まれていた。

メールでこの様な内容有って良いか不明ですが、、、  
下記の件、EIPの立上げ進捗記載もSTOPするように現地へ通知しました。  
あとは、B推会議等での発言や報告書に関して、社内にて通知頂く様をお願いします。

上記メールの「メールでこの様な内容有って良いか不明ですが、、、」との記載のとおり、E氏からは、不適切なやり取りを文字として残るメールで行うことについての懸念が示されていた。

増田常務から2023年7月の売上計上が指示された3台（装置e、装置f及び装置g）と同年12月の売上計上が指示された1台（装置p）については、いずれも2023年6月20日時点で薬液投入の具体的な予定は未定であり、むしろ2024年での立上作業が想定される状況であったため、2023年12月期に立上報告書を作成して売上計上を行うことと、2024年に立上作業が実施されるという事実は矛盾が生じる状況であった。

「主幹事証券会社へも提出しておりIPOに問題が出る可能性が有るため」という記載の意味について、伊藤氏は、問田元取締役の発案で、再立上に関する内容を記載すると、主幹事証券会社から売上計上が本当にこれでよいのかと聞かれる可能性があったため記載を控えるように指示した旨供述しているところ、このような状況で、伊藤氏は、2023年12月期の売上計上の対象としている都合上、主幹事証券会社が矛盾を察知して東証スタンダード市場への上場予定に影響が生じることを懸念して、意図的に、経営会議資料における立上作業に関する記載を中止させたものと認められる。

## サ 売上計上の状況

装置 e、装置 f 及び装置 g は、ビジネス推進部の営業担当者である I 氏からの依頼で、Oribright 社の従業員が記入者として立上報告書にサインをし、E 氏が承認者としてサインをして、増田常務が指示したとおり、2023 年 7 月 10 日、同月 18 日及び同月 25 日付けの各立上報告書が作成され、これを売上の証憑として、各日付で売上計上された。

売上申請を行った I 氏と同申請を承認した G 氏のいずれも立上報告基準の立上完了に達しない状況であったが、増田常務の指示に従って売上計上した旨を供述している。

## シ 2023 年 8 月 8 日の社長ヒアリング

2023 年 8 月 8 日、AC アーネストの P 会計士らは、監査手続の一環として、房野 CEO に対する社長ヒアリングを実施した。その際、P 会計士らの供述によると、房野 CEO は、従前から相談していた X 社向けの装置について、「X 社は問題なさそう。」と発言し、P 会計士らは、この発言をもって立上が順調に進んでいるものと認識した。

もともと、実際には、同時点では立上作業は進捗しておらず、薬液投入は 2024 年の予定となっており、房野 CEO の上記の発言は、実態と異なる説明であった。

この点、房野 CEO は、記憶にはなく、そのような発言はしていないと思う旨供述しているが、同席した問田元取締役は、房野 CEO の発言として違和感はない旨供述している。

その後、AC アーネストは、立上作業が行われていないのに前倒しで実態と異なる立上報告書が作成されていることの認識がなく、立上げが順調に進んでいるという房野 CEO の説明を前提として、2023 年 12 月期第 3 四半期のレビューの過程で 2023 年 10 月頃に各立上報告書を確認した結果、売上計上について問題点を指摘することなく当社の決算が確定するに至った。

## ス 事後的な社内での共有状況

2023 年 10 月 12 日、J 氏から、「【重要】X 社立上完了報告遅延に関して」と題する以下の内容のメールが送信された。同メールの宛先は、伊藤氏、問田元取締役、L 氏、G 氏、A 内部監査室長、B 財務部長、E 氏らが含まれており、同メール CC には、房野 CEO、平井専務、増田常務、今井常勤監査役らが含まれていた。

中国 X 社に関して連絡します。

装置 e/装置 f/装置 g の 3 台ですが、ケミカル投入計画も無く、STOP 状況。

売上が 7 月となっておりますので、状況連絡です。

このように J 氏からは、「【重要】」として、X 社向けの装置 e、装置 f 及び装置 g について、薬液投入計画もなく進捗が止まっているにもかかわらず、2023 年 7 月に売上計上されている点が房野 CEO を含む社内の役職員に広く報告されていた。

もっとも、不適切な売上計上の可能性を示唆する内容の報告であったにもかかわらず、J 氏は、房野 CEO、平井専務を含め、誰からも反応等はなかったと供述している。

同メールについて、房野 CEO は、メールが大量に来るため同メールを確認したか記憶がなく、薬液投入未了であるのに売上計上されていることは気が付いていなかった旨供述し、平井専務は、監査法人とのやり取りから同業他社の売上計上方法で OK であれば問題ないと考えて同メールを流していたのだと思う旨供述し、増田常務及び伊藤氏は、確かに不適切な内容であると思う旨供述している。

#### セ 当委員会の評価

上記のとおり、装置 e、装置 f 及び装置 g は、立上作業が実施されていない状況で立上報告書が作成されて売上計上されている上に、デジタルフォレンジックでの検出事項や、役職員のヒアリング結果からも、会計上許されない売上計上を行った意図は明らかであることから、会計不正（不正な売上計上の前倒し）に該当すると評価した。

当社の EIP 上の進捗報告等から確認された進捗状況等から本来あるべき売上計上時期について検討を行うと、本来は、顧客のサインを得た立上完了報告書を作成した 2024 年 1 月（装置 e）、2024 年 3 月（装置 f）、2024 年 4 月（装置 g）に装置の立上に関連する役務の提供が完了したとして売上計上すべきであったと認められる。

#### (4) ④2024 年 12 月期から 2023 年 12 月期への売上計上の前倒し（装置 h、装置 i）

##### ア EIP 上の進捗報告等から確認された状況

装置 h 及び装置 i は、中国の顧客向けに製造・販売した製品である。

売上計上日はいずれも 2023 年 12 月 20 日であるが、EIP 上の進捗報告においては、2024 年 2 月 18 日及び同年 1 月 22 日に薬液投入がなされており、その後の進捗からしても、2023 年 12 月 20 日の売上計上時点では立上報告基準上の立上完了に明らかに達していなかった。

#	製番	売上高	売上計上日	薬液投入	PT開始日	PT終了日	立上報告書	立上完了報告書
④2024年12月期ー2023年12月期の売上計上前倒し								
	装置h	394,380,000	2023/12/20	2024/2/18	2024/2/25	2024/3/13	2023/12/20	2024/3/31
	装置i	394,380,000	2023/12/20	2024/1/22	2024/1/28	2024/2/11	2023/12/20	2024/2/19

## イ 販売計画の変更

2023年3月31日、伊藤氏は、K氏に対して、以下の内容のメールを送信し、役員ミーティングでの決定事項であるとして、半導体洗浄装置の販売計画を変更する旨の連絡を行った。なお、同メールCCには、増田常務及びG氏が含まれていた。

今期収益改善の為、添付の装置を15期に売り上げることで役員MTGで決定しました。  
お手数ですが、資料の修正をお願いいたします。(増田常務には電話で了承済)

また、同メールには、添付資料として、2023年3月30日付けで経営企画室が作成した「15期純利益向上(案)」と題するパワーポイント資料(以下「15期純利益向上案資料②」という。)が添付されていた。15期純利益向上案資料②には、以下のとおり、2023年3月時点で予想した2023年12月期の純利益が当初の予算を下回って修正開示が必要となる現状を踏まえ、当時、2023年6月に予定されていた株式上場に向けて、業績の下方修正を避けるための対策を検討する必要があることや、その対策として、2023年12月期の純利益を約7.5億円上積みするために2024年12月期の売上計上予定としていた装置hを含む合計4台の装置を2023年12月期に売上計上する案等が記載されていた。

(公表版では省略)

(公表版では省略)

なお、15期純利益向上案資料②では、装置iについては、2023年12月9日の搬入予定であり2023年12月期に売上計上基準に達しないと見込まれるとして、売上計上の前倒しの対象から除外されていた。

もっとも、その後、2023年8月28日に増田常務が伊藤氏に対してメールで送付した「第15期 販売計画」と題するエクセルファイルにおいては、装置hだけでなく、装置iも2023年12月期(第15期)の販売計画に記載されており、当社では、装置h及び装置iは、いずれも2023年12月期での売上計上予定とされて

いた<sup>23</sup>。

## ウ 売上計上状況

2023年12月13日、K氏は、I氏に対して、以下のとおり「当月の受注&売上予実(23/12)」と題するメールを送信し、「売上予実」に従って、装置h及び装置iを同年12月の売上計上とする旨を連絡した。なお、同メール宛先及びCCには増田常務、G氏やビジネス推進部の関係者が含まれていた。

今月は、以下の内容で、実施されて頂きます。

よろしくお願い致します。

(中略)

【売上予実】

(公表版では省略)

装置h及び装置iについては、ビジネス推進部の担当者であるI氏からの依頼で、Oribright社の従業員が記入者として立上報告書にサインをし、E氏が承認者としてサインをして2023年12月20日付けの各立上報告書が作成され、これを売上の証憑として、同日付けで売上計上された。

増田常務及びK氏は、ビジネス推進部会議で決定された内容に基づいて各営業担当者に連絡された旨供述している。

I氏は、薬液投入が実施されていない状況であったものの上長からの指示に従って売上計上を行った旨供述している。

## エ 当委員会の評価

上記のとおり、装置h及び装置iは、薬液投入すら実施されていない状況で実態と異なる立上報告書が作成されて売上計上されている上に、デジタルフォレンジックでの検出事項や、役職員のヒアリング結果からも、変更後の販売計画の達成を目的として会計上許されない売上計上を行った意図は明らかであることから、会計不正(不正な売上計上の前倒し)に該当すると評価した。

当社のEIP上の進捗報告等から確認された進捗状況等から本来あるべき売上計上時期について検討を行うと、本来は、顧客のサインを得た立上完了報告書を作成した2024年3月(装置h)と2024年2月(装置i)に装置の立上に関連する役務の提供が完了したとして売上計上すべきであったと認められる。

<sup>23</sup> ビジネス推進部の担当者であるI氏は、装置hについても上司から販売計画変更の指示があった旨供述している。

(5) ⑤2023年12月期から2024年12月期への売上計上の先送り（装置j、装置l）

ア EIP上の進捗報告等から確認された状況

装置j、装置k及び装置lは、中国の顧客向けに製造・販売された製品である。

売上計上日はいずれも2024年1月23日であるが、EIP上の進捗報告においては、それぞれ2023年8月23日、同年11月15日、同年10月27日に薬液投入がなされており、プロセステスト開始もいずれも2023年中であることから売上計上時期の不正な先送りが疑われる。

また、上記第2章第5・3のとおり、本来、立上完了時に顧客のサインを得て作成する立上完了報告書の日付は、売上計上の内部証憑である立上報告書の日付よりも後になるべきところ、装置j、装置k及び装置lは、立上完了報告書の日付が立上報告書の日付よりも前の日付になっていた<sup>24</sup>。

なお、プロセステスト終了日は、それぞれ、2023年9月30日、2024年1月24日及び2023年12月6日である。

#	製番	売上高	売上計上日	薬液投入	PT開始日	PT終了日	立上報告書	立上完了報告書
⑤2023年12月期～2024年12月期の売上計上先送り								
	装置j	147,000,000	2024/1/23	2023/8/23	2023/8/29	2023/9/30	2024/1/23	2024/1/8
	装置k	225,000,000	2024/1/23	2023/11/13	2023/11/15	2024/1/24	2024/1/23	2024/1/11
	装置l	270,000,000	2024/1/23	2023/10/27	2023/10/27	2023/12/6	2024/1/23	2024/1/10

イ 販売計画の変更

2023年9月12日、増田常務は、伊藤氏に対して、以下の内容のメールを送信し、2023年12月期の売上案件を同期から2024年12月期に売上計上を先送りする案を作成するための資料を提供した。

次回役員協議会での15期売上案件を16期スライドさせる案に使用してください。

同メールには、「第15期 販売計画」と題するエクセルファイルが添付されており、同販売計画では装置j、装置k及び装置lは2023年12月期（第15期）の売上計上予定と記載されていた。

2023年9月中旬の役員ミーティングにおいて、装置j、装置k及び装置lを含

<sup>24</sup> なお、主に韓国の顧客向けの装置の販売取引の場合には、顧客側でプロセステストを主導するため、立上報告基準に達するとともに立上完了報告書の作成条件も満たし、立上報告書と立上完了報告書の日付が同一日となる場合があった。

む合計 11 台の売上計上予定を 2023 年 12 月期から 2024 年 12 月期に変更する方針が固まり、2023 年 9 月 19 日の部門長連絡会議において、伊藤氏が同方針を伝達した。部門長連絡会議事メモの記載内容は以下のとおりである。

【今期の売上、利益の着地について】伊藤部長（経営企画室）

・今期も残すところ残り 3 ヶ月となりました。先週取締役のミーティングで数字は固まりましたが、来期に繰り越す装置が約 11 台程度あります。詳細について関係者の方々には別途ご連絡をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

このように、役員ミーティングにおいて、装置 j、装置 k 及び装置 l を含む合計 11 台の装置について、2023 年 12 月期から 2024 年 12 月期に売上計上予定を変更することが決定された。

売上計上予定の変更について、房野 CEO は、この変更では増収増益にならないが 2024 年 12 月期の売上計上として 2023 年 12 月期との差が少ない方がよいのでちゃんとした数字にするように言ったことはある旨供述するが、平井専務は、上場翌期は右肩上がりの増収増益が良いという話があった旨供述している。また、増田常務も、上場翌期で増収増益を図るために右肩上がりの数字を出せるように意識したのではないかと思う旨供述し、伊藤氏も、主幹事証券会社や房野 CEO の発言内容を総合すると、上場翌期は増収増益でないといけないという意味と理解していた旨供述している。

#### ウ 売上計上の先送りの指示メール

2023 年 9 月 26 日午後 2 時 02 分頃、伊藤氏は、問田元取締役、L 氏、G 氏、A 内部監査室長、B 財務部長、N 氏、E 氏らに対して、「【親展】2023 年売上から 24 年への変更について」と題する以下の内容のメールの下書きを作成した。なお、同メール CC には、房野 CEO、平井専務、増田常務、今井常勤監査役、J 氏が含まれていた。

お疲れ様です。先日の部門長 MTG でお話ししました、2023 年売上から 24 年への変更について、リストを送付いたします。

特に現地立上従事者と営業担当者の方へ周知をお願いいたします。

立上完了報告書 → 売上処理を行わないようご注意ください。

また、本資料の取り扱いには十分注意をしてください。

伊藤氏は、約 15 分後の 2023 年 9 月 26 日午後 2 時 17 分頃にも、同一の宛先・CC にて、「【親展】2023 年売上から 24 年への変更について」とする同一タイト

ル・同一文面のメールの下書きを作成した。

このように、売上計上の先送りを指示するメールの下書きでは、「立上完了報告書 ⇒ 売上処理を行わないようにご注意ください。」との記載がなされている。

この記載の意味について、伊藤氏は、立上完了報告書で売上計上をしないようにという一般的な注意事項であると供述するが、敢えて一般的な説明を行う理由については何ら供述していない。

かえって、立上報告書はビジネス推進部が管掌し、立上完了報告書は生産技術部が管掌しているところ、社内の関係者へのヒアリング結果はもとより、各装置の状況を確認しても、当社内で立上報告書ではなく立上完了報告書を売上証憑として売上計上を行っているという実態は認められず、立上完了報告書で売上計上をしないようにという一般的な注意事項を述べる必要性が認められなかった。

この点、不正な売上計上の先送りを行う場合、立上作業自体は納期等との関係でも顧客に迷惑をかけないように実施するため、不正に先送りした売上計上日の前に、顧客がサインをする立上完了報告書が完成する可能性がある。このような不自然な状況は、会計監査や内部監査等で指摘の対象となり会計不正が発覚する端緒となり得る。また、当該装置の立上完了報告書が作成されることにより、これを認識したビジネス推進部の営業担当者が計画と異なる売上計上を行ってしまう可能性もある。そのため、「立上完了報告書 ⇒ 売上処理を行わないようにご注意ください。」との記載については、結果的に送信されていないものの、立上報告基準に反した売上計上が発生することを前提に、このような不自然な状況の回避や、計画と異なる売上計上を行わないように注意喚起をする一種の隠蔽工作を伊藤氏が意図していたことをうかがわせる<sup>25</sup>。

その後、伊藤氏は、上記2通のメールの下書きを作成したが、各メールの送信には至らず、「立上完了報告書 ⇒ 売上処理を行わないようにご注意ください。」との記載を削除した上、同じ日である2023年9月26日午後5時30分頃に、上記2通の宛先・CCを全てBCCに入れる形に変更し、「2023年売上から24年への変更について」と題する以下のメールを送信した。

お疲れ様です。先日の部門長 MTG でお話ししました、添付の装置について現状の立上状況からいきま  
すと、2023年売上から24年への変更となりますのでリストを送付いたします。  
処理を確実にを行うように、関係者への指示をお願いいたします。  
また、本資料の取り扱いには十分注意をしてください。関係者以外への配布は行わないでください。

<sup>25</sup> 下記本章第2・4(1)のとおり、実際に、装置j等は立上報告書と立上完了報告書の日付が逆転している点において、内部監査室が本事案の疑義を把握する端緒となった。

伊藤氏は、上記2通のメールの下書きを作成後に、わざわざ全てBCCとした上で、「立上完了報告書 ⇒ 売上処理を行わないようにご注意ください。」という文言を削除し、文面を変更した上でメールを送信しているが、その理由については、覚えていないと供述しており、合理的な理由の説明は行っていない<sup>26</sup>。

#### エ 立上完了報告書の作成時期変更及びEIP上の進捗記載停止

2023年9月27日、伊藤氏の指示を受けたJ氏は、Oribright社の総経理であったE氏に対して、以下の内容のメールを送信した。

V社の立ち上げ装置ですが、装置j/装置qに関しては、24年売上としますので、立上げ中の装置jに関し、立上げ完了は、来年頂く様をお願いします。

※装置qが始動しても、来年うりあげとなりますので。

以上、現地リーダーへの連絡を宜しくをお願いします。

※口外しない様に留意下さい。

なお、生産技術部は売上証憑である立上報告書の作成は管掌しておらず、J氏は、あくまでも生産技術部が管掌する顧客からサインを取得する立上完了報告書の作成を2024年12月期とする連絡を行ったものであった。

これに対して、同日、E氏は、J氏に対して、以下の各メールを送信した。

下記の件は、現地の担当者に昨日連絡済です。  
進捗記載もSTOPさせました。

装置k,装置lも進捗記載STOPもOSメンバーに伝えております。

これにより装置j、装置k及び装置l等のEIP上の進捗報告の記載が中止されることとなったが、作業の進捗管理の観点から装置k及び装置lについてはEIPのシステム外のエクセル上で進捗状況が記録された。

もともと、上記のとおりEIP上の進捗報告の記載が中止されたものの、各装置の立上作業等は中断することなく継続した。

そして、装置jについては、2023年8月23日に薬液投入が実施され、立上作業も終了したため、役務提供の完了に伴って、同年10月8日付けで立上完了報告書

<sup>26</sup> なお、当委員会は、伊藤氏のヒアリング実施時点では、下書きのメール2通を実際に送信したものと認識しており、実際には未送信であったことを事後的に確認したものであるが、いずれにしろ、伊藤氏は、「立上完了報告書 ⇒ 売上処理を行わないようにご注意ください。」との記載を削除した合理的な理由を説明できていないと評価した。

が作成され、顧客のサインがなされた。

このように、J氏からの作成先送りの指示があったものの、その不徹底により、装置jの立上完了報告書は2023年10月8日付けで1度作成されていた。

その後、2023年12月22日、J氏は、装置jの立上完了報告書に関して、Oribright社のE氏らに対して、以下のメールを送信し、2024年1月8日付けで改めて作成するように依頼した。

お願いがあります。

立上報告書の日時を、**2024 1/8** に変更出来ますでしょうか？

売上が、2023'から2024'に変更した為、報告書の方も変更する必要があります。

急ぎはしませんので、書類変更できるか？確認ください。

※来年(2024)が良いです。

これを受けて、装置jの立上完了報告書は、既に1度完成していたにもかかわらず、2024年1月8日付けで再度作成され、改めて顧客からのサインを取得した<sup>27</sup>。

#### オ 不正な売上計上の先送りの実行

2023年12月22日、K氏は、別の半導体洗浄装置（装置r）の売上が予定どおり2023年12月期に計上できない可能性があったことから、増田常務に対して、以下の内容のメールを送信し、2024年1月に売上計上を行う計画となっていた各装置の進捗状況を報告した。なお、同メールのCCにはG氏が含まれていた。

もし、難しい場合、来期売上(24/01)の進行状態を調査しましたので、連絡させていただきます。

また、発生費用については以下に記載しております。

（公表版では省略）

このように、装置j、装置k及び装置lは、2023年12月時点で、「プロセステスト完了」又は「プロセステスト中」と報告されていた。また、2024年1月の売上計上予定の装置のうち、これら3台については、進捗状況から、計画変更対象の候補装置として黄色ハイライトが付されていた。

2023年12月23日、増田常務は、K氏に対して、以下の内容のメールを送信し、

<sup>27</sup> J氏のメールでは「立上報告書」と記載されているが、実際に2024年1月8日付けで再度作成されたのは立上完了報告書であり、同メールには2023年10月8日付けの立上完了報告書の画像データが添付されているため、立上完了報告書の誤記である。

別の半導体洗浄装置の売上が予定どおり 2023 年 12 月期に計上できることとなったため、装置 j、装置 k 及び装置 l を計画どおりに 2024 年 1 月に売上計上するように指示した。

問田さんから Mail が入ったと思いますが、W 社装置 r を計画通り 12 月売上ます。  
故に検討頂いた下記の案件は予定通り 1 月売上で計上ください。

増田常務は、当時、装置 j、装置 k 及び装置 l は 2023 年 12 月時点で立上報告基準上の立上完了に達しているとの認識を持ったが、役員ミーティングで計画実現を優先することが決まっていたため、販売計画どおりの売上計上を指示した。

#### カ 装置 l の立上作業の進捗状況

装置 l は EIP 上の進捗記載が中止されていたが、進捗管理のために、EIP のシステム外のエクセル上で進捗状況が記録された。

同エクセル資料に記載された 2023 年 12 月 6 日の進捗状況は以下のとおりである。

進捗状況をご報告致します。

BOE2 単槽パーティクル(OXIDE)は客先了承を得て、他の単槽パーティクルテスト不要とのことで、プロセステストは全て完了しました。

12/8 に帰国予定です。

また、2023 年 12 月 6 日の次に進捗状況が記載されたのは 2024 年 1 月 10 日であり、この間の進捗状況に関する記載はなかった。

2024 年 1 月 10 日の進捗状況は以下のとおりである。

進捗状況をご報告致します。

安定稼働確認中です。

お客様よりセットアップ完了をサインを頂きました。

このように装置 l については、2023 年 12 月 6 日時点で全てのプロセステストが完了して立上作業の担当者は 2023 年 12 月時点で帰国しており、2024 年 1 月 10 日は担当者が再度訪問して、安定稼働が確認され、顧客から立上完了報告書のサインを取得した状況であった。よって、担当者が全てのプロセステストを完了して帰国した 2023 年 12 月時点で、装置の立上に関連する役務の提供が完了していたと認められる。

## キ 売上計上状況

2024年1月22日、K氏からI氏に対して、各装置の売上計上に関する連絡がメールでなされ、同月23日、I氏から、H氏（2024年1月にOribright社総経理に就任していた。）に対して、装置j、装置k及び装置l等の立上報告書を作成するよう依頼がなされた。

Oribright社の従業員が記入者として各立上報告書にサインをし、H氏が承認者としてサインをして2024年1月23日付けの各立上報告書が作成され、これを売上の証憑として、同日付けで売上計上された。

ビジネス推進部のK氏やI氏、E氏も2023年12月期に既に立上報告基準上の立上完了に達していると認識していたが、増田常務の指示に従って実態と異なる立上報告書作成等を行った旨供述している。

## ク 当委員会の評価

上記のとおり、装置jは、2023年10月に立上完了報告書が作成されて役務提供が完了しており、装置lについては2023年12月時点で全てのプロセステストが完了して担当者も帰国していた状況で2024年1月23日付け立上報告書が作成されて売上計上されている上に、デジタルフォレンジックでの検出事項や、役職員のヒアリング結果からも、会計上許されない売上計上を行った意図は明らかであることから、会計不正（不正な売上計上の先送り）に該当すると評価した。

これらの取引の売上計上時期について、EIP上の進捗報告等から確認された進捗状況等から検討を行うと、本来は、2023年10月（装置j）と2023年12月（装置l）に装置の立上に関連する役務の提供が完了したとして売上計上すべきであったと認められる。

一方、装置kについては、上記本章第2・2のとおり本来あるべき売上計上時期について検討を行うと、当社としてのプロセステスト終了時期は2024年1月であるため、同時期に装置の立上に関連する役務の提供が完了したとして売上計上した会計処理は不適切とはいえ、会計年度又は四半期での期間帰属のずれまでは生じないことから、結果としては、財務諸表の虚偽表示には該当しないと評価した。

## (6) ⑥2023年12月期第4四半期から第3四半期への売上計上の前倒し（装置m、装置n）

### ア EIP上の進捗報告等から確認された状況

装置m、装置n及び装置oは、中国の顧客向けに製造・販売した製品である。

売上計上日は、それぞれ 2023 年 7 月 21 日、同月 31 日及び同年 9 月 20 日であるが、EIP 上の進捗報告においては、2023 年 9 月 21 日以降に薬液投入がなされていることから売上計上時期の不正な前倒しが疑われる。

#	製番	売上高	売上計上日	薬液投入	PT開始日	PT終了日	立上報告書	立上完了報告書
⑥2023年12月期4Q→3Qの売上計上前倒し								
	装置m	263,500,000	2023/7/21	2023/9/26	2023/10/18	2023/11/23	2023/7/21	2023/12/7
	装置n	263,500,000	2023/7/31	2023/10/20	2023/11/8	2023/11/23	2023/7/31	2023/12/22
	装置o	209,000,000	2023/9/20	2023/9/21	2023/9/28	2023/10/12	2023/9/20	2023/10/7

### イ 顧客のサインを得た検収書類での売上計上の検討

装置 m、装置 n 及び装置 o は、販売計画では 2023 年 12 月期に売上計上予定となっていたものの、立上作業が止まっており、当社内では、装置 e、装置 f 及び装置 g と同様に、顧客のサインを得た検収書類を取得して売上計上を行うことが検討されていたところ、2023 年 6 月 20 日、Oribright 社の E 氏は、装置 m、装置 n 及び装置 o に関して顧客から検収書類へのサインを取得したとして、H 氏らにメールで各検収書類及び覚書を送信した。

同検収書類については、2023 年 6 月 20 日までは顧客からサインを取得しているが、各検収書類の搬入完了日は、装置 m が同年 7 月 21 日、装置 n が同年 7 月 31 日、装置 o が同年 8 月 31 日となっている<sup>28</sup>。

なお、同検収書類の記載事項は装置 e、装置 f 及び装置 g と同様であった。また、装置 e 等と同様に、今後の立上作業実施等を約束する覚書が顧客との間で締結されていた。

### ウ 実態と異なる立上報告書による売上計上の決定

当社では、装置 m、装置 n 及び装置 o について顧客のサインを得た各検収書類が作成されていたが、上記本章第 2・3(3)のとおり、遅くとも 2023 年 6 月 20 日には X 社向けの装置（装置 e 等）は実態と異なる立上報告書での売上計上を行うことが決定されており、装置 m、装置 n 及び装置 o についても、X 社向けの装置と同様に、実態と異なる立上報告書での売上計上を行う方針となった。

2023 年 7 月 25 日、ビジネス推進部の担当者である H 氏は、増田常務に対して、当該方針についての増田常務の指示を確認する以下の内容のメールを送信した。

<sup>28</sup> 当社は 2023 年 6 月 20 日時点で顧客のサインを得た各検収書類を取得しているが、一定の行為が完了したことを証明する書面であるのに、装置 m、装置 n 及び装置 o は全て将来の日付となっており、仮に、各検収書類が売上計上の証憑として利用されていた場合には、そもそも実態に即している売上計上方法とは評価できない。

なお、同メール CC には、E 氏、G 氏も含まれていた。

再確認させて下さい。

以前、X 社の場合は、添付の検収書では売り上げなかった(JET の書面、立上報告書で売り上げた)と思いますが、V 社も同様の処理にて行う予定です。

しかし、先ほど増田常務とお話しましたように、27 日に再度財務に確認して頂けるとの事でしたので、ご指示お待ち致します。

尚、標題 3 装置のケミイン予定日は未定のままです。

このように装置 m、装置 n 及び装置 o は、同メールにもあるとおり、2023 年 7 月 25 日時点で、薬液投入の時期も未定であったが、増田常務の指示により、実態と異なる立上報告書を作成して売上計上を行うこととなった。

なお、増田常務は、確認先の「財務」とは財務担当の問田元取締役のことを指し、問田元取締役に X 社と同様に立上報告書で売上計上することを確認した上で、ビジネス推進部内で指示を出したと思う旨供述している。また、問田元取締役は、増田常務からの確認について覚えていないとするものの、主幹事証券会社から通期予算達成の蓋然性が重要であると言われており、上場担当として計画を達成したいという事情があったと思う旨供述している。

## エ 売上計上状況

装置 m 及び装置 n は、ビジネス推進部の担当者である H 氏からの依頼で、Oribright 社の従業員が記入者として立上報告書にサインをし、E 氏が承認者としてサインをして、2023 年 7 月 21 日付け及び同月 31 日付けの各立上報告書が作成され、これを売上の証憑として、各日付で売上計上された。

もっとも、装置 o については、販売計画上、2023 年 8 月の売上計上予定であったところ、同月に至って立上作業の目途が立ったため、同月での立上報告書作成による売上計上は行われず、同年 9 月 21 日に薬液投入が行われたタイミングで、同月 20 日付けの立上報告書が作成され、これを売上の証憑として、同日で売上計上された。

## オ 当委員会の評価

上記のとおり、装置 m 及び装置 n は、薬液投入すら実施されていない状況で立上報告書が作成されて売上計上されている上に、デジタルフォレンジックでの検出事項や、役職員のヒアリング結果からも、会計上許されない売上計上を行った意図は明らかであることから、会計不正（不正な売上計上の前倒し）に該当すると評価した。

これらの取引の売上計上時期について、EIP 上の進捗報告等から確認された進捗状況等から検討を行うと、本来は、いずれもプロセステストが終了した 2023 年 11 月に装置の立上に関連する役務の提供が完了したとして売上計上すべきであったと認められる。

また、装置 o は、プロセステストの終了と立上完了報告書の作成が行われた 2023 年 10 月に立上に関連する役務の提供が完了したとして売上計上すべきであったと認められる一方、上記エの経緯により、薬液投入のタイミングで売上計上されており、当時は立上報告基準における本来あるべき売上計上時期についての各役職員の理解にかなりのばらつきがあり、薬液投入時点での売上計上も散見されることや、2023 年 8 月における計画どおりの売上計上は行わず、薬液投入のタイミングまで売上計上を延期している経緯から、同年 9 月での売上計上には不正の意図までは認定できないと評価した<sup>29</sup>。

#### 4 本事案の発覚から当委員会の設置に至る経緯

当委員会が設置された契機となった本事案は、上記本章第 2・3(5)の装置 j、装置 k 及び装置 l に関する 2023 年 12 月期から 2024 年 12 月期への売上計上の先送りの疑義であるが、本事案の発覚から当委員会の設置に至る経緯は以下のとおりである。

##### (1) 内部監査室による本事案の疑義の把握

###### ア 2025 年 2 月の疑義把握状況

A 内部監査室長は、年次の業務監査（債権回収プロセスに関する内部監査）の過程で、装置 k の立上報告書の日付と立上完了報告書の日付が逆転していることを発見し、2025 年 2 月 17 日午前 11 時 8 分頃、E 氏（従前は Oribright 社総経理を務めていたが、2024 年 1 月にビジネス推進 2 部長に就任していた。）に対して、以下の内容のメールを送信して、日付が逆転している理由を質問した。なお、同メールの CC には、Oribright 社総経理の H 氏、L 氏、ビジネス管理部の K 氏、B 財務部長らが含まれていた。

標記の件、下記のように日付が後先逆になっている理由をご教示願います。

- ・ 立上報告書（売上証憑）：2025/1/23
- ・ 立上完了報告書：2025/1/11

<sup>29</sup> なお、装置 o については、形式的には 1 日だけとはいえ薬液投入日から 1 日早い売上計上となっているが、ほぼ誤差といえる齟齬でしかなく、現地からの報告状況にもよるため、この点をもって薬液投入前の不正な売上計上の前倒しと評価することは困難である。

これに対して、2025年2月17日、E氏は、A内部監査室長に対する説明を行う前後に、H氏に対して、以下の内容のメールを送信し、営業部門が意図的に売上計上時期を先送りした旨をA内部監査室長に説明した旨を伝えた。この点、A内部監査室長は、E氏からは営業側の売上計上が遅くなって収益認識のタイミングとして適切ではないという説明を受けたが、意図的かどうかについて、はっきりとした説明を受けた記憶はなく、怪しいと思って要注意と認識した旨を供述している。

単純に売上げタイミングでサイン貰ったという事になりますが、さて、なんと言い訳すれば、良いかですな――

Aさんには、オフレコで、いいましたが、恐らく2024年に営業的に売上げずらしたはずですよ。よって、営業的に1/23、製造は1/11にサイン貰っているはずですよ。本件は、一応完了。メールでの回答は避けました。

2025年2月17日午後3時18分頃、A内部監査室長は、少なくとも怪しい取引と認識したものの、実施中の内部監査は債権回収プロセスの業務監査を目的としたものであったことから、E氏らに対して、以下の内容のメールを送信して、一旦内部監査室の預かりとして時間に余裕のあるタイミングで別途調査を行うこととした。

下記質問の件、本日2/17午後の打合せ時にE部長からご回答・説明頂きました。当該発見事象は、債権回収よりもむしろ前期決算（売上）に関わるものであるため、現在実施中の標記業務監査のスコープ外とします。一旦当室預かりとさせていただきます。尚、当該文書の日付をいずれも2025年とお伝えしましたが、正しくは2024年です。

## イ 2025年6月の疑義把握状況

2025年6月3日、A内部監査室長は、一旦内部監査室の預かりとなっていた装置k及び装置lについて、EIPのシステム上に、通常とは異なり、エクセル形式で作業進捗状況をまとめたデータが添付されていたことを把握したため、追加的な監査として、L氏及びJ氏に対して、運用ルールを質問するメールを送信した。

これに対して、同日、J氏は、A内部監査室長に対して、以下のメールを送信し、株式上場に伴って売上・収益の数値管理が非常に重要になるという理由で2023年12月期から2024年12月期に売上を変更する調整をするにあたってEIP上の進捗報告を行っていなかった旨を回答した。

まず、EXCELの報告文書が添付の件。

これは、下記赤字の2製番が、2023年売り上げより、2024年売り上げに変更するにあたり、進捗報告を行っていなかった件になります。

※上場に伴い、売上・収益の数値管理が非常に重要になります。との事で調整しました。

これを受けて、2025年6月4日、A内部監査室長は、L氏及びJ氏と面談を実施し、伊藤氏からの2023年9月26日付けのメール（上記本章第2・3(5)）に従って意図的に売上計上の先送りをした事実の伝達を受けた。

A内部監査室長は、同事実を内部監査での把握事項として今井常勤監査役に口頭で報告を行ったが、今井常勤監査役からの指示はなく、この時点において、房野CEOや取締役会、監査役会、EY新日本に対する報告が行われることはなく、事実関係の詳細や会計上の影響を確認する調査は実施されなかった。この点、A内部監査室長は、疑義の段階にあり確証は得られておらず、また、2025年に会計監査人が交代しており、過年度の売上計上に関する疑義で扱いが難しかった旨供述している。

なお、今井常勤監査役は、A内部監査室長からの口頭報告について、あったのかもしれないが記憶にないと供述しているが、A内部監査室長の供述内容は自然で具体性もあることなどから、同口頭報告は実際に行われたものと認められる。

## (2) 2025年11月の本件内部通報に至る経緯

### ア 2025年12月の業績見込み及び2期連続の赤字回避

当社は、市況の影響等により、2025年12月期の業績は赤字決算となることが見込まれるようになり、2025年7月31日、通期連結業績予想を下方修正し、2025年12月期は売上高13,420百万円、営業利益▲1,810百万円、経常利益▲1,910百万円、当期純利益▲2,750百万円の赤字決算になって期末配当が無配になる見込みを公表した。

2025年8月22日には、伊藤氏（2025年3月に取締役CFO兼CSOに就任していた。）が、A内部監査室長に対して、以下の内容のメールを送信し、銀行融資を維持するためには進期期である2025年12月期及び翌期である2026年12月期の2期連続赤字は絶対に回避する必要があるとの見解を示していた。なお、同メールのCCには、増田常務、ビジネス推進1部長のG氏、E氏、K氏、今井常勤監査役らが含まれていた。

いずれにしろ、銀行とのコミットでも2年連続赤字は絶対に避けなければなりません。このままでは融資自体が止まることも最悪考えなければならぬ、非常に危険な状態だと思慮しております。

## イ 2025年12月期から2026年12月期への売上計上の先送りの検討

2025年10月20日、伊藤氏は、経営戦略部長のN氏らに対して、第18期（2026年12月期）に売上計上が計画されていた案件を前提とした場合の利益の検証を指示する以下の内容のメールを送信した。なお、同メールCCには、B財務部長らが含まれていた。

お疲れ様です。下記利益向上に当たっている検証をしたいので、

①現状の18期のみ案件で、利益がどうなるのか？を教えてください。

②①が成り立つのであれば、11月12月の案件は予定通りに売上します。

また、伊藤氏は、経営戦略部に対して、2025年11月及び同年12月に売上計上される計画の全9台の半導体洗浄装置の売上計上を全て2026年12月期に先送りするシミュレーションの作成を指示した。

経営戦略部の担当従業員は、2025年10月20日時点での販売計画等を元に、2026年12月期の利益額を計算した。同計算資料によれば、当社単体で440百万円の税引後利益となるが、子会社損益を連結すると利益がマイナスに振れる見込みがあり、その他に減価償却等のマイナス要因が存在するとの計算結果となった。

また、併せて、伊藤氏の指示により、2025年11月及び同年12月に売上計上が見込まれる全9台の半導体洗浄装置について、2026年12月期に売上計上の先送りをするシミュレーションが作成され、全てを先送りすれば、当社単体で767百万円の税引後利益となるとの試算結果であった<sup>30</sup>。

## ウ 売上計上の先送りに関する社内でのやり取り

2025年10月23日午後3時00分頃、N氏は、伊藤氏からの指示により、E氏、G氏、L氏及びJ氏に対して、「2025年11、12月売上装置の2026年への売上遅延対応について」と題する以下の内容のメールを送信し、2025年11月及び同年12月の全9台の半導体洗浄装置の売上計上時期の協議に関する連絡を行った。なお、同メールのCCには伊藤氏が含まれていた。

表記の件、先程、伊藤さんより連絡があり、次週月曜日の役員MTGにて、2025年11、12月売上装置の2026年への売上遅延の対応を協議するとのことでした。

つきましては、遅延することを想定した対応業務の打合せが必要になります。

<sup>30</sup> なお、2025年10月時点で、同年11月及び12月に売上計上が見込まれる全ての半導体洗浄装置の売上計上を2026年12月期に先送りするというシミュレーション自体が、作業進捗状況や客先納期等との関係から現実的ではなかった。

打合せの日程等は別途ご連絡致しますが、各部門での対応の事前検討をお願い致します。

また、2025年10月23日午後3時7分頃、N氏は、協議の対象となる装置として、同一のメールチェーンにおいて以下の内容のメールを送信し、2025年11月に売上計上予定の5台、同年12月に売上計上予定の4台が記載されたエクセルファイルを送付した。

添付の11月にある5装置、12月にある4装置が対象になります。

なお、同エクセルファイルには、以下のとおり、各半導体洗浄装置のEIP上の進捗コメントのメール配信をN氏が転記してメモとして作成していた内容が記載されており、一部の装置は既に2025年9月に「客先ランニング」も開始されており、立上報告基準上の立上完了に達していると認識できる状況であった。

(公表版では省略)

2025年10月23日午後3時39分頃、J氏は、N氏からの上記メールへの返信として、過去にも売上計上の先送りを行った際にEIP上の進捗報告の停止を行ったことを示唆する以下の内容のメールを送信した<sup>31</sup>。

すでに、対象6台はビジ推殿方にて、調整されてると思われます。(韓国案件)  
装置担当の方は、前回同様の方法で、立上完了は来季へ変更する事は可能です。  
確認  
・現地進捗等での扱いはどの様にした方が良いか？  
・進捗に対する、売り上げ期間が合わない問題が生じます。  
※一昨年の対応時、途中進捗をSTOPさせました。  
進捗が無くなり、急に売り上げとなった事が、内部監査室より指摘されました。  
会社での足並みをそろえる必要あります。

## エ 役員ミーティングでの検討

2025年10月27日、房野CEO、平井専務、増田常務、伊藤氏が参加する役員ミーティングが開催され、売上計上の先送りについて、伊藤氏が資料に「11月、12月後ろ送りを検討する(計画が変わらない場合は、後ろ送りはせず仮定の数字で売上を決めて、収益は赤字にならない数値で開示を行う)」と記載して報告したが、

<sup>31</sup> J氏のメールにある「進捗が無くなり、急に売り上げとなった事が、内部監査室より指摘されました。」とは、上記(1)イのとおり、2025年6月のA内部監査室長による指摘を指す。

具体的な決定等はなされなかった。

#### オ 売上計上の先送りの中止

2025年10月27日、伊藤氏は、改めて2026年12月期の営業利益を試算したところ、赤字の見込みとなり、房野 CEO に対して、以下の内容のメールを送信し、2025年11月及び同年12月の全9台の半導体洗浄装置の売上の先送りを行っても、2026年12月期を黒字化するのは難しい状況である旨報告した。

やはり利益は営業利益で赤字です。明日 E、I に追加でどれだけ貰えるのか？確認し、最終判断したいと思います。原価下げましたが、それ以上に売価が下がってます・・・

いずれにしろ、今の138億では11月、12月を仮に持ってきても黒字は厳しい状況です。

対応策は、売上を170～180億で仮定数字で利益は5千万ほどで開示しかなさそうです。

その場合は11月12月はどちらでも構いません。あればバッファになる程度ですので、どちらかというと営業が売上増やす努力に期待せざる得ないです。

そして、2025年10月30日、伊藤氏は、G氏、N氏、E氏、L氏、J氏に対して、以下の内容のメールを送信し、2025年11月及び同年12月の全9台の半導体洗浄装置の売上計上の先送りを行っても、2026年12月期を黒字化することはできず、最終判断は房野 CEO に確認するものの、基本的に売上計上の先送りはしない旨連絡した。

下記の件、検討しましたが今の販売計画では11月、12月を繰り越しても黒字転換しません。

最終判断は房野さんに確認しますが、基本繰り越しはせずに来期の販売計画数字はこちらで修正します。

尚、数字を修正するという事は『ビジ推販売計画に上積みする』という意味です。ただ、そこに責任を持たずつもりはありません。あくまで開示は赤字では出来ないの、どこかのタイミングで計画が上振れしないと判断した段階で修正開示を行います。

結果として、当社において2025年12月期から2026年12月期の売上計上時期の不正な先送りは実行されなかった。

#### カ 本件内部通報

上記第1章第2のとおり、当社の内部通報制度の社外窓口は、2025年11月14日、①収益認識・売上計上のタイミングを2025年12月期から翌期の2026年12月期にずらす利益操作・粉飾決算の指示を受けたこと、②当該指示に従わなかったことでパワーハラスメントを受けたことについて、伊藤氏によるコンプライア

ンス違反を指摘する本件内部通報を受理した。

### (3) 本件社内調査での判明事項

上記第1章第2のとおり、本件内部通報を受けて、A 内部監査室長が調査担当者となり、2025 年 11 月に、関連文書の収集・閲覧及び関係者への聴取による本件社内調査が実施された。

2025 年 12 月 3 日付けで房野 CEO 宛てに「報告： 内部通報内容の事実調査結果（通報・相談受付番号：251117）」と題する A 内部監査室長名義の社内調査報告書（報告書本文 3 頁に証拠が添付された全 50 頁のもの。以下「**本件社内調査報告書**」という。）が作成され、調査結果として、以下の内容等が記載された<sup>32</sup>。

通報の内容は概ね事実と断定。

#### (1) 不適切な収益認識・売上計上

複数の装置案件の収益認識・売上計上を不正な方法で今期から来期にずらす指示がなされ、これが組織的に実行されようとしたことは事実と断定。結果的に今回は実行に至らなかったものの、過去に同様の不正会計が組織的に行われていたことが本調査の過程で判明。

#### (2) パワハラ

当該取締役から当該通報者に対し、業務メールや業務用テキストメッセージによるパワハラの事実があったと断定。

（中略）

③2023/9/26 から 2024/1/23 にかけて、複数の装置案件の収益認識・売上計上を不正な方法で 2023 年 12 月期から 2024 年 12 月期にずらすことが組織的に行われていた事実が判明。当時と同じ方法で今回も実行されようとしていたが、結果的に今回は実行されず（上記①参照）。

このように、本件社内調査の結果、本件内部通報で指摘されたものとは別の過年度のものとして、本事案すなわち複数の装置の売上計上を 2023 年 12 月期から 2024 年 12 月期に先送りすることが組織的に行われた旨内部監査室の調査結果が報告された。

2025 年 12 月 3 日、A 内部監査室長は、本件社内調査報告書を房野 CEO に提出して報告を行った。その後、A 内部監査室長は、同年 12 月 16 日開催のコンプライアンス委員会（委員として房野 CEO や社外取締役 3 名らが出席するとともにオブザーバーとして今井常勤監査役が出席）において報告を行った。同コンプラ

<sup>32</sup> なお、過去の内部監査での疑義の把握については、社内調査報告書では「今回の通報内容が概ね事実であることに加え、本調査で新たな証拠を入手したことで過去に同様の不正会計が組織的に行われていたと断定せざるを得ない結論に至ったことは遺憾。内部監査で偶発的に発見・入手した不可解な情報やデータを基に抱いていた疑念が現実のものとなってしまった。」との所見が記載されている。

イアンス委員会では、本件社内調査報告書の本文3頁が配布され、本事案について、「2023/9/26 から 2024/1/23 にかけて、複数の装置案件の収益認識・売上計上を不法な方法で2023年12月期から2024年12月期にずらすことが組織的に行われていた事実が判明」などと記載されていた。同コンプライアンス委員会では、通報対象者が取締役であることから同委員会で議題にする内容ではなく役員全員で審議したい旨の意見があり、同委員会と同日（2025年12月16日）開催の取締役会終了後に、伊藤氏と当日欠席した寺尾耕治社外監査役を除く役員で本件社内調査報告書の本文3頁が共有されて協議が行われたが、他社事例を含めて検討の上、2026年1月20日開催予定の次回取締役会開催日に再度検討することとなった。

その後、2025年12月26日に、伊藤氏を除く役員全員に本件社内調査報告書全文が共有された。そして、2026年1月20日開催の取締役会終了後に伊藤氏を除く役員にて再審議され、内部通報者と伊藤氏に対してそれぞれの主張を確認するとともに、次回取締役会までに顧問弁護士の見解も確認して伊藤氏の処分を検討することになった。

当社は、EY 新日本から監査手続の一環として各会議議事録の提出依頼を2026年1月6日に受け、本事案についての特段の説明をすることなく、上記の2025年12月16日開催のコンプライアンス委員会の資料と議事録を2026年1月13日にEY 新日本に提出したところ、EY 新日本が同資料から本事案を同年1月30日に把握し、翌31日に今井常勤監査役に情報共有依頼のメールを送信した。同依頼を受けて2026年2月2日に開催されたWEB会議において、今井常勤監査役から本件社内調査の結果をEY 新日本に共有し、本事案の対応についての協議が開始されて当委員会の設置に至った。

### 第3 類似事案の調査結果

#### 1 実施した調査手続の概要

当委員会は、本事案と類似する事象の有無を調査するため、以下の個別の調査手続を実施した。

##### (1) 社内アンケート調査・ホットライン

当委員会は、上記第1章第7・6及び7のとおり、類似事案の有無等を明らかにするため、社内アンケート調査を実施するとともに、ホットライン（情報提供窓口）を設置した。

社内アンケートで回答された内容のうち、合計8件の回答については個別のフォローアップが必要であると判断し、回答者に対するヒアリング等を実施して会計不正に該当するか否かを確認した。

**(2) デジタルフォレンジック**

当委員会は、上記第1章第7・3のとおり、当社の役職員合計14名（元取締役1名を含む。）のメールアドレス等を対象としてデジタルフォレンジックを実施しており、本事案に限定せず不正一般を示唆するキーワードを用いてメールを抽出して類似事案を発見することを目的とした手続を行った。抽出された事項については、必要に応じてヒアリング等のフォローアップを実施した。

**(3) 関係者に対するヒアリング**

当委員会は、上記第1章第7・5のとおり、当社役職員・元役員及び社外の関係者に対するヒアリングを実施しており、それらのヒアリングでは、本事案に限定せず、類似事案の有無を確認することを目的とした質問を行った。

**(4) 売上計上に係る検証**

当委員会は、立上報告基準となった2022年1月以降のみならず、2021年12月期以前に設置完了基準により売上計上された半導体洗浄装置についても売上計上に係る証憑の整理・分析や、必要に応じて関係者に対するヒアリングを実施するなどして、売上計上時期の操作が行われていないか検証した。

**(5) 原価計上に係る検証**

当委員会は、製品別の原価計上額等を分析し、利益調整目的での原価計上の前倒し、繰り延べや付け替え等が行われていないか検証した。

**(6) 在庫計上に係る検証**

当委員会は、実地棚卸の実施状況に関する資料を精査した上で、在庫計上額等を分析し、在庫計上の適切性を検証した。

**(7) 開発費その他の費用計上に係る検証**

当委員会は、開発費その他の費用計上額等を分析し、利益調整目的での費用計上の前倒し、繰延等が行われていないか検証した。

**(8) 仕訳データ分析・財務諸表分析**

当委員会は、株式会社 KPMG Forensic & Risk Advisory の独自の不正仕訳分析ツールによって仕訳データを分析し、会計不正の兆候の有無を確認した。

また、当委員会は、不正の兆候を示す異常値等がないかを確認するため、月次ベースで財務諸表を分析した。

## (9) 予算・実績分析

当委員会は、予算・実績の乖離状況、業績見込の変更状況等を分析し、利益調整目的での不適切な会計操作（売上計上時期の操作、原価付替、費用計上の先延ばし等）が行われていないか検証した。

## (10) 製品在庫の減損処理に係る検証

当委員会は、2025年12月期に減損処理が行われるも翌期である2026年12月期に具体的な販売目途が立った半導体洗浄装置の売上計上について、2025年12月期での減損処理に合理性があったか検証した。

## 2 調査結果の概要

当委員会は、上記本章第3・1の調査手続を実施したが、意図的に財務諸表の虚偽表示を行う会計不正と認められる類似事案は検出されなかった。

## 第4 役員の間与の状況

### 1 房野 CEO

房野 CEO については、当委員会が会計不正を認定した上記本章第2・3(3)の2024年12月期から2023年12月期への売上計上の前倒し（装置 e、装置 f、装置 g）に主体的に関与していたと認められる。

まず、X社向けの装置 e、装置 f 及び装置 g 等の4台の装置については、客先の事情により立上作業の見込みが立っていなかったところ、2022年12月26日の社長ヒアリングにおいて、房野 CEO は、自ら AC アーネストに個別の装置に関する売上計上方法の相談をしており、その後の AC アーネストからの資料依頼に対応して資料を入手した伊藤氏に対して、当該資料を提出しないように指示していた。

また、AC アーネストとのその後の協議の状況についても、2023年4月27日に B 財務部長から報告を受け、顧客に返金をする方法は難しい旨のコメントを行って、同業他社が X 社に対する売上計上の根拠とした書類の入手を指示するなどしており、問田元取締役からも適宜報告を受けて、AC アーネストとの協議の状況の詳細を把握していた。B 財務部長が2023年4月27日の報告に使用した資料には、X社向けの装置4台の現状として、「4装置全てについて立上（売上）の目途が立たない状況となっている。」と記載されており、房野 CEO もこうした装置の状況は当然認識していたものと認められる<sup>33</sup>。

こうした状況であったにもかかわらず、房野 CEO は、2023年5月1日に行われた

---

<sup>33</sup> 房野 CEO は、X社向けの装置4台については、立上作業の目途が立たない中での検討であったとして、B 財務部長が作成した資料に記載された状況と同様の認識であったと供述している。

AC アーネストによる社長ヒアリングの際に、X 社向けの装置について、「当該装置の立上げが見込めるようになってきた。ただし今後も同様のケースが出てくる可能性があるので T 社の文書を参考にしながら検討を継続する。」旨発言して、立上げが見込める状況になってきたとの実際の装置の状況とは全く異なる説明を P 会計士らに行った。

その後、当社が検討を進めていた「契約履行義務完了確認書」と同業他社が X 社に対する売上計上の根拠とした検収書面のいずれについても、AC アーネストから、そのような文書を顧客から入手して売上計上しても、売上計上後に事後的に無償での立上作業が発生すれば、役務提供が終わっていなかったとして会計上の訂正リスクが生じる旨の見解が 2023 年 5 月 29 日と同年 6 月 2 日に示され、問田元取締役の報告により、房野 CEO は、その状況も当然認識していたものと認められる。

こうした状況のなか、当社は、装置 e、装置 f、装置 g 等の検収書類について実際に X 社からサインを取得したものの、各検収書類での売上計上は敢えて行っておらず、立上作業の実施時期も決まっていない状況で、装置 e、装置 f 及び装置 g について、2023 年 7 月に実態と異なる立上報告書を作成して売上計上を行った。

その後、2023 年 8 月 8 日の AC アーネストによる社長ヒアリングにおいて、房野 CEO は、P 会計士らに対して、「X 社は問題なさそう。」などと立上が順調に進んでいる旨の実際の状況と異なる説明を行った。

AC アーネストは、社長ヒアリングにおいて房野 CEO から直接相談を受けた取引について、その後の社長ヒアリングにおける房野 CEO からの直接の説明と三様監査会議における問田元取締役からの説明を受けたことにより、X 社向けの装置 3 台は立上作業が進捗して通常の立上報告基準による売上計上が行われるものと誤認した結果、当社に指摘を行うことなく決算が確定したものである。

他方、当委員会のヒアリングにおいて、房野 CEO は、自身の関与を全面的に否定しているが、その供述の内容は、大要、以下のとおりである。

- ✓ X 社との取引が止まっていたことは記憶しているが、AC アーネストによる社長ヒアリングで売上計上方法を自ら相談した記憶はない。2022 年 12 月の社長ヒアリングにおいて房野 CEO 自身が P 会計士らに相談をしたとは思えず、相談をしているとすれば同席していた問田元取締役ではないかと思う。その後の社長ヒアリングでこの取引についての説明をした記憶も全くない。
- ✓ そもそも個別の装置の進捗報告を受ける機会はなく、メールで EIP の進捗報告が配信されるものの、同配信によって具体的に把握していたわけではない。
- ✓ 売上計上方法について、社内での相談や検討はしておらず、話を聞いていただけであり、各装置の売上計上方法の顛末に関する認識もなく、同業他社が顧客から書面にサインをもらって売上計上したのと同じ書類を使ったのだら

うというイメージであった。

- ✓ (ヒアリングにおいて Q 会計士の 2023 年 6 月 2 日のメールを示したところ) このメールを見た記憶はなく、AC アーネストはリスクはあると言っているものの、絶対にダメと言われたわけではないので、同業他社と同じ方法で売上計上しようという話になったのではないかと思う。
- ✓ (AC アーネストにヒアリングした結果、房野 CEO から通常の立上が見込まれるようになったとの説明を受けたので AC アーネストはそのように理解した旨の供述を得ていることを説明したところ) 社長ヒアリングでのやり取りは記憶にないが、あえて事実と異なる説明まですることは考えられない。

この房野 CEO の供述の信用性を検討するに、まず、房野 CEO は、個別の装置の進捗報告について具体的に把握していたわけではなく、X 社との取引についても同様であったとの趣旨の供述を行っているが、2022 年 12 月 26 日の社長ヒアリングで AC アーネストに提示したリストが残っていることに加え、その後の AC アーネストとの協議の状況を逐一把握していたことを裏付ける複数のメールが検出されていることからすると、この取引は、単なる個別の装置の取引ではなく、経営マターとして経営トップが自ら動いて 2023 年 12 月期に売上計上しようとしていた案件であったことは明らかである。房野 CEO からの供述は得られていないものの、その背景としては、当時、当社の東証スタンダード市場への上場は、2023 年 6 月の上場予定が同年 5 月に至って 2023 年 12 月期の「通期予算達成の蓋然性」の確認のためとして延期され、2023 年 6 月時点の予実資料では、2023 年 12 月期の当初年度予算の当期純利益 1,747 百万円に対して装置 e、装置 f、装置 g の 3 台を除くと年度予算達成率が 90%程度と見込まれたところ、この 3 台を含めると年度予算達成率は 100%が見込まれる状況にあったという事情が挙げられ、実際、2023 年 6 月 19 日の伊藤氏から房野 CEO に対するメールでは、2023 年 9 月予定の株式上場に向けて、予算達成の蓋然性がポイントである旨報告されている<sup>34,35</sup>。

いずれにしろ、X 社との取引についての進捗状況について具体的に把握していたわけではないという房野 CEO の供述は客観的な事実と明らかに矛盾する。

次に、房野 CEO は、社長ヒアリングにおける AC アーネストに対する相談やその後の説明について全く記憶にないと供述しているが、AC アーネストの P 会計士らは

<sup>34</sup> なお、房野 CEO は、装置 e、装置 f 及び装置 g の売上計上方法について、同業他社が利用した顧客サインの書類を使ったのだらうというイメージであった旨述べているが、同イメージの根拠としては、増田常務から同業他社が同方法でやっていると聞いていたからと述べるのみで、何ら具体的な認識の根拠を説明していない。

<sup>35</sup> なお、IPO に問題が出る可能性があるとして再立上の時期を資料に記載しないように指示していた伊藤氏は、具体的な指示は覚えていないとしながらも、実態と異なる立上報告書での売上は、最終的な結論は役員ミーティングで決まったのではないかと思う旨供述している。

房野 CEO から相談があったことやその後の社長ヒアリングで装置のその後の状況について説明を受けたことを明確に供述しているところ、監査法人にとって経営トップに対するヒアリングは極めて重要な監査手続であり、およそ記憶違いや誤解が生じる可能性は考え難く、その供述の信用性に疑いを差し挟むべき事情も見当たらない。実際、AC アーネストは、2023 年 5 月 15 日の三様監査会議において、この取引の懸念点等について情報共有を行ったところ、問田元取締役が、「3 台：通常の立上状況を実施（現在日程調整中）→通常の売上基準で行う」として房野 CEO の 2023 年 5 月 1 日の社長ヒアリングにおける説明に概ね沿う内容の説明を行っており、房野 CEO と問田元取締役の間で監査法人に対して実態と異なる説明をすることについて共通認識ができていたと考えるのが自然である。

したがって、房野 CEO は、2023 年 5 月 1 日と同年 8 月 8 日の各社長ヒアリングにおいて、AC アーネストの P 会計士らが供述する内容の実態と異なる説明を行ったと認めるのが相当である。

また、房野 CEO は、2022 年 12 月 26 日の社長ヒアリングにおける説明は、同席した問田元取締役が行ったかのような供述をしているが、房野 CEO 自身が説明を行ったとの問田元取締役や P 会計士らとの供述と相反することに加え、社長ヒアリングという監査手続の性質からしても同席者が会社の経営マターともいえる案件を相談することは考え難く、問田元取締役に責任転嫁しようとしているとしか考えられない。

さらに、房野 CEO は、当委員会のヒアリングにおいて、取引の顛末については認識していなかったという趣旨の供述もしているが、2023 年 10 月 12 日には「【重要】」として、装置 e、装置 f 及び装置 g について、薬液投入計画もなく止まっているのに、売上計上が 2023 年 7 月に実施されている旨を報告するメールも受領しているにもかかわらず、問題の有無に関する説明はもとより、何らの措置や反応も行っていないことからすると、問題のある売上計上であることを同メールの受領前から認識していたことがうかがえる。そもそも房野 CEO が自ら監査法人に売上計上方法を相談してその後の協議の状況を把握していた取引についてその顛末を知らなかったというのはあまりにも不自然である。

以上からすると、房野 CEO の供述は信用できず、上記本章第 2・3(3)の事実経過等も踏まえると、当委員会が会計不正を認定した 2024 年 12 月期から 2023 年 12 月期への売上計上の前倒し（装置 e、装置 f、装置 g）は、房野 CEO が主体的に関与していたものであり、当該会計不正は、経営トップが主導した経営者不正の事案と認められる。

## 2 平井専務

平井専務は、当委員会が会計不正を認定した上記本章第 2・3(3)の 2024 年 12 月期

から 2023 年 12 月期への売上計上の前倒し（装置 e、装置 f、装置 g）について、2023 年 10 月 12 日には「【重要】」として、装置 e、装置 f 及び装置 g が薬液投入計画もなく止まっているのに、売上計上が 2023 年 7 月に実施されている旨を報告する J 氏からのメールを受領している。もっとも、平井専務は、同業他社が X 社に対する売上計上の根拠とした書類を入手して当社でも同様に立上未了の状況で通常と異なる売上計上の検討を行っていた状況をメールの CC で把握していたところ、J 氏からの上記メールについて、同業他社の売上計上方法で OK であれば問題ないと考えて流していた旨供述しており、関係各証拠からは、生産部門を管掌する平井専務が X 社向けの装置 e、装置 f 及び装置 g の売上計上方法の検討に具体的に関与したり、監査法人の指摘するリスクを具体的に認識していたとまで認定できる証拠までではない。

また、平井専務は、当委員会が会計不正を認定した上記本章第 2・3(5)の 2023 年 12 月期から 2024 年 12 月期への売上計上の先送り（装置 j、装置 l）について、2023 年 9 月 26 日に、伊藤氏から売上計上の先送りの指示メールを受領している。もっとも、平井専務は、2023 年 9 月 26 日の伊藤氏のメールは予算検討の初期段階で決定した方針とは考えていなかった旨供述しており、上記メールの受領以外に、会計不正の認識を推認させる事情は確認されていない。

そのため、平井専務は、当委員会が認定した会計不正に指示・黙認するなどして関与したとは認められない。

### 3 増田常務

増田常務は、売上計上のプロセスを担うビジネス推進部を管掌しており、上記本章第 2・3 のとおり、当委員会が認定した会計不正について、役員ミーティングで決定された販売計画に従ってビジネス推進部の社員に指示を出すなどして、当委員会が認定した全ての会計不正に関与していた。

### 4 伊藤氏

伊藤氏は、2025 年 3 月に当社の取締役 CFO 兼 CSO に就任しており、当委員会が認定した 2022 年 12 月期から 2024 年 12 月期までの会計不正に取締役として関与したとは認められない。

しかし、上記本章第 2・4(3)のとおり、本件内部通報を契機とした本件社内調査の結果、内部監査室は、結果的に実行に至らなかったものの、複数の装置案件の売上計上を不正な方法で 2025 年 12 月期から 2026 年 12 月期に先送りする指示が伊藤氏からなされ、これが組織的に実行されようとしたことは事実と認定する調査結果をとりまとめており、当委員会の調査では当該指示による会計上の影響が生じていないことから会計不正の認定を行っていないものの、その本件社内調査の事実認定に疑義を生じさせる事情は特段把握されていない。

また、取締役就任前の経営企画室担当部長の時期<sup>36</sup>ではあるものの、伊藤氏は、上記本章第2・3(3)のとおり、2024年12月期から2023年12月期への売上計上の前倒し（装置e、装置f及び装置g）について、増田常務が実態と異なる立上報告書での売上計上を指示するビジネス推進部会議に同席し、増田常務がI氏に対して薬液投入もない装置に関して実態と異なる立上報告書の日付を指定して売上計上を指示するメールを受領した上、E氏に対して、株式上場（IPO）に問題が出る可能性があることを理由として、各装置の今後の立上予定を経営会議資料に記載しないように指示していたことに加え、2023年10月12日にはJ氏から「【重要】」として、装置e、装置f及び装置gが薬液投入計画もなく止まっているのに、売上計上が2023年7月に実施されている旨を報告するメールを受領して何ら是正措置をとらずに積極的に関与していた。

さらに、伊藤氏は、当委員会が会計不正を認定した上記本章第2・3(5)の2023年12月期から2024年12月期への売上計上の先送り（装置j、装置l）について、2023年9月26日には、「【親展】2023年売上から24年への変更について」と題するメールを送信している。同メールの下書きには、「立上完了報告書 ⇒ 売上処理を行わないようにご注意ください。」との記載があつて立上報告基準に反した売上計上が発生することを前提に、不自然な状況の回避や、計画と異なる売上計上を行わないように注意喚起をする一種の隠蔽工作の意図があつたことがうかがわれ、同記載は削除されて送信されたものの、実際に送信したメールにも「処理を確実に行うように、関係者への指示をお願いいたします。また、本資料の取り扱いには十分注意をしてください。関係者以外への配布は行わないでください。」といった記載があり、あえて関係者限りで売上計上の先送りの処理を確実に行うよう指示しており、同指示を受けてEIP上の進捗報告の記載の中止といった対応が行われていることなどからすると、伊藤氏は、売上計上の不正な先送りに積極的に関与していたと認めるのが相当である。

## 5 問田元取締役

問田元取締役は、当委員会が会計不正を認定した上記本章第2・3(3)の2024年12月期から2023年12月期への売上計上の前倒し（装置e、装置f、装置g）について、通常と異なる売上計上を相談したACアーネストとの協議や社内での検討に関与していただけでなく、2023年5月15日の三様監査会議では、ACアーネストや監査役に対して、実態と異なる立上の進捗状況を説明するなどしており、当時認識していた状況を説明したに過ぎないなどと供述しているが、X社向け装置4台は全てについて立上の目途が立たないという当時の客観的な状況を把握していなかったとは考え難い。

また、問田元取締役は、当社が検討を進めていた「契約履行義務完了確認書」と同

---

<sup>36</sup> なお、伊藤氏は、2024年1月1日からは経営統括本部本部長に就任した。

業他社が X 社に対する売上計上の根拠とした検収書面のいずれについても、AC アーネストから、そのような文書を顧客から入手して売上計上しても、売上計上後に事後的に無償での立上作業が発生すれば、役務提供が終わっていなかったとして会計上の訂正リスクが生じる旨の見解を 2023 年 5 月 29 日と同年 6 月 2 日に入手して房野 CEO に報告したものの、その後の顛末は認識していない旨供述しているが、当時、東証スタンダード市場への株式上場を控えて 2023 年 12 月期の通期予算達成の蓋然性が重要な課題となっていた状況で上場準備を担当していた取締役としてそのような事態はおよそ考え難い。

以上からすると、問田元取締役の供述は信用できず、上記本章第 2・3(3)の事実経過等も踏まえると、当委員会が会計不正を認定した 2024 年 12 月期から 2023 年 12 月期への売上計上の前倒し（装置 e、装置 f、装置 g）に、問田元取締役も積極的に関与していたと認めるのが相当である。

そして、当委員会が会計不正を認定した 2023 年 12 月期第 4 四半期から第 3 四半期への売上計上の前倒し（装置 m 及び装置 n）について、上記本章第 2・3(6)のとおり、2023 年 7 月 25 日の社内メール及び増田常務の供述から、増田常務が問田元取締役に對して確認を行った上で、売上計上を行ったと認められる。問田元取締役は、覚えていないとしつつも、主幹事証券会社から通期予算達成の蓋然性が重要であると言われており、上場担当として計画を達成したいという事情があったと思う旨供述していることに加え、装置 m 及び装置 n の売上計上検討の経緯や顧客がサインした検収書類の取得等は X 社向けの装置 e、装置 f、装置 g と同様の経緯であったことも踏まえると、問田取締役も営業部門の売上計上を容認するなどして関与していたと認めるのが相当である。

## 6 今井常勤監査役

今井常勤監査役は、当委員会が会計不正を認定した上記本章第 2・3(5)の 2023 年 12 月期から 2024 年 12 月期への売上計上の先送り（装置 j、装置 l）について、2023 年 9 月 26 日に、伊藤氏から売上計上先送りの指示メールを受領していた。また、今井常勤監査役は、当委員会が会計不正を認定した上記本章第 2・3(3)の 2024 年 12 月期から 2023 年 12 月期への売上計上の前倒し（装置 e、装置 f、装置 g）について、2023 年 10 月 12 日には「【重要】」として、装置 e、装置 f 及び装置 g について、薬液投入計画もなく止まっているのに、売上計上が 2023 年 7 月に実施されている旨を報告するメールを受領していた。

もっとも、今井常勤監査役は、当時、会計不正を認識していなかった旨供述しているところ、いずれのメールについてもその文面だけで会計不正の認識に達しなくても不自然ではなく、上記メールの受領以外に、売上計上時期の不正な操作の認識を推察させる事情は確認されていないため、今井常勤監査役は、当委員会が認定した会計

不正に指示・黙認するなどして関与したとは認められない。

なお、本事案の発覚の経緯における今井常勤監査役の対応についての当委員会の評価は下記第5章第2・4を参照されたい。

## 7 社外役員

当委員会による調査の結果、社外役員についてはいずれも当委員会が認定した会計不正への関与は認められなかった。

なお、本事案の発覚の経緯における社外役員の対応についての当委員会の評価は下記第5章第2・4を参照されたい。

#### 第4章 当委員会の調査結果を踏まえた当社の連結財務諸表に対する影響額

上記第3章第2において会計不正に該当すると評価した製番の会計処理につき、判明した事実関係を前提として本来あるべき売上計上時期で売上計上がなされた場合の当社の連結財務諸表に対する影響額は下表のとおりである<sup>37,38,39</sup>。

(単位：百万円)

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
売上高	—	—	-527	-651	1,178	—
売上原価 <sup>40</sup>	—	—	-366	-475	842	—
営業利益	—	—	-160	-175	336	—
経常利益	—	—	-160	-175	336	—
税金等調整前 当期純利益	—	—	-160	-175	336	—

また、判明した事実関係を前提として本来あるべき会計処理を反映させた場合の当社の連結財務諸表の売上高に対する影響額の製番毎の内訳は下表のとおりである。

(単位：百万円)

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
①2022年12月期から2023年12月期への売上計上の先送り（会計不正に該当しない）						
②2023年12月期から2022年12月期への売上計上の前倒し						
装置c			-263	263		
装置d	—	—	-263	263	—	—
③④2024年12月期から2023年12月期への売上計上の前倒し						
装置e				-269	269	
装置f				-269	269	
装置g	—	—	—	-269	269	—
装置h				-394	394	
装置i				-394	394	
⑤2023年12月期から2024年12月期への売上計上の先送り						
装置j	—	—	—	147	-147	—

<sup>37</sup> 百万円未満を切り捨てた金額で記載している。

<sup>38</sup> 金額のマイナスは連結財務諸表に計上された金額の取消、プラスは本来計上すべき金額を指す。

<sup>39</sup> 当社が過年度の連結財務諸表を訂正した場合に派生的に検討が必要となる論点（売上原価に含まれる間接費の配賦計算等の修正、製品保証引当金、税効果等の会計上の見積の修正、法人税等の修正等）については、上記の影響額には含めていない。

<sup>40</sup> 売上計上と同時に計上された売上原価金額を対象としている。

装置1				270	-270	
⑥2023年12月期第4四半期から同第3四半期への売上計上の前倒し (年度影響がないため、上表には反映していない)						
合計	—	—	-527	-651	1,178	

なお、上表は、会計不正に該当すると評価した製番の会計処理に限って当社の連結財務諸表に対する影響額を集計したものである。上記第3章第2のとおり、本来あるべき売上計上時期についての各役職員の理解にかなりのばらつきがある運用実態が把握されているが、今後の立上報告基準の「立上完了」の定義の見直しにより本来あるべき売上計上時期で売上計上された場合には、当社の連結財務諸表に対する影響額が生じる点に留意されたい。

## 第5章 発生原因の分析

本章では、当委員会の調査で判明した会計不正や当社の取締役らの関与状況を踏まえ、当委員会が行った発生原因の分析について記載する。

当委員会は、不正は、①不正を実行する「動機・プレッシャー」、②「機会」及び③不正行為に対する「姿勢・正当化」を伴って生じるといういわゆる不正のトライアングル理論による分析を行って会計不正の特徴を明らかにした上、組織として未然防止と早期発見が妨げられた要因を分析するとともに、これらの分析結果を踏まえた根本原因の分析を行った。

### 第1 不正のトライアングル理論による分析

#### 1 動機・プレッシャーについて

当社では、2018年3月に問田元取締役が管理部門管掌の取締役に就任し、当社の取締役会では、2018年6月頃以降2023年9月の東証スタンダード市場への株式上場を達成するまでの間、ほぼ継続的に株式上場に向けた準備の進捗報告が問田元取締役から行われており、当社にとって株式上場は重要な経営課題であった。

2018年当時は、2019年9月に旧東証マザーズ市場への株式上場を目指していたものの、2019年5月開催の取締役会では、当時の主幹事証券会社の審査の結果、通期予算達成の蓋然性が高いとは評価できない状況などから2019年12月に旧東証2部上場も視野にいて検討する旨が報告されている。その後、2019年8月開催の取締役会では、当社及び半導体業界の業況が底打ちしたと判断できないため、上場基準時を1年延期し上場時期を最短で2020年9月とする決定をした旨が報告されている。

2020年2月開催の取締役会では、2019年12月期を申請基準期として2020年12月期に旧東証2部上場を目標に上場準備を再開する旨が報告され、2020年8月開催の取締役会では、2019年12月期を申請基準として2021年3月の東証2部への期越え上場を目指して主幹事証券会社の最終審査を受ける予定と報告された。その後、2020年10月及び同年11月開催の取締役会において、2021年3月に東証TPM上場を目指す方針が報告され、同方針に沿って2021年2月24日に東証TPMへの上場申請が行われ、同年3月29日に東証TPMに当社株式が上場された<sup>41</sup>。

東証TPMへの株式上場は達成されたものの、当社は、東証スタンダード市場への株式上場を目指して2021年7月1日付けで新たな主幹事証券会社と主幹事コンサルタント契約を締結した。上場申請を検討する過程では、親会社であるZEUS社からの独立性を確保して少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備状況が重要な論点となっていたことから外部の法律事務所から意見書を取得するなどして対応し、2022年6月開催の取締役会では、順調にいけば2023年3月に上場予定と報

<sup>41</sup> 房野 CEO は、東証TPMに上場した経緯について、上場を目指して数年が経ち、1つのステップを残すためにまずは東証TPMを選んだ旨供述している。

告され、当社は、2022年11月15日に東証スタンダード市場への上場申請を行って株式上場の準備を進めた。しかし、2023年2月上旬に2022年12月期の会計監査におけるACアーネストの指摘事項に起因してスケジュールの見直しが必要となり、2023年6月の上場予定に変更された。その後も2023年5月初旬に、主幹事証券会社からの通知があり、2023年12月期の「通期予算達成の蓋然性」の確認のためとしてさらに上場スケジュールを延期することとなり、伊藤氏は、2023年6月19日、房野CEOに対し、「今期の着地に関しては、純利17億予想でそこから±10%程度であれば、主幹事証券会社としては許容出来る数値と認識」とのメールを送信するとともに、2023年9月23日上場予定と報告した。結果的に、通期予算達成の蓋然性は高いとの主幹事証券会社の判断を受け、当社株式は2023年9月25日に東証スタンダード市場に上場された。

こうして当社の重要な経営課題であった東証スタンダード市場への上場を達成する過程において、市況の変動が激しい半導体業界において通期予算達成の蓋然性を高めるために営業部門が策定する販売計画は必ず達成するという「計画ありき」ともいうべき意識が社内に醸成・浸透していったものと考えられる。

こうした背景事情を踏まえて、当委員会が認定した会計不正の動機を検討すると、以下のような分析が可能となる。

当委員会が類似事案として会計不正を認定した2023年12月期から2022年12月期への売上計上の前倒し（装置c、装置d）は、薬液投入すら実施されておらず、立上報告基準上の立上完了に明らかに達していない状況であったにもかかわらず、増田常務の指示により、2022年12月期の販売計画の達成を目的として2022年12月に売上計上の前倒しが行われたものと認められる。

当委員会が類似事案として会計不正を認定した2024年12月期から2023年12月期への売上計上の前倒し（装置e、装置f、装置g）は、そもそも立上作業が実施されておらず、立上報告基準上の立上完了に明らかに達していない状況であったにもかかわらず、経営トップの主体的な関与によって2023年7月に売上計上したものである。房野CEOは、立上未了の状態での通常の上上報告書とは異なる方法による売上計上の可否を監査法人に自ら相談してその後の協議の状況や装置の立上の見込みが立たない状況を把握しながら、2023年5月に自らが監査法人に立上が見込まれる状況になった旨の実態と異なる説明を行い、2023年6月初旬に監査法人から顧客からサインを得た書面による売上計上にリスクがある旨の見解を入手するや実態のない立上報告書によって2023年7月に売上計上し、監査法人に誤認を生じさせて経営者不正を行ったものである。当時、当社の東証スタンダード市場への上場は、2023年6月の上場予定が同年5月に至って2023年12月期の「通期予算達成の蓋然性」の確認のためとして延期され、2023年6月時点の予実資料では、2023年12月期の当初

年度予算の当期純利益 1,747 百万円に対して装置 e、装置 f、装置 g の 3 台を除くと年度予算達成率が 90%程度と見込まれたところ、この 3 台を含めると年度予算達成率は 100%が見込まれる状況にあった。将来的な半導体市場の市況の悪化が見込まれた状況も踏まえ、この機会を逃すことなく、通期予算達成の蓋然性の確度を高めて積年の経営課題であった東証スタンダード市場への上場を達成することを目的として、経営トップ主導の売上計上の前倒しが行われたものと認められる<sup>42</sup>。

当委員会が類似事案として会計不正を認定した 2024 年 12 月期から 2023 年 12 月期への売上計上の前倒し（装置 h、装置 i）も、株式上場に向けて、業績の下方修正を避けるための対策として 2023 年 12 月期の純利益を上積みするために翌期の売上計上予定の装置 4 台を 2023 年 12 月期とする販売計画の変更が 2023 年 3 月に行われていたところ、同年 12 月には立上報告基準上の立上完了に明らかに達していない状況であったにもかかわらず、増田常務の指示により、変更後の販売計画に沿って 2023 年 12 月 20 日に売上計上が行われたものと認められる。

当委員会が本事案として会計不正を認定した 2023 年 12 月期から 2024 年 12 月期への売上計上の先送り（装置 j、装置 l）は、2023 年 9 月時点では 2023 年 12 月期の通期予算が達成できていた状況を踏まえ、株式上場翌期の業績の増収増益を演出するため、同期中に販売を予定していた装置の売上を翌期に先送りしたものと認められる。

当委員会が類似事案として会計不正を認定した 2023 年 12 月期第 4 四半期から第 3 四半期への売上計上の前倒し（装置 m、装置 n）は、立上作業が止まっていたことから顧客のサインを得た検収書類を取得して 2023 年 12 月期に売上計上を行うことが検討されていたところ、装置 e、装置 f、装置 g と同様に実態のない立上報告書によって、増田常務の指示により、2023 年 12 月期の販売計画を達成し、「通期予算達成の蓋然性」の確度を高めて上場を達成する目的で 2023 年 12 月期第 3 四半期に売上計上が行われたものと認められる。

このように、市況の変動の激しい半導体業界においては予実の確度を高めることが容易ではない状況のなか、経営の重要課題であった株式上場を目指す過程で販売計画を達成する意識が強まり、営業部門では立上報告基準上の立上完了に至ってなくても販売計画を優先して売上の前倒しが行われるとともに、まさに株式上場を達成する最終局面では経営トップの主体的な関与により監査法人に虚偽の説明まで行って通期予算達成の蓋然性の確度を高めるために売上計上の前倒しを行ったものである。一方、売上計上の先送りは、株式上場翌期の増収増益を演出するために実行

---

<sup>42</sup> 問田元取締役は、房野 CEO 自身は半導体業界が長く、同業界は浮き沈みが激しいので良い時期に上場しなければならないという考えであり、当時、上場のために数字を達成しなければならないと言われていたと供述している。

されており、市場からの業績期待のプレッシャーを意識していたと考えられる。

なお、当委員会の調査において、親会社の ZEUS 社から当社に対する業績や経営方針、株式上場に向けてのプレッシャーを示唆する証拠は一切見当たらず、会計不正の発生原因として親会社からの影響を指摘すべき事情はない。

## 2 機会について

2024 年 12 月期から 2023 年 12 月期への不正な売上計上の前倒し（装置 e、装置 f、装置 g）は、経営トップの房野 CEO が主体的に関与したものであり、経営者が内部統制を無効化した事案と評価できる。

それ以外の不正な売上計上の操作は、営業部門を管掌する増田常務の指示のもと、営業担当者による売上申請を部長が承認することによりビジネス推進部だけで売上計上が完結する業務プロセスとなっていた。売上証憑となる立上報告書は顧客のサインが不要な内部証憑であり、その作成には生産部門の作業担当者が関与するものの、売上計上はビジネス推進部の業務という意識が強く、営業担当者の指示に従って立上完了に達していない状況であっても特段の指摘を行うことなく立上報告書を作成しており、不正な売上計上を牽制する機能は果たしていなかった。当委員会が認定した会計不正は、全て中国の顧客向けの装置の販売取引であるが、中国における立上作業は中国の連結子会社である Oribright 社に委託されていたことに加え、同社の総経理にはビジネス推進部の社員が就任して作業担当者とともに立上報告書にサインしていたことから、本社のビジネス推進部側からの指示がしやすい状況にあった。このように、販売計画を達成したい第 1 線の営業部門の意向に沿って、意のままに売上計上時期を操作することが極めて容易な環境になっていた。

なお、本事案、すなわち、2023 年 12 月期から 2024 年 12 月期への売上計上の先送り（装置 j、装置 l）については、経営が決定した販売計画の変更によって翌期の販売予定となった装置について、当時は経営企画室担当部長であった伊藤氏の指示により、生産部門の次長クラスが、売上計上と矛盾するような実際の作業の進捗状況が表面化しないようにする隠蔽工作に加担しているが、伊藤氏は、経営企画部門が経営の声を代弁するかのよう指示を行っており、内部統制の無効化に近い。

## 3 姿勢・正当化について

2024 年 12 月期から 2023 年 12 月期への不正な売上計上の前倒し（装置 e、装置 f、装置 g）は、当委員会が経営者不正と認定した事案であるが、房野 CEO は、不正への関与を否定しており、不正に及んだ経緯や心境等についての供述は得られていない。

しかし、その他の個別の装置の事案とは異なり、房野 CEO が自ら AC アーネストに相談し、その後の AC アーネストとの協議の状況も細かく把握していた経過から

すると、重要な経営マターとしてフォローしていたことは明らかであり、通期予算達成の蓋然性の確度を高めて積年の経営課題であった東証スタンダード市場への上場をこの時点で達成したいという強い意向とともに、その時点で立上が未了で売上計上を前倒ししたとしても取引としての実態はあり、ゆくゆくは客先での装置の立上が見込まれること、そもそも当社の売上計上基準は FOB 基準にするべきであり、客先に装置があつて代金の 90%を回収している状況での売上計上には問題がないという売上計上基準に関する持論をもって不正な売上計上の前倒しを正当化した可能性がある。

また、当委員会が会計不正を認定した取引に関与した役職員は、そもそも立上報告基準の内容や重要性に関する理解が乏しい反面、特に、ビジネス推進部の社員は、販売計画の達成を重視する姿勢が強く、自身の判断ではなく、増田常務の指示、すなわち会社の方針に従った対応なので問題ないとして正当化していたことがうかがえる。

## 第2 会計不正の未然防止・早期発見が妨げられた事情の分析

### 1 製品の販売の売上計上基準の整備・運用の問題

当社の「販売管理規程」では、製品の販売の売上計上基準は「立上報告基準」と規定されている。当委員会の調査対象期間である 2020 年 12 月期から 2025 年 12 月期までにおいて、2021 年 12 月期までは設置完了基準が採用され、新収益認識基準の適用開始の 2022 年 12 月期の期首からは立上報告基準が採用されており、当委員会が不正認定した取引はいずれも立上報告基準が適用される取引であるところ、上記第 3 章第 2・2 のとおり、同基準については、一連の立上作業の具体的にどの工程で役務提供が完了するのかについて検討が行われたものの、販売管理規程上の改定はしばらく行われることなく、内部監査室の指摘によってようやく 2024 年 5 月 1 日付けで「立上報告基準」に改定されたこと、立上報告基準説明資料以外に立上報告基準の具体的な内容を文書化した社内規程やマニュアル等は見当たらないこと、2022 年 1 月 13 日に財務部から営業部門や製造部門の関係者に説明が行われた以外に社内で立上報告基準についての教育や研修が行われた形跡もないことといった問題があり、企業にとって最も重要な会計方針ともいえる収益認識の会計方針のもと、役務提供の完了時点を認識する具体的な売上計上基準が社内で重視されていたとは到底いえない。

これは、立上報告基準に限らず、当委員会の調査では、2017 年 12 月期から 2021 年 12 月期まで適用されていた設置完了基準の適用時期の取引も一部確認したが、当委員会のヒアリングでは、設置完了基準と立上完了基準の相違を明確に説明できる役職員は皆無で、古くから在籍する営業部門の社員であるにもかかわらず設置完了基準から立上報告基準に変更されたこと自体を知らないと供述する者もいた。営業部門を所管する増田常務にいたっては、設置完了基準の内容や立上報告基準との相

違点などについて当委員会のヒアリングにおいて明確に説明できていないことに加え、新収益認識基準の適用開始後の2022年9月において、「今回着地の振れ幅が大きすぎます。」「新基準の適応時期について2023年1月売上対象からで調整します。」などと記載したメールをビジネス推進部内で送信しており、立上報告基準を遵守する意図も希薄であったといえる。

財務報告に係る内部統制についても、株式上場に向けた準備の過程で設置完了基準によるいわゆるJ-SOXの3点セット（リスクコントロールマトリックス、業務記述書、フローチャート）は作成されており、ACアーネストは当時の内部監査室長の説明からそれらに基づく内部監査を実施していると理解していたものの、問田元取締役は、株式上場の対応で作成したものの実際の運用はできていなかったと供述している。

こうした状況であったため、当社の役職員には売上計上ルールの重要性に対する認識が乏しく、解釈も人によってそれぞれ相違するという状況が生じ、営業部門を中心に販売計画優先の考え方が浸透する土壌となったと考えられ、売上計上基準の整備・運用が著しく脆弱であったことが本件の会計不正を招来したといえる。

## 2 財務部による牽制機能の問題

販売管理規程上、「営業部門担当者は、立上報告書の日付や署名等の記載内容を確認し、販売管理システムにて売上申請を行い、営業部門課長の承認を得なければならない。」と規定されており、上記本章第1・2のとおり、売上計上はビジネス推進部内で完結する承認フローとなっており、財務部をはじめとする他部門は承認フローには入っていない。

立上報告基準上の立上完了に明らかに達していない状況における不正な売上計上の前倒しについては、財務部の承認が必要な業務プロセスとなっていれば、未然に防止できた可能性があることに加え、営業部門と経理部門とのコミュニケーションが発生して売上計上基準の解釈の明確化や規範意識の醸成につながった可能性がある。

現財務部長は、売上計上された装置について、薬液投入、プロセステスト開始、プロセステスト完了、立上完了報告書入手の日付を事後確認しており、当委員会が会計不正を認定した2023年12月期から2024年12月期への売上計上の先送り（装置j、装置l）によって2024年1月に売上計上の先送りが行われた装置について、売上計上基準に達する前にEIP上の配信コメントがストップし、立上報告書と立上完了報告書の日付の逆転が生じているなどの不自然な兆候を把握し、営業部門への確認などを行うことなく、2025年2月にA内部監査室長への報告を行ったが、上長であった伊藤氏はCFOではあったもののCSOを兼任しており、CFOにエスカレーションしての是正は期待しがたく、増田常務が管掌する営業部門に指摘を行うことができる程度の発言力をもつ管理部門専任の取締役はいなかったため、管理部門全体の第2

線としての牽制機能が弱く、会計不正の早期発見には至らなかったものと考えられる。

### 3 内部監査室による内部監査の問題

内部監査室は、室長以下2名体制で業務監査、国内拠点監査、子会社監査及びコンプライアンス監査などが行われており、営業部門に対する業務監査において販売管理規程における「設置完了基準」の「立上報告基準」への改定が行われていないことを指摘して改定を促すなど一定の監査機能を果たしていた。

他方、売上計上のプロセスを対象とする内部監査では、立上報告書に署名が入っているか、定められた者がサインしているかという観点のみを確認するにとどまっており、EIP上の進捗状況の確認までは行っていなかった。

この点、売上計上の期間帰属の恣意的な操作が行われる不正リスクを想定して、EIP上の進捗状況との整合性をサンプルチェックするなどの監査手続を実施していれば、営業部門に対する牽制機能を発揮して会計不正の未然防止につながった可能性があることに加え、仮に未然防止ができなくても早期発見に至った可能性がある。

なお、A 内部監査室長は、債権回収プロセスの業務監査の過程で立上報告書と立上完了報告書の日付が逆転している装置を認識し、2025年6月には、当委員会が会計不正を認定した2023年12月期から2024年12月期への売上計上の先送り（装置j、装置l）によって売上計上が意図的に2024年1月に先送りされていたことを把握し、監査法人の交代前の収益認識という会計監査上重要な問題であることから、その扱いに窮して本来の報告先である房野 CEO への報告を行っていないものの、今井常勤監査役への報告は行っており、是正に向けた然るべき対応は行ったものと評価できる。

### 4 ガバナンスの問題

当委員会が認定した会計不正には、経営トップによる経営者不正が含まれており、取締役会と監査役会による監督・監査が機能していたかが問題となる。

この点、当社は、株式上場の準備の過程で親会社からの独立性を確保するために比較的重厚なガバナンス体制を構築しており、当委員会の調査では、当社のガバナンスの有効性に疑義が生じるような事象は検出されていない。

まず、取締役会においては、立上が未了状態で通常とは異なる売上計上を執行部門が検討しているといった状況が報告された形跡はなく、取締役会として不正な売上計上の前倒しを阻止する機会はなかったと思われる。

また、監査役会については、2023年5月15日開催の三様監査の会議においてACアーネストから、立上が未了状態で通常とは異なる売上計上を執行部門が検討しているといった状況やその懸念点の情報共有が行われているが、不正な売上計上の前

倒しが行われた 3 台について、問田元取締役は、立上が見込まれる状況になったと実態と異なる説明を行っており、その説明を疑うべき事情は特段見当たらないことからすると、監査役監査で不正を発見するのは困難であったと思われる。

一方、当委員会の設置の契機となった本事案が発覚した経緯における対応については、ガバナンスを機能させることによってより早期に深度のある調査を実施していれば一連の会計不正の早期発見に至った可能性があることは否定できない。まず、今井常勤監査役は、業務執行や内部監査部門からの情報を得やすい立場にあり、自身は記憶にない旨供述するものの、少なくとも 2025 年 6 月には A 内部監査室長からの口頭報告により本事案、すなわち当委員会が会計不正を認定した 2023 年 12 月期から 2024 年 12 月期への売上計上の先送り（装置 j、装置 l）を把握したにもかかわらず、社外監査役や EY 新日本への情報共有や取締役会への報告等の対応を行っていない。

また、本件内部通報を受けて実施された本件社内調査の結果が報告された 2025 年 12 月 16 日開催のコンプライアンス委員会では、今井常勤監査役や社外取締役 3 名も出席しており、議事録や録音データを確認する限り、本事案についての議論が相当の時間行われ、同日開催の取締役会後にも協議が行われているものの、EY 新日本への報告や相談の必要性について議論された形跡がない。その結果、2026 年 1 月にコンプライアンス委員会の議事録を確認した EY 新日本からの指摘によって、特別調査委員会の設置の必要性が協議されるに至っている。

当委員会の調査によって当社の役員が EY 新日本に本事案を意図的に隠蔽し、あるいは発覚を先送りしようとした証拠は検出されておらず、2025 年 12 月 16 日開催のコンプライアンス委員会と取締役会には、公認会計士資格を有する社外監査役が欠席していたという事情があるものの、こうした本事案の発覚の経緯からすると、当社のガバナンスを担う常勤監査役や社外役員は、会計不正のリスクに対する感度が鈍かったと指摘せざるを得ない。

### 第 3 根本原因の分析

上記本章第 1 及び第 2 の分析を踏まえ、本件の根本原因を分析すると、開示や会計に対する経営者の姿勢や誠実性に最大の問題があるように思われる。

まず、房野 CEO は、当社の売上計上の基準は、恣意的な操作の余地のない FOB 基準にすべきで装置を船積みした時点で売上の 90%を計上し、残りの 10%の売上を立上完了時に計上すべきという持論を従来から主張しており、当委員会のヒアリングにおいても繰り返し供述している。

新収益認識基準のもとでそのような会計処理を行うのであれば、PO を分けて別個の契約とした上、それぞれの履行義務の充足を明確化する必要があるところ、房野 CEO は、当社側の売上計上のために顧客がそのような契約の分割に応じることは現

実的にはあり得ないことを説明した上で、それでも FOB 基準が妥当との見解を主張している。

新収益認識基準のもとの立上報告基準の整備・運用に大きな問題があったことは上記本章第 2・1 のとおりであるが、内部統制の整備・運用を行う責任は経営者であり、本来は、経営者として会計上のルールである新収益認識基準を十分に理解した上、履行義務を充足した時点の認識に恣意性が残るのであれば、監査法人と協議した上、その時点を客観的に明確化するための内部統制を構築し、その運用を徹底すべきである。

また、房野 CEO は、市況の変動の激しい半導体事業の業態の性質上、売上や利益の予想を行っても大きくズレが生じる実態があり、開示した数字を守ることは無理があるとして FOB 基準による売上計上を主張する根拠の 1 つとするものであるが、企業の経営成績や財政状態をステークホルダーに開示するための前提となる企業会計の基準や会計方針について、業績予想と実績との乖離を回避するために変更を求めるスタンスは合理的とはいえない。

さらに、房野 CEO は、自身は記憶がないと供述するものの、自ら監査法人に通常とは異なる売上計上の方法を相談した取引について、監査法人に対して、実態と異なる説明をしており、財務諸表の作成者としての誠実性には極めて大きな問題があるといわざるを得ない。

このように、当社の経営トップとして長く当社の経営を担った房野 CEO には、上場会社の経営者として備えるべき会計の基礎的な素養、すなわち会計リテラシーが不足しており、投資者をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすべく会計や開示に真摯に取り組む姿勢、さらには財務諸表を作成する経営者としての誠実性が欠けていたといわざるを得ず、これらは本件の会計不正が発生した根本的な原因として指摘すべき問題といえる。

## 第6章 再発防止策の提言

本章では、上記第5章の発生原因の分析を踏まえ、当委員会が提言する再発防止策について記載する。

### 第1 会計リテラシーや誠実性等を備えた経営トップによる経営体制の構築

上記第5章第3のとおり、経営トップの会計リテラシーが不足していたことに加え、投資者をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすべく会計や開示に真摯に取り組む姿勢や財務諸表を作成する経営者としての誠実性が欠けていたことが本件の根本原因であることを踏まえると、指名報酬委員会を中心にして、当社の経営者として備えるべき資質を今一度整理した上、経営トップの会計リテラシーの醸成や経営体制の変更など会計リテラシーや誠実性等を備えた経営トップによる経営体制の構築に向けた取組みを行うべきである。

### 第2 立上報告基準の「立上完了」の定義の見直しの要否の検討

新収益認識基準の適用開始後の当社の売上計上基準である立上報告基準は、上記第5章第2・1のとおり、その整備・運用に大きな問題があったことに加え、現状の当社の会計方針に照らすと、役務提供を完了した時期を認識する基準となる「立上完了」の定義の妥当性には疑問の余地がある。

こうした状況を踏まえると、当社として立上報告基準の「立上完了」の定義の見直しの要否を検討した上、監査法人とも協議の上、必要に応じて立上報告基準の「立上完了」の定義の見直しとともに過年度の売上計上の妥当性を検証する対応を行うべきである。

### 第3 売上計上基準の整備・運用の徹底

上記本章第2記載の立上報告基準の「立上完了」の定義の見直しの要否の検討に加え、売上計上基準の適切な文書化とともに、営業部門にとどまらず全社的に会計リテラシーが不足していたことを踏まえ、全社的に教育研修や周知活動を行って社内における規範意識を醸成し、製造部門からの牽制機能も強化するなどしてその運用を徹底すべきである。

この点、当社は、2026年12月期からの監査法人による内部統制監査の開始に向けて、2025年8月から内部統制(J-SOX)体制整備プロジェクトを全社的に開始しているところ、プロジェクトの実施体制の見直しを行うとともに、売上計上の業務プロセスを最重要課題として、内部統制の整備・運用に取り組むべきである。

### 第4 売上計上における財務部の承認の制度化

上記第5章第2・2のとおり、立上報告基準上の立上完了に明らかに達していない

不正な売上計上の前倒しについては、財務部の承認が必要なフローとなっていれば、未然に防止できた可能性があること、また、当社の半導体製造装置の年間の売上計上件数は通常数十件程度であり、財務部が第 2 線として各製番の売上計上時期の適切性を確認した上で承認することは現実的に可能であると考えられることを踏まえると、売上申請の承認者は、ビジネス推進部の部長にとどまらず、財務部の担当者を承認者に加えることを制度化して適切に運用すべきである。

## 第 5 管理部門専任の取締役の選任

上記第 5 章第 2・2 のとおり、現状、営業部門に指摘を行うことができる程度の管理部門専任の取締役はいないため、管理部門全体の第 2 線としての牽制機能が弱かったことに加え、現状の CFO は CSO を兼務しており、管理部門の専任ではないことなどを踏まえると、全社的に管理部門全体の牽制機能を強化するため、管理部門専任の取締役の選任を検討すべきである。

## 第 6 不正リスクを想定した内部監査の実施

上記第 5 章第 2・3 の内部監査室による内部監査の問題を踏まえると、売上計上の期間帰属の恣意的な操作が行われる不正リスクを想定して、EIP 上の進捗状況との整合性をサンプルチェックするなどの監査手続の実施を検討すべきである。

内部監査室は、業務監査や内部統制の運用評価など今後の再発防止の観点では極めて重要な役割を担うと思われるため、必要に応じて増員や外部リソースの活用による体制の強化や専門的な知見の蓄積を視野に入れた対応も検討に値する。

また、2025 年 6 月に内部監査室長が本事案の売上計上の先送りを把握して常勤監査役に対する報告を行ったにもかかわらず、監査法人への情報共有や対応の協議が行われなかったことを踏まえると、三様監査の連携を強化し、不正リスクについての速やかな情報共有が徹底されるように三様監査会議の運営等を改善すべきである。

## 第 7 会計不正リスク対応のガバナンスの強化

上記第 5 章第 2・4 のとおり、当社のガバナンスを担う常勤監査役や社外役員は、会計不正のリスクに対する感度が鈍かったことを踏まえると、こうしたリスク感度を高めるための取組みを行う必要がある。具体的には、半導体業界における会計不正やガバナンスが機能しなかったことにより発見が遅れた会計不正の事例などを題材とした役員研修を実施するなどの取組みによって、会計不正の兆候や疑義を把握するアンテナの感度を高め、仮にそうした兆候や疑義を把握した場合には早急に監査法人や外部専門家に対応を相談することを基本動作として意識付けることが考えられる。

また、単に役員研修を実施することにとどまらず、上記の基本動作の意識付けや会計不

正のリスクへの感度を高めるため、社外取締役協議会に社外監査役も加えた会議体を設定して必要な議論を行うことも検討に値する。

以上

別紙

「ヒアリング対象者一覧」

(公表版では省略)